

## 第三章 幕藩体制の動揺と崩壊

### 一 支配の変遷と村・町

#### (一) 白河藩支配の村々

##### 支配領域の変更

長い間財政窮乏と百姓一揆に苦しんだ、松平大和守（結城氏）が転封され、これを機に矢吹地方もふくめた奥南地方では大幅な支配領域の変更があった。すなわち寛保元年（一七四一）十一月一日、幕府は、白河藩主松平大和守明矩（義知）を播州姫路へ、越後高田藩主松平（越中守）定賢を白河へ、姫路藩主榊原小平太政永を越後高田へ、それぞれ移封させた（〔徳川実記〕）。実際の転入封は翌年三月であるが、この間に白河領内惣百姓の大一揆があったことは先にのべた。

右の移動の際、藩成立以来白河藩領であった村々の内、一万三、五〇〇石余は天領、八万四、六〇〇石余は越後高田藩（榊原）の分領となり、新白河藩主松平定賢の領地は、白川郡四二カ村・石川郡一二カ村・岩瀬郡二五カ村で九万石弱と、信夫・伊達両郡の分領一三カ村その他で二万石余、計一十一万石であった。

矢吹の村々では、矢吹・松倉・三城目・明岡・柿之内・中畑新田の各村が白河領として残り、他は高田藩分領となるのである。

〔久松平系図〕



久松氏松平の系譜

久松氏松平は、徳川家康の異父弟久松定勝を祖とする。定勝の三男定綱（初代）は、下総山川一萬石から始まり、数度の転封を経て最後は伊勢桑名で一萬石の大名となった。その後定重（三代）が、宝永七年（一七二〇）に越後高田に移されて同じく一萬石を領した。松平定賢は七代目に当たるが、実は定賢は水戸徳川家の分家である陸奥守山藩主頼貞の三男から久松松平家の養子となり、享保十二年（一七二七）養父定儀（六代）のあとをついだのである（『福島県史』<sup>3</sup>、「白河藩」および『新編物語藩史』<sup>2</sup>、高田藩）。白河へ入って以後の年譜は次の通りである。

定賢 寛保二年（一七四二）入部、明和七年（一七七〇）七月卒す。

定邦 明和七年八月家督、天明三年（一七八三）十月致仕。

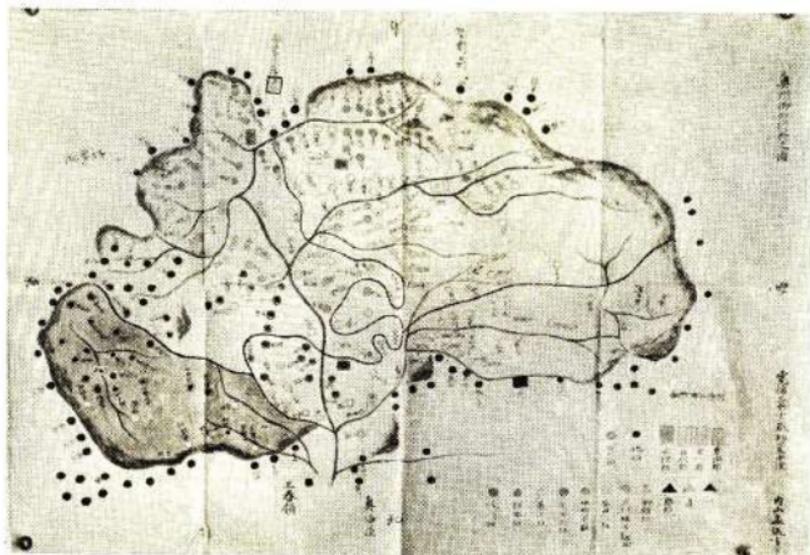
定信（八代將軍吉宗の子・田安宗武の三男。定邦に嗣子なく、養子となる） 天明三年十月家督、文化九年（一八一二）四月致仕。

定永 文化九年四月家督、文政六年（一八二三）三月伊勢桑名へ転封。

所替えと農民

寛保二年の領主交替の際に起こった百姓一揆については先にふれたが、ともかくも松平定賢就封の際の村々の困窮ぶりを、農民がどう訴えていたかを、右の一揆の同年三月の訴願書から引用する。まことに生々しい。※（ ）内は筆者補足以下同じ。

右之通（慶安検地以後の取替の強化により）、領内人少ニ罷成候故、御田地の耕作百姓共御手余り申候、尤余国之儀ハ罷取り（本百姓）老人ニ而ハ老町或ハ老町式三反宛農業仕候故、悉く手張候而（自分の力以上の労働をして）、自然と手入鈍末ニ罷成、実取り（実収穫）等すくなく、他領ニ而ハ夏作時分芝地又ハ畦草等ニ而こやし之貯仕候へ共、白河領之儀人少故左様之手入茂不ニ罷成、自然田畑（手入れをしない耕地）ニ罷成候而弥々困窮相募候上、出生之子供扶助養育難ニ成、身上之者共先年御卒（慶安検地）以後ハ、



寛保3年 奥州知行所之図 (高田市立図書館蔵)

武藏三歳之子供捨子ニ仕、且又出生之嗣を返し(押返し・子返ともいう、問引きの隠語)候旨申候而直ニ段申候、女子ハ別而用立不レ申候趣ニ而、を返し申候ニ付領内ニ女すくなく、依而出生之子供すくなく御座候、甚以不仁之致方ニ而歎數儀とハ人々奉レ存候へ共、扶助難レ仕身上之者共、無<sub>レ</sub>セヒ一事ニ奉レ存候、此儀自然と郷中之風俗ニ相成人々茂かくし不レ申様ニ罷成候

(「福島県史」3  
七三五―六頁)

新領主は、こうしたひどい農村困窮と一揆激発のさ中に就封したのである。領内では、重税とあいつぐ災害→農民窮乏度の深化→問引き・欠落<sub>おくれ</sub>・都市への流亡→村内の手余り地・荒地の増加→残った農民への負担過重→一揆の激発という悪循環がくり返されていた。この様相は人口の動態からだけでも読みとれる。第8表は、高田藩領になった中野目村の円谷家文書・「御領内惣人数御改増減之覚」(『矢吹町史』2巻)から作成したが、延享元年(一七四四)から安永九年(一七八〇)までの三七年間に一割以上の人口減を見るのである。このあとすぐに天明の大飢饉のあることを思えば、まことに深刻な事態であったといえよう。こうした農村の困窮状態に対する藩の施策は、史料の上でもないし、実際にも具体的にはほとんどなかったといつてよい。

定賢のあとをついだ定邦は病弱で嗣子なく、安永三年(一

第8表 延享元年（二七四）～安永九年（二六〇）白河領人口増減

| 年次       | 総人数   | 男     | 女     | 総数増減    |
|----------|-------|-------|-------|---------|
| 延享元（二七四） | 三、五二一 | 一、八四六 | 一、六九五 | —       |
| 寛延三（二七五） | 三、九七五 | 一、八二四 | 一、六六一 | 減 五五六   |
| 宝曆六（二七六） | 三、四四五 | 一、七三四 | 一、五一一 | 減 五二〇   |
| 々（二七七）   | 三、六二二 | 一、六九六 | 一、五〇五 | 減 四六二   |
| 明和五（二七八） | 三、六四四 | 一、六八一 | 一、五〇三 | 減 一九    |
| 安永三（二七九） | 三、六五五 | 一、六五三 | 一、五〇二 | 減 三九    |
| 々（二八〇）   | 三、六六六 | 一、六〇三 | 一、五二三 | 減 九元    |
| 延享間の減人数計 |       |       |       | 減 三、四四三 |

（中野目、円谷家文書「安永九年大庄屋手帳」より）

史】2巻 資料）によって当時の矢吹村の村勢を見ておきたい。

村の生産高は、本田が三五三石七斗七升（太閤検地の評価）、本多能登守時代の改出が一一八石三斗五升七合（慶安検地によるプラス高）で、その計四七二石一斗二升七合であった。このうち田方は、上田から下々田までを合せて二四町一反九畝で、その高二九六石二升二合、畑方は上畑から下々畑までの計三五町七反五畝二七步で、その高一七六石一斗五合とあり、耕地内別は畑が多い村である。

右の高のうち、課税対象から控除される土地がある。「万引方」六石七斗五升三合とか、大福寺分引米二斗五升一合四勺、「古川欠砂入引」（洪水のため耕地として役立たなくなった土地）三石二斗五升三合などであるのがそれである。

慶安検地以後の新田畑開発もある。「本田能登守様御領分之節改メ出新田」（慶安検地帳に記されず、その後あらためて課税対象となった分と思われる）一石六斗四升五合、「松平下総守様（奥平氏松平）御領分之節御改メ新田」三石二斗五升三合などとあり、天和・元禄期（一七世紀末）以後では、村高は五二〇石七斗七升九合と査定されるのである。

七七四）に八代將軍吉宗の孫にあたる定信（田安宗武の子）を養子とするが、安永五年三月、將軍家治の日光東照宮社参の警固を命ぜられた定邦は、病氣を理由に養子定信を代理させた。定信は無事その任を果したあと、はじめて領地白河に入って領内を視察し、農村の貧窮ぶりのひどさに接し、それへの施策のなさをなげいたという（『福島県史』3の「白」）。

寛保二年の  
矢吹村（町）  
所替えの寛保二年（一七四二）に、各村は「村明細帳」・「村差出帳」・「村鑑」等を提出させられている。現矢吹町本町の

熊田家文書の「寛保二年御尋ニ付記録明細取調書上帳」（吹町



松平定信画像

総戸数は八一軒、このうち「高持百姓」(本百姓)は五〇軒、したがって「無高百姓」(水呑)は三一軒ということになる。本百姓五〇軒で割れば、一人当たりの持高の平均は一〇石四斗強、水呑も含めた八一で割れば、平均持高六石二斗弱となる。一人当りの持高は他地方に比してかなり少ない(純農村では一五石前後が本百姓一戸の平均)。これは矢吹村が宿場町としての機能を発揮しはじめた時期で、農業以外で生計を立てる旅宿・店がふえていることを推定させる。総人口は三五〇人、内男一九二人・女一五二人である。一戸当り人数は四・六人であるが、男と女の数が、女の数が少ないのは他村でも同じで、「間引き」などの、かなしい風習の結果である。育てられない時は男の子と女の子のどっちを犠牲にするか。江戸時代の儒教的封建道徳では、男尊女卑があたり前だったし、また、年貢諸納に困って子供を身売りさせねばならない時も女の子が多く犠牲になったのは、矢吹村だけではない。

この年村内に三一疋の馬が飼われている。農耕用もいただろうが、多くは参勤交替などの宿継荷送りに使役されたものであろう。

白河領内の他村と同じく、水田の繩引き地割制の記事もある。さきにもふれたが、この制度は田地の良否によって収穫に不公平が生じ没落する農民が出ては困るので、一定年毎にくじ引きで割りがえるもので、矢吹村では、八年毎に行い、当番年は七月中に惣百姓が大佛寺に参会し、田分けのくじ引きを行なう。この際下田に当たった者へは「打穀増米」と称す

る手当を農民間で出し合う約束であったが、なかなか約束通りにいかなかった。畑方は割りかえはなく、めいめい「一定持」であった。この繩引き地割制については、のちにもふれる。

宿場の発展にともない、旅宿もふえていった。すでに慶安三年(一六五〇)には飯盛女を置くことを願ひ出て許可されている。宿駅についての詳細は後述する。

#### 松平定信の登場

安永三年(一七七四)三月十一日、幕府は「松平越中守定邦をめして、大藏卿治察卿(田安)の弟賢丸(八代将軍吉宗の子田

安宗武の三男定信)をやしない、むすめにめあはせよと命じた(『徳川史紀』)。定邦が病によって致仕し、養子上総介定信が封一萬石を襲うのは天明三年(一七八三)の十月十六日である。二六歳の青年藩主定信は、かの天明の大飢饉のはじまった時に登場するのである。白河入城以前に、定信は江戸で、「白川凶年にして万頃一毛のたつるなし。皆す立といふている粉などもなき程なりたり。俄に飢饉よと云ひたれば城下に儲へし米もなし」(『宇下』)との惨状を聞き、白河に入つてからは「人此家今日は亡びなと思ふなり」、「家中人割扶持にて誰も飯料にことかきしかば、皆打つどひて願ひ出したきなど聞えし」(同上)状態を実見したのである。この大飢饉についてはあとで詳しくふれるが、ともあれ大飢饉のもっともひどかった天明三年と七年の四年間是否応なしに自藩の農村復興と藩政たてなおしに没頭せねばならなかったのである。

### 前期の藩政改革

定信は、他藩や、かつての白河の藩政改革(宝永年間)のように、有能な藩士の登用や建築によって改革はすすめず、藩主自ら改革担当者となつて改革を行つた。これは以前にしばしば勤農派(農村復興)と取奪派(藩財政復興)の対立抗争を生じ藩政の混乱をまねいた前例があるからである。

天明三年の白河領内は、表高一萬石に対し、一〇万人、〇〇〇石の減収といわれた。この年十一月江戸に在つた定信は「御訓誠」二二カ条を郡代を通して領内に告諭した。要約すれば、

- (1) 百姓の農業出精と荒地開墾の奨励、(2) 商品作物の制限、(3) 離村・出稼・他所奉公の制限、(4) 五人組掟の遵守強調、(5) 日待・神事等寄合の制限(一揆防止)、(6) 貯穀・貯蓄の奨励、(7) 間引防止と育児奨励、(8) 百姓の手習・読書の制限、などである(『物語藩史』<sup>2)</sup>。農民層の分化、商品経済の拡大等の社会の変化を無視し、ひたすら自給自足的封建経済の復興を説くこの訓誠は、具体性もなく、現実の農村窮乏の対策とはなっていないが、惨状を実見していない時期のものとしてやむをえぬともいえる。

『仁政録』その他定信の伝記類は皆、飢饉の際の対策よろしきを得て、一人の餓死者も出さなかつた善政をたたえている。例えば岩瀬郡鏡沼村郷土常松次郎右衛門は、次のように記している(『郡誌』)。

白河太守（定信）早くも凶歉察せられ、（天明）三年八月吏員を派して越後及会津より六千俵、浅川陣屋より三千俵、二本松より千俵、其他大坂等より米を買入れ家中渡し米常に滞りなきのみならず、白河三郡に三千俵、伊達郡保原方面へ三千俵を救恤せられたり、同十月よりは諸国穀止となりしも手配敏速なりしが為め差支なかりき、又開発（田地）の精力を養ふため、江戸より、アラメ・干魚・鱒・フスマ・稗・干大根等を数千俵買入れ救恤せられ、是を以て白河領内には一人の餓死するものなく、百姓大守の仁政を嘆美せざるものなし、此年の年貢は平年作の二分とし上納せり（下略）

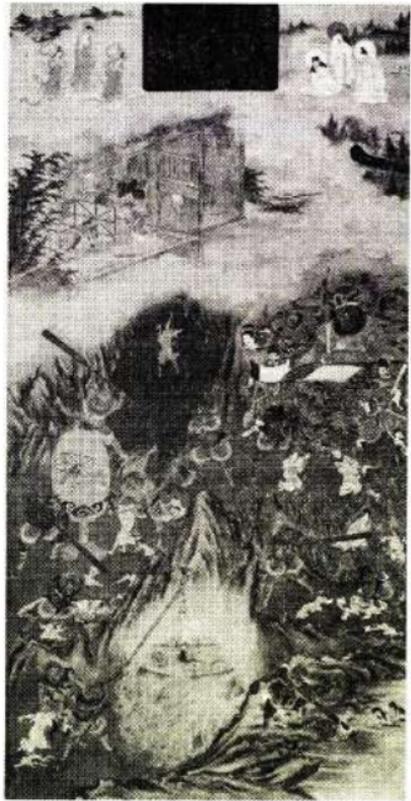
他の伝記も大同小異だが、話はかなり割り引いて考えた方はよさそうである。なお、越後柏崎から一万俵を廻送したとする説もある。先の「御訓誡」の前文は、「財政びんらんの結果、藩に米金の蓄積すらなく、また領内に米金なし」と歎いており（『福島県史』<sup>3</sup>、高騰した米をこれだけ買い集める資金をどこから得たのか、さらに、買い集めた地方でもほとんどこの年五月からの冷害で、当然飢饉が予想されていたわけで、どうして他藩に売ることをゆるされたのかなど、疑問は多い。しかし割り引いて考えても、他藩に比して定信の対応は早く、極力被害を出さない方策がかなり成功したことは事実であろう。前代にあればど百姓一揆が多発した領内で、他地方での一揆の高揚とは対照的に、一つも起っていないことは注目してよい。

買い集めた米は、家中には一日男五合、女三合の割で貸与、窮民には一〇日目毎に一軒当り三升づつ賑恤したという（『福島県史』<sup>3</sup>）。

家臣に対する対策としては、(1)日常の食事・衣類・振舞その他で極力質素節約し、支出をへらすこと、(2)俸禄を半知借上げること、(3)許可なくして養子縁組せざること、百姓・商人との縁組をしないこと、(4)許可なく鷹符をしないこと、(5)その他家宅・普請・宿泊等のごとが規定された（『福島県史』<sup>3</sup>、『新編物語藩史』<sup>2</sup>、『白河市史資料集』<sup>6</sup>参照以下同じ）。

定信が白河域に入ってから、天明七年六月幕府老中首座となるまでの四年間の治績は詳細にはわからないが、農村の視察、目安箱の設置、年貢納入法や納期の合理化、新百姓取り立て、質物奉公人への金銭貸与、貧窮者対策事業、墮胎問引きの防止、伝染病防止のため薬下付、並木植林・武備祭などがあげられる。

農村巡視は、民情調査を目的に定信自身がかんりの村々を巡回した。たとえば岩瀬郡湯本村に行く途々の農民の窮状を見



地獄がえし絵図（白河市 常宣寺蔵）

民の紛争をなくそうとした。また年貢の納期は三期に分けてあったが、各期毎に滞納しなかつた村には酒一斗とするめ一〇枚を給した。貧窮者対策としては、阿武隈川の築堤工事を起し、男女を問わずかなりの賃金を支払って働かせた。

間引き防止対策としては、子供二人目から七夜に一両、一年後にまた一両を支給し、五人以上の子持には年に米一俵を給した。また江戸靈巖寺の上人描く「地獄かえしの図」を白河の常宣寺へ下げ渡し、随胎間引きの非人道性を強調宣伝させた。人口減の中でも特に女子の数が少ないので、女房をめとれない者のために越後分領から女子を集め、旅費を給して白河に移住させ所帯をもたせたりもしている。文政十年（一八二七）までに領内人口は三、五〇〇人増加したというが、右の努力も大いにあずかっていたのである。植林については天明三年から寛政三年（一七九一）までの八年間に七一万六、〇〇〇本の松・杉を街道沿に植えさせたが、これは街道往來の便だけではなく、野州那須からの寒風が田畑耕作に害ありとしてそれを防ぐためでもあったという。

て、帰城後とくに郡代を召して穀類を与えて賑恤せしめ、村民はこれに感識して馬鞋うまぐつしを献ずるなど（岩瀬「郡誌」）、かなり具体的に即決主義であつたらしい。目安箱は天明四年八月から実施し、江戸藩邸・白河城下・柏崎陣屋の三カ所に設けた。年貢については、各村に「万雑帳」を備えさせて、村の年貢や収支勘定を明細に記させ、年貢勘定不正をめぐる名主と農

## 幕府老中・将軍補佐、定信

幕政改革をのぞんでいた定信は、幕閣入りを志していた。あれほど賄賂政治をきらった彼も、田沼意次のもとへむりに贈賄し、さらに嫡母宝蓮院を通じて将軍周辺へも働きかけていた。それが効を奏し、天明五年（一七八五）十二月、溜問詰となる。溜問とは、神原・井伊・保科・酒井・奥平など、

将軍に深い関係をもつ大名や、かつて老中をつとめた大名のいる江戸城中の詰所で、ここに詰める大名は政務を老中と討議したり、将軍に直言したり諸大名に大事を命じたりできる重要な資格をもつ。そして天明七年（一七八七）六月、念願の老中首座、ついで翌八年将軍補佐の地位につき、いわゆる寛政改革を開始するのである。時に定信は三〇歳であった。

寛政改革の内容については多言を要しないであろう。ここでは津田秀夫氏のこの改革をめぐる当時の幕藩体制の直面していた状況の要約を記す。

「解体過程にはいった幕藩体制が、田沼期を通過することによって、たんに体制の変質化にとどまらず、寛政改革を実施する段階では、そのままに放置すれば体制自体が崩壊せざるをえないような本格的な封建的危機に直面していた。幕府や諸藩は、何よりもさきに幕藩体制の瓦解をくいとめ、その維持策を講ずる必要があった。権力維持のために、具体的内容はいろいろ異なるが、『農民保護』策を採用して、領主層と農民層との間の対立・矛盾の激化をくいとめようとしたのである。そしてさらに、「経済政策では直接的な生産統制のみならず、間接的な流通統制を重視したのである。」「この意味では、寛政改革の本質はたんに農政面での農村の再興策を講じたところに特色があるだけでなく、市場統制の上でも、江戸市場の強化策につとめた点で特色のあるものであった。しかしながら、これらの諸問題や対策が具体的に展開するのは、化政期なり天保期なりの政治経済の政策のなかにおいてであった」（津田秀夫「寛政改革」、岩波）。

一時は田沼意次を刺殺する決意で、短刀をふところにして登城したという定信である。改革にのぞむその決意には、まことにきびしいものがあった。しかし、決意のみでは、動揺する幕藩体制の根本的なたてなおしは不可能であった。寛政五年（一七九三）七月、定信は将軍補佐および老中を免ぜられた。個々の政策実施ではかなりの成果をあげたとはいえ、「もとの濁りの田沼こひしき」との民衆の声を背に、翌寛政六年六月白河へ帰ったのである。



寛政2年 赤子養育御手当金に付申渡伊藤光之祐藏(大池)

### 後期の藩政改革

帰国した定信はひきつづき藩政改革に力を注いだ。幕府老中の時代からのものもふくめて、白河藩主にもどつてからの定信の藩政をできるだけままとめておきたい。

まず農業政策であるが、その基本は、寛政十一年(一七九九)正月に出された長文の「御百姓心得方申聞書」(『福島県史』<sup>8</sup>五五六頁以下)につづる。これは前期改革当時からの定信の農政への対応がすべて示されているといえよう。要約すると、

- (1) 間引き・押しかえしを禁止、出生養育に努力すること、(2) 貧困者へは、拝借金の制を設ける、(3) 農業に専念、出精すること、(4) 衣類・食料・家普請・葬祭・念仏講その他について特に儉約を守ること、(5) 博奕・喧嘩・口論・地芝居を禁ずる、(6) 松・杉・梨・柿・栗など樹木栽培のこと、(7) 刈敷取り入れに気をつけ盗伐を禁ずること、
- などである。

本来の封建農業に出精せよとの態度は前と変わっていないが、そのほか、ある程度の商品作物(附子・紅花など)をゆるし、畑作地帯には樹木栽培を奨励してその木材の利用、果実の販売による収益増などもすすめている。その他荒蕪地の開墾、宿場に集まる人々の帰農をすすめたり、独立できない農民には、金三両を貸付けて嫁をもたせて新百姓として取り立てたりもしている。

次に、矢吹町大池の伊藤家文書から、寛政二年(一七九〇)の赤子養育手当についての史料を紹介しておく。

寛政二年九月、このたひ出生の赤子

此たひ出生の赤子やういくとして五ヶ年之内御手当被三下置一段被仰出候、  
 一くわいたひいたし候へ、村役人ととけ可申事、

一 出生いたし候ハハ是又とゞくへし、もし出生の子死候ハハ是又とゞけ村役人より其段可ニ申出候、其節改役人可レ遺候（改役人可レ遺候は、改役人可レ遺候の意である。）

一 当戊より来ハ寅迄五ヶ年之内ハ出生之分男女にかぎらず金沓兩ツム可レ被下候、尤式分宛兩度ニ可ニ相渡候、

一 出生の子をやういく不致ものハきひしき御仕置ニ可レ被仰付候、

附、村役人ハ勿論向三軒兩となりをも御とがめ可レ被仰付候事、

右之段被仰出候間、急度可ニ相守事、

寛政二戌年九月

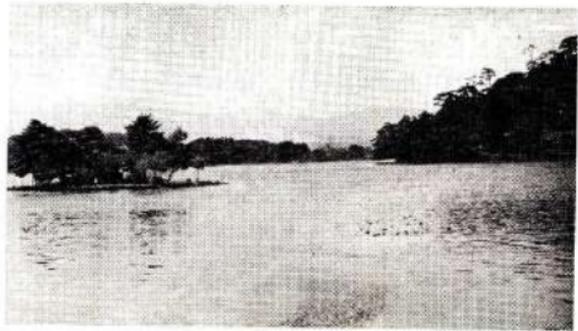
御勘定所

（矢吹町正二巻資料  
科編141—12四）

間引き防止については、かなりきびしい態度でのぞんでいたことがわかる。生まれた赤子を育てない者は本人はもちろん、向う三軒両隣の者まで処罰するぞというのである。

藩士の困窮対策としては、資金の融通の他に、上州の毛織物技術者清水吉左衛門を招いて七石二人扶持を給して、下級藩士の女子に限って習わせランシャ織や、白兔しろうさぎの毛でつくる三紡織と称する毛織物を織らせ、また京都西陣の織工泉源右衛門を招いて、ちりめん・絹物・どんすなどを織らせ、京都室町坂本屋に販売したというが、貧窮家臣の収入にどれだけプラスしたかは明らかでない。また、藩の馴者・藩士の仲間・小者・六尺などに、荒蕪地一四町歩を開墾させ、これを「奉公人新田」として下士層の生活費自給にあてさせている。

次に農業以外の殖産興業政策についてふれる。一つは、藩資金による諸工芸品の製造で、ガラス・陶器・彫刻・武具・鍛冶などがこれに当る。ガラスは、須賀川の氷壺ひょうぼというガラス工に資金を与えて製造を援助し、輸入品をしのご板ガラスをつくらせたという。また氷壺の門人権兵衛を江戸のガラス工長崎屋甚蔵の下でオランダ式ガラス製造を研究させたともいう。ただしこれは多分に藩主の趣味的な事業であって、採算のとれる工業経営に発展したとは思われない。武具・刀剣類の製造も同様の性格である。陶器については、白河町の下田屋という陶器商に資金を与えて陶器製造所を設立させ、さらに桜町の瓦師かわらじ小村覚右衛門を各地の陶器産地に遊学させ、開発普及につとめさせ、とくに急須・焔炉えんろはかなり売れ、民間に根を下ろしていったという。同じころ会津の漆器技術も輸入され藩内に普及した。



南湖（白河市）

第二は、織物・製紙業などの勲業であるが、織物の方は、下級藩士の授産としてのねらいがつよく、それは前に述べたとおりである。製紙業は主として藩内需要のために行ったもので、会津の牧村善右衛門を招いて、半紙・半切・のべ紙・はな紙・奉書紙・色紙・短冊などを製造普及させ、かなり民間に普及させたというが、その産地や製造販売の量などを示す史料はない（以上『新編物語藩史』）。

次に教育・文化政策について。定信老中時期の寛政二年五月、例の「寛政異学の禁令」を発するが、同時に朱子学を中心とした教育・学問・武芸の普及につとめ、従来の藩学問所を拡張して、藩校立教館を建て、藩士の高下の別なく一歳に達した子弟を入学させて教育した。この際立教館の経営のため荒蕪地五三町歩余を開墾させたのが「字田新田」の地名のおこりである。そのほか寛政十一年（一七九九）には、白河・須賀川に敷教舎を建て、庶民の子弟の教育にもつとめたという。

享和元年（一八〇一）に竣工した南湖公園は定信が西洋知識を駆使して、白河城下南方の沼沢地を利用して造らせたもので、自らの楽しみに、灌漑・魚介養殖・軍船操練その他の目的もこめて計画したものである。そのねらいがどう生きたかは別として、今は多くの人々の心をうるおす「公園」となっている。

定信は学者でもあり、自らの『花月草子』・『字下人言』・『集古十種』などの著作の他、広瀬蒙斎（典）など当時の名ある学者を動かして領内を調査させ、『白河風土記』・『白河古事考』・『車輿図参』などを編さんさせた。その後世への寄与は大きい。定信の蔵書は、文政六年（一八二三）で二万巻に達したという（『福島県史』3『白河市史』）。

藩政改革とは別だが、海防についての白河藩の果たした役割についてふれる。定信は、寛政改革時に、『海国兵談』を著した林子平を処罰したが、現実には寛政四年（一七九二）にロシア使節ラツクスマンが根室に来航して通商を求め、これ



感忠銘（白河市攝目）

より海防の必要を痛感させられた。みずから房総・伊豆・相模を視察して江戸防備を考えたが、自分の白河藩には、房総富津の海岸に五カ所の御台場を築かせ、人数を配した。このため三カ年の儉約令を家臣団に申達している。定信老中免職後も、白河藩は、文化七年（一八一〇）以降、江戸湾防備を担当し、さらに安房三郡・上総二郡合せて三万石余の地を知行させられ、その沿岸防備の任にあたった。

### 阿部氏の就封

文化九年（一八一二）四月、定信は致仕して楽翁と号し、嫡子定永が封を襲いだ。定永は文政六年（一八二三）三月に、故領伊勢桑名一一万石へ転封を命ぜられ、代って武蔵忍一〇万石の領主阿部正権が白河へ移されることになった。この前年は白河領内各地で早魃がつづき、農民は、年貢収納にもさし支えていたが、藩は桑名移転費用のためにも、年貢納入督励、追駒の貸付金強制回収、村益金（追駒代のうちからわずかの歩金）の下げ戻し延期などの手段に出たため、農民が大挙藩役所に押しかける騒ぎがあったが、藩は須賀川その他の富豪から二度にわたって八〇〇〇両の借金をして何とかこれを取りおさめて、同年九月桑名へ移った（『白河市中』）。

代わった阿部氏は、三河以来の徳川家譜代で、正勝は幼少より家康に仕え、その関東入国に際して伊豆の市原に知行地



を与えられ、伊予守に任じられた。その嫡子正次の時、小田原五万石の領主となり、のち老中となった。これが阿部氏宗家である。正次の弟忠吉も、関ヶ原合戦・大坂の役に功あり五、〇〇〇石を与えられ、その子忠秋は、家光に仕え豊後守に任ぜられて大名となり、若年寄・老中を歴任して寛永一二年（一六三五）武蔵忍で五万六、〇〇〇石を領した。その子正武の時一〇万石に増、その後五代を経て、白河藩主となったのが正権である。正権の所領は、城付の白河・石川・岩瀬三郡五万九、〇〇〇石余、伊達・信夫二郡および出羽東根に五万三、〇〇〇石余、計一十一万二、〇〇〇石余であった。正権以下八代の系譜は次の通りである。

正権 文政六年（一八二三）三月の白河藩主となる。同年十月江戸にて死去。

正篤（紀伊頼興の子房丸、正権の養子） 文政六年六月家督、天保二年（一八三一）十一月致仕、同一四年三月死去。

正瞭（松平信明の子、益之助、正篤の養子） 天保二年十一月家督、同七年奏者番、八年寺社奉行兼任、同九年（一八

三八）五月死去。

正備（大村純忠の子、正瞭の養子） 天保九年十二月家督、同十四年奏者番、弘化三年（一八四六）六月、出羽分領一

万八、四〇〇石余を官に入れ、かわりに遠江・播磨で三万四、〇〇〇石余を賜わる。嘉永元年（一八四八）三月致仕、

明治七年死去。

正定（分家阿部正藏の子誠一郎、正備の養子） 嘉永元年三月家督、同六月死去。

正者（正定実子） 嘉永元年十一月家督、同二年奏者番、文久三年（一八六三）八月江戸府内警衛、同五月大坂警衛、

同八月京都警衛を命ぜらる。元治元年（一八六四）三月死去。

正外（分家阿部正藏の子越前守、正者養子） 文久三年十二月家督、元治元年（一八六四）奏者番、寺社奉行兼任、老

中を経て、翌慶応元年兵庫開港を唱えて朝廷より忌避され幽居を命ぜらる。

正静（正外実子） 慶応二年（一八六六）六月家督、同三年一月、棚倉へ移封（六万石）。白河領は幕領小名浜代官支

配となり、つづいて二本松藩丹羽氏監守となり、翌四年一月正静再度白河入部。三月正静再度棚倉へ移される。のち

白河領は丹羽氏所管のもとで戊辰戦争に突入する。

村の諸様相

(明岡村の場合)

1 縄引き地割制

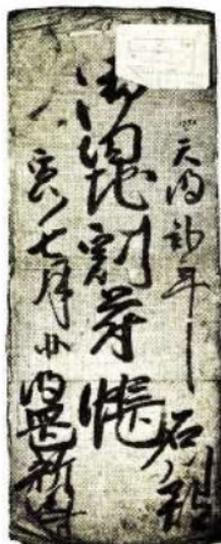
三年・五年・十年とかごとに土地をくじ引きで割りかえて耕作する縄引地割制は、

県内の他藩(二本松・守山・棚倉・三春・会津など)でも見られるが、白河藩でも年貢未収・凶作時のつぶれ百姓増の危険を分散するためにかなり古くから行われていた。後期に入っても生産力の低い

山間部ではつづげられている。ここでは石川郡明岡新田村の天明二年(一七八二)の「御田地割符帳」(天明2年町史2巻 資料14頁156頁 中町 文書)によってその実体を概観する。

くじ引きには一人の百姓が参加している。苗代田は一番から一〇番までと、番号なし二カ所、計一カ所に分けて地割された。与右衛門(五番・一斗五升まし)・甚右衛門(八番・一斗一升まし)・喜惣次(七番・一斗四升まし)・清吉(九番・一斗二升まし)・茂藤次(無番・増減なし・以下同じ)・伊右衛門(四番)・伊藤次(二番)・次郎兵衛(一番)・千吉(無番・一升まし)・長右衛門(三番・増減なし)・宇源次(一〇番・一斗二升まし)。右の内、与右衛門・宇源次・甚右衛門・清吉・喜惣次・千吉の六名は条件のよい所に当たったので、増米を出し、その分を他の五名が一人当一斗三升づつ割けとることにして公平を期している。

次に沼和久という所の田をやはり一人でくじ取りをしているが、例えば平均持高百姓の茂藤次は、らんとう前に二カ所三反と二四歩、明代五番など六カ所に計三反六畝と一八〇歩の田地を取った。この中には「永荒」分も含まれているの



天明2年 明岡新  
田村田地割符帳  
(中町 円谷重夫蔵)

でこれを引いたりして、茂藤次の持高は一石四斗八升と計算され、「茂藤次ニ而平す」と記されているように、他の一〇人の持高ならしの基準とされた。くじ取りされた田地の不公平は、前の苗代田の場合と同様、土地によって増米を出す者と受取る者として是正する。出人は与右衛門(出米二斗七升四六)・次郎兵衛(七升四六)・清

吉(二斗〇升四九)・喜惣次(二軒分一斗四升四六)・千吉(二升四九)・甚右衛門(一斗一升四六)の六名、取り人は与右衛門(取米二斗七升)・次郎兵衛(七升)・清吉(二斗)・甚右衛門(一斗一升)・伊右衛門(二斗五升)・喜惣次(六升)・茂藤次(一斗九升)・伊藤次(一斗五升)・千吉(二斗)の九名で、同一人で出し米・取り米の両方に関係している者もかなり居り、くじ引きの前に公平を期するためめんみつな相談がなされていることがうかがわれる。なお右の平均持高一石四斗八升というのは、茂藤次の全部の耕作田畑の計ではなく、右の史料に記された土地のみに限定して考えるべきであろう。

なお、この割替えは「七年七穂に相定」め、この次のくじ取りは七年後の「酉ノ七月」(つまり天明九年||一七八九)に行われるはず、と史料は記している。

2 文政六年明岡村指出帳 文政六年(一八二三)藩主の交替期に出された「明岡村指出帳」(『矢吹町史』2巻資料編141(二〇六))によって当時の明岡村の村勢や税負担についてのべておく。

村高(総生産高を米に換算したもの)は、本高が一三〇石六斗一升(文禄検地時の評価)、出高が五〇石五斗一升七合(主として本多氏の慶安検地で打ち出されたもの)で、計一八一石一斗二升七合が現在の村高である。耕地は、田方が八町六反一畝一五歩で、その分米一〇五石六斗七升七合、畑方が一三町一反二七歩で分米七五石四斗五升である。田畑共に若干の「方引方」(課税対象から控除される土地)があるが、慶安検地以後の新田畑開発がつけ加えられ、結局課税対象となる田畑は本田新田合わせて、高一八四石七斗六升七合、田畑計二二町二反三畝二四歩となっている。これに五公五民とか四公六民とかの年貢(本途物成)がかけられるわけである。

本年貢以外の付加税・小物成・高掛り物・労役やその代銭、その他の諸負担を次に列記する。御城米御蔵新御蔵普請手伝人足、口米成米一石に付六升づつ、別依成米一石に付二升づつ、夫金一兩一分と丁錢二六文(本高一〇〇石に付一兩の割)、米五石(新御蔵米なみ)、奉公人余内金二兩一分と丁錢七六八文、納大豆二石六斗一升二合(高一〇〇石に二石の割)、大豆別俵五升一合、納稗一石三斗、御鷹御大米九升一合(高一〇〇石に五升の割)、糠三一俵(一俵五斗入)、粟二

四束（高一〇〇石に付一八束、一束五尺、繩一束に付二七文代錢納）、油在二斗六升、町大豆御馬屋御用次第、柿渋一升三合（高一〇〇石に付一升）、御蔵番扶持米一升二合、同給金錢三三文、葎猫太新御蔵下敷に納入、菅山役錢二〇〇文、慶二束三分六厘（一束に三尺繩）、薪三五束三分七厘（一束に三尺繩）、下町日用（城の馬の飼料町人足または、その代錢）一五人三分二厘六毛、繩孤大小作事御用次第、わらび繩（同上）、萩柴（同上）、あさ柄（作事役人物）、御用竹木運搬人足（ただし扶持米下付）、入草御馬屋御用次第、鶏の尾羽御用次第、漆実有次第（代錢下付）、池堤普請人足（扶持米下付）、上納金包金一兩に四文づつ、雉子追鳥狩人足一年に一回、諸大名参勤の際の寄人馬、その他百姓拝借夫食米稗の利足一割五分も年貢同様の負担となるなど、驚くべき多様な諸負担が農民の肩にかかっていたのである。

なおこの指出帳には、人口が欠如しているので、文政十一年（一八二八）五月の「当村人数御改帳」（同前文書）で補う。この年の明岡村の百姓は上下総計一〇五人、内男は五二人で六〇歳以上六人、一五歳以上二九人、一五歳以下一七人、女は五三人で六〇歳以上五人、一五歳以上二六人、一五歳以下二二人である。家数は記していないので、後の慶応三年（一八六七）の同村「家数人別増減差引書上帳」で見ると、慶応二年寅年は総人数一四一人、内男七九人、女六二人、家数二二軒とあるのを参考とされたい。

3 村役人と百姓のいざこざ 文政八年（一八二五）二月の文書に次のようなものがある（『矢吹町史』<sup>2</sup>巻、資料編14—15九）。

差上申一札之事

一 私儀元明岡村百姓ニ御座候処、居村御役人江及ニ口論私儀不埒筋有之、文政四巳年從ニ御役所、私儀不埒筋ニ付隣村ニ難置由ヲ以遠法熊倉村江村普被ニ仰付ニ奉恐入候、然ル処此度松崎村百姓ニ相成度由願出申候、御勘弁ヲ以被ニ仰付茂御座候ハ、此以後私儀急度相候、明岡村御役江人口論ケ間敷義者勿論何事ニ面及口出シ申間敷候、此一札差出候上者私儀急度相候家内迄も明岡村御役人ハ勿論小前迄も此末彼是口出シ申間敷候、為三後日一札差上置申候処相違無ニ御座候、以上、

文政八四年二月

熊之助（印）

清津村請人

政 藏（印）

明岡村御座居

岡谷茂惣平殿

前書之通、熊之助義此一札差上候上へ、右之者如何様之義申出シ候得共貴殿之御苦勞ニ一切相掛申問敷候、依之此一札相添書仕差上申処、為二後日ニ如ク件、

文政八四年二月

明岡村庄原  
円谷茂惣平殿

松崎村庄原

小室精八

百姓の熊之助がどんな理由で、明岡村の庄屋ほかの村役人と口論したのかは、右の史料ではわからないが、四年前の文政四年に、村役人にけんかをしかけるとは「不睦」の至りであるとして「御役所」(代官所か)から追放の処分をうけ、それも遠く熊倉村へ追いはらわれたのである。そして四年後の文政八年二月、松崎村庄屋の小室精八の同情があったか、あるいは松崎村で働き人が不足であったかで、松崎村の百姓として取り立てられることになり、熊之助は、滑津村の政蔵を請人として、明岡村庄屋円谷茂惣平にわびを入れ、明岡村から正式に松崎村へ移住させてくれるよう頼んだのである。松崎村の庄屋の口添えもあり、ようやくそれが許され、右の一札を入れたものである。

こうした村役人とのいざごは、どの村でもかなりあったものと思われるが、史料として残されているものは少ない。

4 赤子養育金下付 松平定信の赤子養育の奨励、間引き防止策がその後どのように徹底されたかは不明だが、明岡村の天保二年(一八三二)の「書上覚」(『矢吹町史』2巻)によると、同村では前の年の間十一月からこの年(天保二年)二月三日までに五人の赤子が生まれ、各々金二分づつ「養育金頂戴仕候」と記され、金高は安くなっているが、制度としてかなり定着しているように考えられる。これが間引きをどの程度に減少させていたのかはわからないが、前述の2で見たように、明岡村の人口が、文政十一年で一〇五人、慶応二年で一四一人と、約四〇年間に三六人増えているのは注目してよい。

5 天保三年明岡村持高名寄帳 右で用いた中町円谷家文書の「書上覚」から、天保三年(一八三二)三月のこの村の本百姓の持高を見よう。家数は二二軒と数えられる。

高三三七七升五合

庄屋 幾右衛門

高一二石六斗

高一二石六斗

庄屋 惣右衛門

高一二石六斗

和 七  
又 吉



明岡村役人白河藩書合重夫  
天保15年村役人岡村(中町)

すでに「無高」になっている者四人がいるが、これも含めてこの村の百姓一軒当りの平均持高は八石三斗で、他村に比べて高くない。

6 天保十五年組合村々役人議定書 天保十五年(一八四四)七月、明岡村もふくめた組合九カ村の村役人が、村役人としての勤め方について「議定書」(『矢吹町史』<sup>2</sup>巻資料編1)を作成し連印している。藩からの指示もあったのであろうが、動揺する幕藩体制・全国的に高揚する百姓一揆の中で、中間的支配層として苦勞する名主庄屋の姿がよく読みとれる史料

である。以下要約して記す。

- (1) 庄屋自ら身を慎しみ家内和合に努めて小前(平百姓以下)の模範にならねばならない。
- (2) 年貢米金は必ず日限通りに納めるよう心がける。
- (3) 役所からの呼出しに遅刻しないこと。
- (4) 御用で城下へ行った場合は公用がすまないうちは決して私

高九石四斗五升  
高六石三斗  
高九石四斗五升  
高九石四斗五升  
高六石三斗  
高六石三斗  
高一二石六斗  
高九石四斗五升  
無高  
高六石三斗  
高四石七斗二升五合

文 藏  
七三郎  
市郎兵衛  
岩之  
喜曾右衛門  
喜右衛門  
与八  
熊之助  
猶七  
源太  
卯吉

高六石三斗  
高六石三斗  
無高  
高六石三斗  
高一二石六斗  
無高  
無高  
高六石一斗七升九合  
高合計一八二石五斗七升九合  
内一石一斗六升  
三石二斗九升四合

茂吉  
猶吉  
栄吉  
卯八  
淀吉  
吉之丞  
龜吉  
村中持  
万引  
卯ノ新田



當宿方家々覚  
(本町 平山寿清蔵)

の用向をはたさないこと。

(5) 小前の取扱いは慈愛を本とし、役威をほこらず、利欲に走らず世話し、法を犯す者  
ないよう心がけること。

(6) 村役人どうしは信義にもとづき、親しくし、新役は古役に従がい協力しあうべきこ  
と。

(7) 組合の村と他村との出入(争い)が起つたら早速集まって相談し不利にならぬよう  
協力すること。

(8) 大事なことは個人の判断で決めず、先規古法に則り、一同相談して決めること。

(9) 同役の中に身持のよくない者が居たら一同で意見し、慎ませる。

(10) 小前から面倒な願い事が出されても、よく理解してやり、厄介なことにならぬよう心がけること。  
(11) 御上から仰せ付けられる用向きは少しも省略にはしないで勤めるが、小前の不使の原因となるような事は、恐れながら再三申上げ  
て理解してもらいよう心がける。

(12) 同役の内で勤め方に差支えるような事になる者がいたら皆で協力し、親切に世話し、また未熟な庄屋でも十分勤められるようにす  
ること。

以上一・二カ条である。署名者は、円谷茂平・矢部忠藏・渡辺新藏・鈴木竜助・井戸沼七郎右衛門・穂積孫左衛門・熊田  
伊右衛門・水野谷又三郎・小室清八の九人の庄屋である。

嘉永五年の  
矢吹の宿  
本町の平山家文書に、「嘉永五年(一八五二)正月 当宿方家之覚」という史料がある。江戸時代後  
半期の、通称奥州道中、正式には「仙台・松前道」の矢吹宿のことを記す唯一の詳細な史料である

(本町平山家文書「矢吹町史」。  
2巻 資料編141-142頁)

十返舎一九作と称し、歌川美麿画・森治板とする『金草鞋』第六編は、「それよりやぶき(矢吹)のしゅくにいたる。

このところよりひたち(常陸)水戸へのわかれみちありとす、大こんいりそばきりのめいぶつなり」と記し、狂歌二首、

「名物にめでてや人もきのえねかこはふたまた大こんのそば」、「行列の弓もひきぬきそばきりは矢吹のしゅくにめいぶ  
つ」の的」を載せている。

宿場の賑わいを示す具体的な史料は今のところ少ないので、「当宿方家の覚」は貴重である。この史料は現在の矢吹町の本通り、北町・本町・中町（東古宿・西古宿・東宅地・西宅地・東側・西側）を、北から各家ごとに記している。原本では上下二段に分け、上段は街道の西側沿いの家、下段は東側沿いの家並を順に書き上げその家の由来なども記している。

西側家並

葛屋伊右衛門（先祖は滑津出身善兵衛、その子彦二郎より宿内庄屋役勤めて三十四・五年）

葛屋善介（元葛屋伊左衛門御役文吉という倅の元屋敷）

葛屋秀次郎（今店借、元片ハミヤ儀右衛門屋敷）

住吉屋伝四郎（長取出身、元は二軒前で宿方見廻役を勤めた富十郎のち水戸屋其威屋敷）

小録屋半蔵（元は医師長尾宗滝屋敷）

岩城屋友吉（元南部屋藤八屋敷で、友吉は養子）

海老屋喜七（元富弥坊と称し、冬木屋六右衛門妹の倅）

亀屋弥三郎（元から水吞屋敷、弥三郎宅焼失後ここに移る、北脇に太子堂あり）

大津屋留吉（元巴屋又兵衛の水吞屋敷留吉譲りうけ）

白木屋善助（元白木屋徳兵衛妹お辰居住）

店録屋半兵衛（元小録屋半蔵父武八屋敷）

川崎屋文吉（元水吞屋敷で空屋、店借居住）

松野屋米作持（水吞屋敷、元空地、之小川村の喜作買取り）

白木屋留吉持（今空地）

白木屋留吉（元水吞屋敷を普請、父徳兵衛貰受留吉は枳形にも六、七軒所持）

若松屋八藏（会津出身で中畑村へ移る、今は職人平蔵水吞屋敷）

若松屋惣兵衛（元久三郎屋敷、今借屋）

白木屋留吉持（元留吉父徳兵衛取り屋敷）

青木屋兵七（元兵四郎屋敷、大畑より養子に入る）

播摩屋文左衛門（元勝右衛門屋敷、若松屋平蔵の伯父会津より参る）

石川屋吉五郎（元役場道の空地、吉五郎の甥若松屋勝蔵弟、大福寺門脇で昔大杉有り）

佐野屋定七（元兵四郎屋敷、定七はその孫で小田川出身）

検断問屋笹山久左衛門（元陣屋屋敷、久左衛門祖父が片はみ屋儀左衛門屋敷より移る。その時から検断役勤める。元検断問屋は本陣惣左衛門株）

当所鎮守上門

若松屋勝蔵（播摩屋文右衛門親伝蔵会津より参り、勝蔵もその子）

店録屋半兵衛（元扇屋与右衛門屋敷から半軒前譲受、半兵衛は録屋武左衛門の子）

長沼屋源左衛門（元亀屋弥三郎屋敷、弥三郎姉は源左衛門父の娘、今店借二軒）

大緑屋与左衛門（元本陣惣左衛門屋敷、十七年前頼院時譲りうけ）

筑前屋喜左衛門（元梅屋庄六屋敷、子庄吉大凶作で屋敷譲る）

鈴木泰順（元覚右衛門隠居屋敷、覚右衛門は二本松領鈴木村出身で、宿庄屋役も勤めた。医師泰順女房は夷屋仁右衛門伯母、大野屋より店借）

若木屋丈右衛門（元笹山藤助水吞屋敷譲受）

扇屋庄右衛門（数代養子、今の秀七は大久田より）

古川屋祖名吉（元笹屋源蔵持笹屋庄松の時祖名吉に譲る。祖名吉はふじ屋七郎右衛門の子）

上田屋金兵衛（元大久田出身の豊八屋敷、のち鶴屋長吾譲渡す）

大和屋鉄蔵（元中畑出身の丑松が木挽彦右衛門、今の鉄蔵は、新田平右衛門子養子）

伊勢屋長十郎（元惣吉、代々長十郎を名のる。当代善次、父文蔵は筋向屋養子）

ここから下は新田分に入る

問屋茂吉（元文右衛門屋敷）

この南脇は右へ柿ノ内道、西へ愛宕宮・竹八幡宮の岩谷下へ。岩谷の内に三十三観音あり、名所となっている。竹八幡宮の北橋西に岩窟多くあり、義家・義経伝説あり。

越後屋忠蔵（元桶屋）

片はみや勘左衛門（元新田庄屋、表間口二八間、先祖は会田太郎左衛門で新田八〇石開発、当主は検断久左衛門弟）

今出屋勘右衛門（元今出屋嘉右衛門屋敷、別家あり）

仙台屋駒吉（元栄蔵父持、今は栄蔵の養子）

この家切りで北方留門、以下は柵形分に入る。北方に家三ノ四軒、西方に祇屋吉之助居住。

片はみや勘左衛門（今空屋）

鹿蔵（越後出身で長年筑前屋喜左衛門に奉公、元殺屋市十郎取り屋敷を譲られた）

川榮屋栄蔵（越後出身で中嶋屋下男奉公、元兵蔵屋敷）

殺屋市重郎（元伝吉屋敷譲受、市ノ関出身、大和久松断藤左衛門伯父）

川越屋清左衛門（元角之丞屋敷譲受、清左衛門は忠蔵の兄嫁の兄）

萬屋伊左衛門持分入屋伊七（元つんぼう大工屋敷、伊七父は泉崎出身）

今出屋勘十郎（元今出屋嘉右衛門親類）

越後屋吉蔵（元忠兵衛屋敷、吉蔵親は越後出身）

千蔵屋捨蔵（捨蔵祖父清七より）

中鶴屋民蔵（元若木屋丈右衛門父久八屋敷、久八弟留吉より民蔵へ譲る）

大工津村屋吉蔵（越後出身、元三春出身の忠七屋敷より譲受）

以伊屋文蔵（元大和屋鉄蔵母譲受の屋敷、文蔵は長重郎孫）

村田屋忠五郎（父茂八は久米石出身、元弥四郎屋敷を普請）

筑前屋喜平（亀屋弥三郎弟が嫁入り、元新八屋敷を筑前屋喜三郎代に譲受）

萬屋吉次郎（萬屋伊右衛門実子彦次郎弟、元たるまや武六屋敷、武六の子其五兵衛伊王野村へ移る時譲受）

碓屋良助（元あさな三水屋敷、三水子なく若松屋勝右衛門弟子を養子としてその娘智良助、須乗村出身）

この屋敷二軒前に水呑屋敷あり、  
大野佐市（今年寄役下新田庄屋役、庄屋役は元片はみや勘左衛門之役）

#### 東側家並

佐久間半助（伊左衛門子、長沼より嫁入り、今宿庄屋役勤め。元巴屋亦兵衛屋敷）

笹山与一郎（笹山久左衛門弟、今検断問屋見習役、元清左衛門屋敷）

鈴木屋多三郎屋敷（会津出身。大黒屋平蔵とて半軒前、持元片はみや勘右衛門屋敷）

小林山城（元中島屋、水主と称し神主となり代々神主）

米屋新吉（元半七屋敷、新吉祖父忠兵衛子新城より嫁入り）

下野屋庄左衛門分水呑屋敷（借屋あり）

借家岩城屋久藏（元小緑屋半藏屋敷、水吞屋敷に取る）

借家叶屋吉十（水吞屋敷取り前は畑で秀次郎持）

借家柴田米藏持屋敷譲受

この所に松平越中守時の陣屋・御門・大手・両土手あり。

松屋松藏（元白木屋伝兵衛弟平次屋敷）

松野屋米作（元松の屋半七屋敷、半七義父は越中守浪士）

青木屋伊之助（青木屋兵三郎譲請、伊之助親南部より参、水吞屋敷）

夷屋磯吉（元甚作屋敷、水吞、夷屋仁右衛門伯父）

仙台屋栄吉（元水吞屋敷で空地、叶屋栄之助持より譲受）

川崎屋栄藏（元川辺村出身要七、大野屋覚兵衛子分となり水吞屋敷譲受）

白木屋太利吉（元名兵衛屋敷、太利吉は徳兵衛の子、留吉の兄）

借家木挽五藏（二本松辺から参った水吞、元久藏屋敷、今筑前屋喜左衛門持）。

吉田屋春藏（元藤七屋敷）

大緑屋与左衛門（元兵左衛門屋敷、小緑屋武左衛門親類、与左衛門は長沼屋源藏悻から掣入り）

大黒屋平右衛門（平右衛門父源八、長沼屋長藏兄、今借家）

緑屋武左衛門。

叶屋吉十（借家、大福寺の門前屋敷）

三春屋治右衛門（三代前三春より参る、治右衛門は養子、元行者屋敷で空地）

鈴木屋伝兵衛（祖父は前玉屋作兵衛の子）

当所鎮守下門。

扇屋与右衛門（元々扇屋支左衛門屋敷、与右衛門は横田村より掣入り）

冬木屋六左衛門（義父は白川から参った大工）

叶屋栄之助（今飯本陣を勤める。父伊兵衛は滑津村出身で元葛屋伊左衛門兄、十七年前類焼の時惣左衛門屋敷譲受）

中緑屋源左衛門持（元忠吾屋敷、その子孫は元葛屋京屋へ定宿、今中葛やへ勤め）

大野屋覚右衛門（元から覚右衛門、角兵衛の家代ると伝う一軒半前角兵衛孫角右衛門普請）

相良屋悦藏（元政右衛門屋敷、今若松屋丈右衛門持）

笹山登助（今庄屋役勤め、祖父武平代に底屋役休み泉崎村から入庄屋、父源吾代に庄屋役復帰）

ふじ屋七郎右衛門（元筑前屋喜三郎屋敷と替地、七郎右衛門は元捨吉という）

鶴屋角藏（元直右衛門屋敷、角藏親は下小屋村庄屋野木家より参る）

柏屋利助（半軒前柏屋利三郎子、中畑出身で石屋渡世、元大和屋丑松屋敷、鉄藏代譲渡し）

いせ屋鹿藏（惣吉のち其藏の子源藏が世話する者）

下長沼屋茂市（元仁兵衛屋敷を茂市譲請、茂市は長沼屋源蔵子）

この北脇に会津長沼道あり、この道柿之内通りを北に三・四丁の所に愛宕山あり、西へ行くと竹八幡宮。

油屋藤助（中嶋屋佐市持分屋敷、藤助は棚倉出身で佐市親類）

信濃屋藤吉（元信濃屋元八屋敷、藤吉父専次の父は越後出身で差物大工）

小河屋清五郎（元五郎兵衛控養子の妹婿でつづいてゐる。五郎兵衛は専右衛門の兄弟）

あき屋敷あり（これは例形きし）

八百屋与吉（元勘左衛門屋敷譲受、与吉はふじや七郎右衛門の父）

当時鍛冶屋（借家、元勘左衛門屋敷で家主信濃屋藤吉普請）

下鶴屋留藏（中嶋屋民藏掣、元信濃屋角之丞屋敷）

泉屋専之郎（会津出身の屋根屋、元大次郎屋敷を譲受）

紋次（越後出身の木挽で今中嶋や下男、元小川屋敷五郎兵衛持屋を譲受）

ここの南門は東への道あり、

前屋勘十郎持（今借家置く）

この屋敷は本田新田の境

借屋あり（元伊勢屋長十郎譲受の水吞屋敷、越後出身の長左衛門・本陣惣左衛門皆源之助も居住す）

小伊勢屋市藏（元若松屋八藏屋敷、市藏祖父甚介譲受）

信濃屋藤次郎（元上之伊之助父与助屋敷、のち長坂出身の鍋屋与七（見廻役勤め）のものとなり、さらに信濃屋藤吉譲受、その掣別

家して藤次郎となる）

恵美須屋仁右衛門（家代々の者、祖父は角右衛門）

そめ屋専太（元勇右衛門という白染譲受の小川村太郎右衛門普請、専太祖父譲受）

仲野屋茂助（今泉村出身、元二本松出の新八屋敷、のち柿の内村より養子代々要吉、譲渡す）





3・8)。政永以下の系譜は次の通りである。

政永（はじめ小平太、のち式部大輔・従四位下）、寛保元年（一七四一）十月家督、同十一月越後高田へ移封し寛政元年（一七八九）五月致仕。

政教（同前）、寛政元年五月家督し文化八年（一八一二）五月致仕。この間浅川騒動あり。騒動後の文化七年、浅川領五万石を天領とさしかえる。

政令（小平太、のち兵部大輔従五位下）、文化八年五月家督し文政十年（一八二七）致仕。この間藩政改革に尽力。

政養（同前のち、刑部大輔を経て式部大輔・従四位下）、文政十年家督し天保十年（一八三九）三月致仕。

政愛（養子、政令の二男政恒、はじめ祐之亮・小平太、のち兵部大輔を経て式部大輔・従四位下）、天保十年三月家督し文久元年（一八六一）八月死去。

政敬（養子・政令の三男政賢の子、はじめ銀三郎のち同前）、文久元年八月襲封し明治二年版籍奉還で高田藩知事。

### 藩の窮乏とその対策

榊原政永が入封した時、同じ一五万石といっても播州姫路と越後高田藩では実収の上で大きな差があった。高田藩の領地は、越後頸城郡に約六万七、〇〇〇石、奥州白川・石川・岩瀬・田村四郡内で約八万九、〇〇〇石と分割されており、しかも左遷のため地味のよい所はみな天領として取られ、やせて、稲の害の多い所が割り当てられていた。姫路時代の取米一〇万二、〇六〇石であったのに対し、高田では取米四万五、

二〇〇石と藩では記している（前掲『物語』藩史）。

加えて就封以来天災があいついだ。寛保元年（一七四一）、同四年の大雪、延享四年（一七四七）の大洪水、寛延三年（一七五〇）の大飢饉、宝暦元年（一七五一）の大地震、寛政九年（一七九七）の奥州浅川領の雹害・冷害等々である。

とくに宝暦元年の大地震は激しく、家屋の全壊・大破は、侍屋敷で二〇一軒、切米取長屋七七棟、足軽長屋六棟、侍並足軽借屋の町宅五〇〇軒、町家二、九二二軒、町家土蔵一九六カ所、神社五社、寺院六九寺、寺家二七軒。死者は、家中男女計三三人、町方男女計二九二人、寺社僧俗三七人と記され、けが人にいたっては「多く御座候」とのみしか記せない



寛政5年 高田領高懸才覚金之覚

有様であった（「越後国頸城郡高田城下並辨原式部大輔領」  
〔分限書町御願書〕寛保元年五月二十七日）。

寛政九年の雹・冷害は、のちに詳述するように「浅川騒動」の一要因となった災害である。

藩財政の窮乏は明らかであろう。その対策はしかし消極的なやり方しかとれなかった。第一は、「御人減し」と称する新参士卒の解雇であるが、これには、徳川四天王としての格式から限度があつて、大きな効めはなかった。第二は増税と新税の設定である。たとえば蠟・漆税の新設などがあるが、これとても本年貢増税は農民にとってはぎりぎりの限界であるし、うちつづく災害とあいまって逆に農民からの減税嘆願を誘発し、一揆の原因をつくっていく。第三は、豪農・豪商

からの才覚金と呼ばれる強制借入れと、年貢の先納を命じた。たとえば延享二年（一七四五）には先納金二、〇〇〇両を城付領内一二名の村役人・大肝煎に命じ、翌二年ひきつづき先納金と才覚金を併せて三、〇〇〇両を命じて借り入れた。才覚金を出した豪農・豪商には苗字帯刀を許した。この借金の利は年一割位だが、元利共に返済されたことはほとんどなかったという。

中野目の円谷家文書の「寛政五年九月高田領高懸才覚金之覚」（『矢吹町史』2巻）によれば、二十年（一七九三）九月、高田藩は奥州浅川分領に「高掛御用金」一、二五〇両、「高割才覚金」二五〇両、他に個人依頼一、三二五両の拠出を命じた。この内拠出に応じた金額と人物は次の通りである。

二五〇両宛 鈴木伝左衛門・同磯右衛門・同忠太平・同伝右衛門・鈴木茂市郎。

一五〇両宛 円谷甚左衛門・遠藤捨五郎。

一〇〇両宛 松浦勇右衛門・小作田村沢右衛門。

一五〇両宛 滑津村直吉。

七五両宛 金山組下・浅川組下・栃本組下・釜子組下の村々。

五〇両宛 前田川組下・谷田川組下・滑津組下の村々。

この金額を合計すると（鈴木伝左衛門以下の五名に二五〇兩づつと解すれば）二、三五〇兩となる。各組下の村々へは小前まで高割りされて集められたと考えてよからう。この収奪も、のちの浅川騒動の一因となる。

### 浅川陣屋の支配

高田藩は、奥州四郡八万四、六〇〇石の分領を石川郡浅川村に陣屋を置いて支配した。その支配下村々を次に記す。

白川郡 小田川・太田川・踏瀬・大和久・（現矢吹町の内）・松原新田・ふませ新田・梁森村・山崎新田・高木・三森・下羽原・油田新田・夏梨子・金山・小松・小松新田・郷渡・新郷渡・高萩新田・仁井田・畑之内・中寺・宮村・関場・深渡戸・川原田・栃本・千田・番沢・形見・三新城（上・中・下）・町屋・二子塚・同新田・細倉・滑津・吉岡・釜子・大竹・若栗新田（下野出嶋より分る）・嘉左衛門新田（高四石二斗）・上野出嶋・下野出嶋・須乗（現矢吹町の内）・同新田（同）・中野・内松・仁井田・太田輪・小貫・小田新田。

村数計五〇カ村、高〆三万〇七三八石二斗五合。

石川郡 石川高田町・同下泉・内横・沢井・山形・双里・形見・谷沢・谷地・坂地・中田・北山・湯郷戸・母畑・塩沢・中野・染村・箕輪・袖山・大草・中里・松ノ入・根岸・畑田・山白石・板橋・南山形・北山形・福貴作・里白石・浅川・滝輪・大畑・川部・赤羽・新屋敷・外横・中畑（現矢吹町）・中野目（同）・神田（同）・堤（同）・大畑（同）・吉村分（一八〇石、天領へ）。  
村数計四二カ村・高〆二万八七〇八石一斗四升八合。

岩瀬郡 中宿・下宿・浜尾・和田・前田川・小倉・塩田・小作田・日照田・一ノ関・田中狸森・大栗・上山小田・下山小田・雨田・四辻新田。

村数一七カ村 村高〆一万五八九三石七斗三升八合。

田村郡 谷田川・栃本・吉野辺・川曲・上道渡・下道渡・中津川・柳橋・浮金。  
村数九カ村 高〆六五八九石一斗七升。

（以上「首阿古領村帳高帳」一冊）  
（島根志）8五三二7五三二頁）

右の村々総計一一八カ村を支配した浅川陣屋の支配組織は、さほど大がかりなものではない。浅川騒動の起った寛政十年（一七九八）の陣屋の役人は次の通りである。

御奉行 伊藤勘左衛門（三九歳）

御代官 豊田武左衛門

郡方 林与五兵衛 伊奈間左衛門 青木彦九郎

御領分手代 江原喜平次 福岡参三郎 江原勇助

御金方 大島左助

御積方 伊崎喜蔵

御頭印 百井文右衛門

同手代見習 荒川直次郎 遠山桑之助

御徒目付 青木徳右衛門

御賄方まかひ 小倉利兵衛

御普請方 岡本吉右衛門

御蔵方 根岸七郎左衛門 植原五右衛門 高橋与市

(当時) 無役 渡辺喜嘉次

医師 浅川元良 戸次嘉通泰

その他(役不明) 伊奈捨次郎(間右衛門長男)、百井文之助(文右衛門長男)、前山孫九郎

右のほかに騒動の際には足軽約六〇人が動いているので、士分の者は奉行以下二六人内外、足軽六〇人位が陣屋の稼働人数と考えてよからう(以上『浅川騒動記』、『福島県史』888頁、903頁)。

さらに右の村々は、一〇カ村位を単位として組に分けられ、各組には大庄屋を置いて支配した。寛政十年時の組と庄屋は次のとおりである。金山組(大庄屋石井又左衛門)・浜尾組(大庄屋山川門之助)・前田川組(同遠藤紋次郎)・山白石組(同松浦勇右衛門)・栃本組(同根本八左衛門)・滑津組(同野木平右衛門)・谷田川組(同力丸市郎右衛門)・石川組(同鈴木茂七)・釜子組(同鈴木専助)・中野目組(同円谷太左衛門)・柳橋組(同遊佐順蔵)・浅川組(同矢吹孫右衛門)。

下意上達をせず、もっぱら収奪する側にまわっていた大庄屋の横暴が、浅川騒動の大うちこわしになる要因であったことは、後にのべよう。

**農民取りし  
まりの布令** 寛保二年（一七四二）五月、領地替えとなった直後、藩は領奉行の名で村方取締りについてのくわし  
い布令を出した。内容は他領と大同小異であるが、その趣旨を要約して示しておく。

寛保二年五月 定

- 一、年貢諸役は規程の通り停滞しないこと。代官役人等に非分あれば申し出よ。年貢小物成諸役はすべて前代の通りで、少しでもかくしたりすれば処罰する。
- 一、百姓の他所移住・奉公を禁止する。
- 一、庄屋を百姓の意志で変更してはならない。
- 一、郷中への命令指示は正式の印判・証文ないものは聞いてはならない。
- 一、ばてれん・いるまん・切支丹は常に監視し、他領よりの新百姓・下人召かかえの時は必ず宗旨手形を取りおくこと。
- 一、五人組の定めを嚴重にし、新百姓も早急に組へ入れること。
- 一、盗人あれば必ず訴えよ、隠し置けば庄屋五人組共に曲事に申付ける。
- 一、博奕は堅く禁止、違反者は当人・宿主の他庄屋五人組まで越度とする。
- 一、他所者に家屋敷を貸してはならない。親類等でたしかかな者でも十日位は庄屋五人組へことわり差し置くこと。街道往來の者でも二、三夜も逗留する者は庄屋へことわり延引の理由を明らかにせよ。
- 一、医師・商人・細工人など召置く時はたしかな請人を立てよ。
- 一、寺住職交替の時は先住と本寺との証文を庄屋がとっておくこと。
- 一、竹木一切伐つてはならない。御用の時は訳文を遣わし連上を出した上で許可する。
- 一、鶴・白鳥・雁・鴨その他小鳥などもとつてはいけない。運上を納めている者は別。
- 一、年頭・節句の礼儀等で、奉行・代官・役人の前に出てはいけない（賄路防止）。
- 一、村の堂宮寺院を再興する際、村の力に及ばない事はやめよ。仏事祭礼も身分不相応の事をしてはならない。
- 一、独身の百姓が病気で耕作不可能の時は五人組と其の郷の百姓で助け合うこと。
- 一、百姓は、市・町で酒呑み乱酔してはいけない。



延享5年 高田藩領百姓他所奉公停止の達 (現 吉田清作蔵)

一、不審の乞食等郷中野山ともに置いてはいけない。

延享二年（一七四五）の幕府の出した有名な「忠孝二十カ条」も各村にもれなく布達された。これも浅川の領奉行と各組大庄屋名で布令されている（『矢吹町史』2巻）（資料編141-20）。「矢吹町史」2巻には、中畑の岡崎家文書のものが全文載っている。

延享五年（一七四八）には、改めて百姓の他所奉公の禁止をきびしく布達し、各村から村方三役連印の請証文をとっている。これも要約して示す。

「延享五年辰正月他所奉公御停止ニ付被仰渡候書扣へ」

領中の百姓は男女共他所奉公一切禁止のはずなのに、近來また忍び抜け出て、村役人へもことわらず我意に任せて奉公し、しかも借金返済も滞るもの多い。中でも去年、江戸表へ妻主人共に訴え出る者があって、其村の者大勢が迷惑した例もある。自今以後は許可なく他所へ出て奉公し、または雇ったりする者は重科に申付け、五人組はもちろん隣家の者まで厳しく咎めるので、必ず相慎しむこと。

辰三月

領奉行

組々大庄屋

「右之通比度被仰渡ニ承知仕奉レ畏候、村々御百姓末々迄急度申付堅相守候様可レ仕候、為後日御請証文依而如レ件、

延享五年辰三月廿八日 中野目組中村々連判

庄屋 組頭 長百姓」

（『矢吹町史』2巻）  
（資料編141-20）

さらに寛政元年（一七八九）には、農民の日常生活の細事にわたる要約つぎのような布令を出し、これには村役人のみでなく、惣百姓の連印をとっている。

一、百姓はすべて衣類は布木綿、絹類はどんなものにも用いてはならない。

（『矢吹町史』2巻）  
（資料編141-19）

一、百姓は傘・合羽を用いてはならない。  
 一、百姓は不幸・祝事の時も酒は一切無用。晴はれも一汁一菜に限る。  
 一、婚礼の時は酒少々はよいが、肴さかなは二種類まで。  
 一、男女共農業の時は股引等は無用のこと。  
 一、すげ笠はできるだけ安価なものを用いること。  
 一、月代・髪結はなむすの時、元結・油など最大限に儉約せよ。  
 一、男女共、木綿合羽決して無用のこと。  
 一、きせる・烟草入・とうらん等できるだけ安価なものを用いること。  
 一、女は、柳・こうがい、木製のものを用いること。  
 一、百姓共、助郷・賑・川除普請その他の夫役に出る時は、雑飯を必ず持参せよ〔矢吹町史〕2巻。資料編14―123〕。  
 これほどまでに細かな制限を惣百姓の諸印をとって徹底させねばならなかったのはなぜか。すべては、年貢諸役を滞りなく納入させるために、農民の生活をぎりぎり最低限にきりつめさせることにあつたのである。

寛保二年の領地替えの際、当然領内の各村では「村指出帳」を出させられた。この中の三つ程を紹介し、当時の村勢の概要をつかむことにする。

村勢概要

1 中畑村 「寛保二年戊三月石川郡中畑村指出帳」〔矢吹町史〕2巻。資料編14―204〕などによる。

村高は、本高(文禄検地)一、六四七石一斗四升四合、古新田(慶安検地以前の開発)一七三石八斗一升三合、改出し(慶安検地の打出し)三八八石九斗五升八合、子ノ新田九斗一升、今高計二、二一〇石八斗二升五合で、この地方きつての大村である。この内田方は一、五一三石八斗六升で、この内八石五斗九升が「万引き」、差引田高一、五〇五石二斗七升、この反別一一二町四反一二步である。田等級の内別は上田が五四町八反五畝一四步、中田三六町五反九畝一八步、下田一町四反七畝六步、下々田九町四反八畝四步と水田にはめぐまれている。畑方は六九六石九斗六升五合で、「万引き」が五石七斗二合、差引畑高六九一石二斗六升三合、この反別一一〇町七反一八步である。等級は上畑二三町九反四畝一四步、中畑二一町九反八畝二九步、下畑三七町六反六畝一四步、下々畑二〇町七反五畝三歩、他に屋敷地六町三反五畝一八

歩ある。

右の田畑に対する石盛は、慶安検地時のものが踏襲されており、反当り上田が一石五斗代、中田一石三斗代、下田一石一斗代、下々田八斗五升代、上畑八斗五升代、中畑七斗代、下畑五斗五升代、下々畑三斗五升代、屋敷地は上畑なみである。

人口は、この年代の史料が残念ながらないので、四六年前の貞享四年（一六八七）―当時白河藩領―のもので見ると、人口総数八一二人、家数計一六九軒、内本百姓一一一軒（庄屋共）・六〇〇人（男三三二人・女二六八人）、水呑・名子五八軒、一一人（男二四人・女八八人）である（『貞享四年中畑村方御用留帳』所収）。この四六年前に白河藩全体で、相当の人口減があるが、仮にこの数を単純にあてはめて、総村高を水呑もふくめた右の総家数で割れば、一軒当りの持高一三石余となり、本百姓だけで割れば一軒当り約二〇石で、かなり余裕のある生活が考えられる。しかし、後述の寛保二年大一揆などの際の訴願書などにみるように、収奪の強化→貧窮度の深化→欠落・つぶれ百姓の増加→荒地・手余り地の増加は、中畑村でもはげしく、右の数字だけで村人の生活ぶりを云々するのは危険である。

年貢諸税・諸役については、前の項の「白河藩支配の村々」でみたのと全く同じような負担が、前代よりひきつづき賦課されている。

2 中野目村・「寛保二年戊二月石川郡中野目村指出し帳」（『矢吹町史』2巻）などによる。

村高は、本田二三四石三升、改出し六七石三斗九升四合、計三〇一石四斗二升四合。この内田方は二二五石二斗八升三合、この反別一六町一反二一歩だが、万引き分を差引くと残高二〇八石一斗五升六合、反別一五町四反七畝で、田の等級は上田六町八反三畝一五歩、中田六町三反二畝二四歩、下田一町五反二畝一歩、下々田七反五畝二八歩である。畑方は、八六石一斗四升一合で反別一三町七反四畝だが、「万引き」を除くと、残畑高八五石三斗六升九合、反別一三町五反九畝となる。畑の等級は上畑二町八百四畝、中畑四町二畝二七歩、下畑三町一反一畝、下々畑二町九反五畝一八歩、他に屋敷地六反五畝一五歩（上畑なみ）である。残総村高は二九三石五斗一升八合である。右に対する年貢諸税諸役は、白河



寛保2年 須乗村指出し帳  
(須乗 酒井正敏蔵)

藩の村々と同様である。

家数は合計二九軒、内庄屋組頭三軒、寺一軒、一五軒本百姓、九軒水吞、人口は合計一三四人(男七八人・女五六人)で、「万引き」を除いた村高を、水吞も含めた家数で割れば、一軒当りの持高一〇石余、庄屋組頭も含めた本百姓の軒数(一八)で割れば一六石余となる。

- 3 須乗村 「寛保二年戊申五月中野目組須乗村指出し帳」(「矢吹町史」2巻)  
(資料編141-203)  
・「寛保二年戊申中野目組須乗村宗門御改帳」(同上)による。

村高は、本田一〇二石二斗三升五合、古新田一五石、寅ノ御地詰高(慶安三年検地)一四三石三斗四合、午ノ新田三斗九升七合、計二六〇石九斗三升六合である。この内田方は二〇四石七斗七升、反別一六町二反四畝一八歩で、万引きを除いて、残一八三石六斗九升五合、反別一四町三畝六歩。畑方は五六石一斗六升六合、反別八町一反九畝三步で万引きを除いて残五五石八斗二升六合、反別八町一反五畝三步。

差引総高本田新田合せて二三九石五斗二升一合、この反別二二町三反八畝九歩。

家数・人口はこの年の「宗門改帳」では、次の通りである。

家数 二五軒(ただしこの史料では、本百姓・水吞の区別はつかない。本百姓のみであろうか。)

人数計一〇一人 内男五九人・女四二人

単純計算で、差引村高を家数二五軒で割ると、一軒当りの持高は九石六斗弱である。

以上、三村の「指出帳」だけで村勢の概要をみようとしたが、これは領主側の年貢諸税収奪のための要請に答えただけの報告で、村民の生活の具体的な苦勞や努力や喜怒哀楽は記されていない。それらのことは、「矢吹町史」2巻に取められた他の史料や、その関係者の話や、まだあらわれていない記録などによって肉付けされるであろう。また、「指出帳」の見つからない村でも、右のような方法による究明は可能であろう。



寛政11年 大畑村  
縄引田組帳 (大畑  
青木政義蔵)



寛保2年 明岡新田村  
指出帳 (中町 円谷重  
夫蔵)



寛保2年 三城目新田  
村万高反別御檢地帳  
(三城目 猪合正男蔵)

縄引き地割り制

高田藩領となった村々でも白河藩時代から引きつづき田畑のくじ取りによる割りかえが行われている。

寛政十一年(一七九九)の大畑村の縄引きの史料があるので若干ふれておく。

「寛政十一年七月廿一日改メ 未縄引田組帳 元中野目組大畑村」

〔矢吹町史〕2巻(資料編147)によれば、一軒前(二戸分)安右衛門がくじ取りで割り当てられた田は、ふかまち・内通田・昼川・八斗時竹之花に各一縄づ

つ、大橋の割田とはかま立の割田、古屋敷池下苗代(長兵衛分)一枚、

松之木内無役地から一枚、防主田六畝の内三畝の九カ所で、これらは前

は喜兵衛無役地であった。甚右衛門と源右衛門の兩名で一軒前の取り分

は、沢尻・うしろ・うきめん・しほ田竹ノ花に各一縄づつ、五左衛門の

割田、村田の割田、それに未年入の分二畝一五歩の七カ所で、以前は熊

次郎と源太郎持分であった。

「寛政十一年八月九日 未年畑方縄寄帳 石川郡大畑村」(文書)によ

れば、安右衛門、取分の畑は、梅木久保に上畑七升時、若

宮に上畑二升時、かき畑に中畑七升時、古屋敷市郎治下

に中畑三升時、すみよしに中畑八升時、古屋敷安右衛門

屋敷入に上畑二升時、らんとふ前に中畑八升時、三本松

に下畑七升時と下畑二升時、すみよし下畑五升時、治右

衛門前に下畑七升時と一一カ所が割り当てられ、これら



寛延三年 堤村免相之事 (吳 吉田清作蔵)

は以前熊治郎と源八の作分であった。源右衛門と基右衛門兩名の取り分は、一〇か所に上・中・下畑・一升時から八升蒔まで割りあてられ、これは以前は嘉蔵・松之助作分であった畑である。

このように秘密に不公平のないよう配慮の上、くじ引きで割り当て、七年毎に割りかえていた。決定のあと次のような約束を必ず記して後日の証としている。

右者田(畑)方繩引之義、村法相定メ置候通当年七年季ニ繩寄仕来候ニ付、惣百姓寄合之上圖引仕候、尤割合之義仲真相談納得之上組合仕候間、此末出入ケ間敷義申出間敷候、為ニ後日ニ定メ仍如シ件

年 貢 諸 税  
賦課の状況  
前項「白河藩」の場合にも示したが、ここでも各村に対する年貢諸税賦課の基本的なやり方について、堤村の例をみておく。次は

(堤村の場合) 寛延三年(一七五〇)の本年貢の割付状である (吳吉田家文書「矢吹町史」<sup>2</sup>巻資料編1

41)。

午年免相之事

本 田  
古 新 田  
改 出

万引方分  
成改吉川欠  
辰新百姓持高之内一組引  
辰より三年用捨午当毛引  
午用捨当毛引

- 一、高八拾壹石三斗四升
- 一、高四拾石
- 一、高百五拾四石九斗壹升壹合
- 高ノ貳百七拾六石貳斗五升壹合
- 内 四石貳斗四升
- 壹石九斗壹升五合
- 拾四石貳斗四升貳合
- 五石
- 残高貳百五拾石八斗五升四合

取百石九升四合

一、高武石三斗九升八合

取九斗三升五合

取米ノ百石石式升九合

米六石石斗式升貳合

二口米百八石石斗五升壹合

内米五拾四石七升五合五勺

此金拾七兩貳分ト丁錢三百九拾四文

米五拾四石七升五合五勺

四ツ三厘

新田

三ツ九分

口米

金方

米方

右之通相究候間、米ル霜月中急度皆済可<sub>レ</sub>仕者也、

寛延三年午十月十五日

井上九右衛門<sup>⑧</sup>

安田 作兵衛<sup>⑨</sup>

堤村 庄屋百姓中

堤村の村高は、本田（文禄検地）・古新田（慶安以前の開発）・改出（慶安検地での打ち出し）共に、二七六石二斗五升一合で、ここから引き方（課税対象から控除される分・川欠・砂入りその他）分を差し引いて、残り二〇五石八斗五升四合が、この年課税対象となる村の総生産高（すべて米に換算）である。この年の免（課税率）は「四ツ三厘」|| 四〇・三パーセントでその取り分一〇一石九升四合、その他慶安検地以後の開発田畑が二石三斗九升八合分あり、これに三九パーセントの税でその取り分九斗三升五合、合計一〇二石二升九合で本年貢（本途物成）である。これに二石につき六升の付加税（口米）が六石一斗二升二合が加わり、結局一〇八石一斗五一合がこの年の堤村の納め米である。納め方は「半石半永」、つまり米と金銭で半分づつ納める。これを村内の各百姓の持高に応じて割り当てられ、霜月（十一月）中に皆済さねばならぬわけである。

本年貢以外の小物成その他の負担は、この村では「定納物」を称しているが、右の史料にはこれは記されていない。少

し時代が下るが、文政四年（一八二一、当時堤村は天領となっている）の割付状にはこの「定納物」が記されているので紹介する。なおこの年の村高は寛延三年と変らないが、取り米計は九三石四斗九升九合と減少しており、人口減と荒地地手余り地の増を推量させる。

鷹餌犬米一斗三升八合、糠代永六二文九分（糠二〇俵分）、粟代永六三三文七分（粟一五束）、薪代永九二文五分（薪二四束四分）、萱代永五一文一分（萱一三束）、藨代永一六文二分（藨一束七分一厘）、下刈日歷代永五八文二分（人足一人五分七厘）、漆木代永三八文九分（漆木一九本）、柿洪代永七文六分（柿洪八合）、夫金永八一三文四分、御伝馬宿入用米一斗六升七合、六尺給米米三斗九升五合、御藏前入用永六九六文六分、納大豆五斗五升二合、水車運上永四七文四分、甄師運上永二五〇文、桶屋運上永七八文七分で、計米四七石四斗四升九合五勺、大豆五斗五升三合、永一七貫四九四文八分が賦課されたのである（『提・吉田家文書』「文政四年巳御年貢可納割附之」、『事提村』「矢吹町史」2巻資料編141—157）。

### 藩の馬産政策 と 農 民

白河地方の馬産は古くからかなり広く行われ、藩の財政と農民の現金収入に欠くことのできない産業であった。天正十八年（一五九〇）蒲生氏郷が会津に入った時からすでに制度化されたというが、白河藩成立後も、藩が種馬を貸し付け、駒せりを行い、馬格を改良させた。毎年三月に石川町で駒せりの市を開設し、領内出生の駒を藩入用分のみを選んで買い上げ、残りの馬を売買させてその代価に応じて運上金を課した。そのため毎年馬改めをさせたが、その役目を駒付役と称し、大庄屋格の者が一〇石の扶持と苗字帯刀を許され、多くの特権を与えられて任に当った。藩は種駒と駒金を貸付けて、馬と利子および運上金を徴収して財政をうるおしていた。高田藩領となつてからも、右の仕法は維持されたのである（『福島県史』3.8）。

天明二年（一七八二）四月、浅川陣屋の領奉行は、駒せり仕法についての乱れや不満解消のために、次のような趣旨の布令を出した（『要約・中畑・小針家文書の「覓」』「福島県史」8、『矢吹町史』2巻資料編141—157）。

- 一、領中の御用馬・種駒貸付および石川町駒迫<sup>ま</sup>について次のように改法する。
- 一、駒金および種駒貸付は所替えの時大庄屋共の願によって停止したが、近年、村々では出生駒を隠し公式の石川町駒迫場へ出さず勝

手な売買をし、追場へは毎年同じ駒を髪を切ったりして出す不心得者もいるやに聞く。当春までに調べたら一五〇疋余も増えていたではないか。不埒のいたりであるがこれは格別の慈悲で勸弁するが、自今以後は出生駒一疋も隠さず届出ること。かつ、停止していた現金追および種駒貸付の制度を当年から復活する。

一、駒追を現金追にするについては、これまでの駒主への二〇〇文宛の貸付金は免除し、とりあえず駒売代金の二割上納を申しつけるが、その後変更もありうる。

一、種駒の貸付をのぞむ者は、旧法の通り来る四月二十日までに申出よ、貸付け代金は一疋に付一兩二分とし、一カ年二分づつ三カ年賦で返済せよ。貸付けた種駒は御用の節は引き上げる。

右の内、駒売代金の役金（せり駒役金）はまもなく三割上納となり（年不詳）、さらに寛政九年には、駄馬冥加銭一疋につき二〇〇文上納が新設された。この負担増は、藩と馬やしないの農民の間に立つ駒付役の不正への疑惑とあいまって、寛政十年（一七九八）の浅川騒動の要因の一つとなるのである（後述）。

なお浅川騒動直前の領内駒付役は次の通りである。

栃本組堀ノ内村・穂積長左衛門、山白石組北山形村・添田勇蔵、滑津組二子塚村・小林惣左衛門、浅川組浅川町・矢吹茂次右衛門、中野目組中新城村・小針重次右衛門、柳橋組中津川村・村上良蔵、前田川組田中村・吉田圭右衛門（浅川騒動記）福島（福島県史）。

**藩 待 望 の 領 地 替 え**  
寛政十年の大一揆は、高田藩の分領支配の困難さをますます痛感させ、幕閣に対する領地がえの運動がより具体化されていった。これがようやく実るのが文化六年（一八〇九）三月で、奥州浅川分領の石川・田村・白川三郡四八カ村約五万石が、越後頸城郡の内の幕領五万石とさしかえられるのである。

浅川分領の内五万石は幕領となり、残り三万四、〇〇〇石余は引きつづき高田藩領とされた。後者の分は、陣屋を釜子村に移して支配したが、ただし前者の幕領分も、文政三年（一八二〇）までの一一年間は、高田藩預り地とされた。現矢吹町に入っている旧高田領の村々はすべて、幕領の分である。

(三) 天領・旗本領となった村々

天領 浅川代官所の支配

現矢吹町の内、中畑・大畑・中野目・神田・堤・須乗・同新田・大和久の各村は、文化六年（一八〇九）三月、越後高田藩領から天領となった。ただし文政三年（一八二〇）までは高田藩預り地で、同藩釜子陣屋の支配を受けたが、その年四月幕府は浅川に代官所を置き、四八カ村・五万石を直轄とした。浅川代官所は天保八年（一八三七）までつづく。

神田村の藤井家文書の「大過去帳控」(『矢吹町史』<sup>2</sup>巻、資料編141-150)で、歴代の代官名をあげる。

文政三年四月から 竹内平右衛門

文政五年（一八二二）五月から 嶋田 帯刀

天保五年（一八三四）十一月から 寺西 蔵太・辻 富次郎

天保六年（一八三五）六月から 嶋田 八郎 (八五郎?)

天保八年正月に浅川代官支配にまた変更があり、村々は天領嫡代官支配と旗本松平軍次郎知行地とに分れる。

右の内、文政五年五月に着任した島田帯刀代官時代の陣屋の役人等について、中畑の岡崎家文書「三郡諸願書扣帳」(『矢吹町史』<sup>2</sup>巻、資料編141-18)所収の史料から抜き出してみよう。

代官島田帯刀は六九歳、禄高一五〇俵で水道橋に屋敷をもつ御家人である。役料として金六五〇兩と九〇人扶持を与えられている。これに従っている手付・手代は次の通りである。

手附御普請役格・庭井平内——禄高三〇俵二人扶持で、役料は手当金一三兩と三人扶持。

手附・只木平十郎——高二〇俵二人扶持、役料手当金一二兩と二人扶持。

手附出役・庭井賢三郎——高「不足」?、役料一三兩と三人扶持。

手附御普請役格・星野慎平——高二〇俵二人扶持、手当金七兩と二人扶持。

手附・川合次郎作——高二〇俵二人扶持、手当金五兩と二人扶持。

手附・小村和左衛門——当時馬喰町御貸付役所へ出役中で、ここでは手当出さず。

手附・中村与次兵衛——当時評定所へ出役中。

元ノ手代・中野平七——給金三〇兩と五人扶持。

元ノ手代・矢口平蔵——給金二〇兩と五人扶持、町請人神田大和町近江屋太兵衛。

元ノ手代・松沢繁右衛門——給金二四兩と三人扶持、町請人駒込町吉見屋五兵衛。

加判手代・田中茂作——給金二二兩と三人扶持、町請人湯島一丁目家持平五郎。

平手代・池田三吉——給金八兩と三人扶持、町請人神田三河町家持庄八。

平手代・堀江八百平——給金一六兩と三人扶持、町請人浅草茅町家持平衛。

平手代・稲垣小平太——給金一六兩と三人扶持、町請人市ヶ谷町家持藤助。

地方に来ては大きな権力をもつ代官や手附も、もとを正せば、まことに格の低い御家人であることがわらう。代官の男以下か)で、町請人を通して役についている状態である。

**年貢徴収の実体** 幕領時代の関係村々の年貢諸税の状態についての史料は『矢吹町史』2巻にかなり載せられているが、(中畑村の場合) ここでは中畑村の文化六年(一八〇九)から同十二年(一八一五)までの七年間の「皆済目録」によつて、次表のように整理してみた。

まず本年貢(本途物成)の賦課率(免)は、最高が四〇・九パーセント、最低が三八・九パーセントで、平均して四割ちよつとというのが、この時期の領主の取分である。幕・藩の財政窮乏にもかかわらず、農村窮乏の累積と人口減、荒地手余り地の増加、うちつづく災害や飢饉のため、年貢の収奪は、絶対的にも相対的にも減少せざるをえなかったことが示されている。ちなみに中畑村の一八世紀初頭の八年間(元禄一三年から宝永四年まで、当時白河藩領)の免は、最高が四

第9表 文政六年〜二年中畑村の年貢納入状況の変化（村高は二二三石三斗）

| 年次         | 本途物成                   | 免     | 米                      | 方                        | 金方(水)                  | 口 |
|------------|------------------------|-------|------------------------|--------------------------|------------------------|---|
| 一〇元(文化六)   | 九〇・五 <small>石斗</small> | 四〇・九% | 四五・二 <small>石斗</small> | 一四六・八八 <small>真文</small> | 五三・六 <small>石斗</small> |   |
| 一〇〇〇〇〇(七)  | 八九・八                   | 四〇・四  | 四四・九                   | 一四六・五三                   | 五三・〇                   |   |
| 一八二〇〇〇(八)  | 九〇〇・二                  | 四〇・四  | 四三・〇                   | 一四六・五三                   | 五三・〇                   |   |
| 一八三〇〇〇(九)  | 八九七・三                  | 四〇・三  | 四四・六                   | 一四六・三三                   | 五三・八                   |   |
| 一八三〇〇〇(一〇) | 八八五・九                  | 三八・九  | 四三・〇                   | 一四〇・九四                   | 五三・〇                   |   |
| 一八四〇〇〇(一一) | 九〇〇・三                  | 四〇・四  | 四三・七                   | 一四六・七四                   | 五三・一                   |   |
| 一八五〇〇〇(一二) | 九〇〇・九                  | 四〇・五  | 四三・四                   | 一四六・三三                   | 五三・一                   |   |

〔中畑岡崎家文書「幕領釜子支配・年々情目録控」『矢吹町史』第2巻六〇七〜六二三頁によって作成。各項共升以下を四捨五入。〕

九・五パーセント、最低が四四・五パーセント、平均して四七と八パーセントであったのに比べるとよくわかる（『矢吹町資料編』411頁の表参照）。

年貢は半石半永（米方金方半分づつ）で納められ、表示したもの以外に口米・口永・夫金（定期的労役の代金）などがあり、すでに白河藩成立期の丹羽・榊原時代に確立されていた本年貢の付加税と夫役代金である。文化六年記載の「別俵」（七年以後の「出目米」と同じと考えられる）と「欠米」は、本多時代の創設である。文化七年以後「欠米」の記載がなくなるのは、前の年に私領から天領に変わった際に廃止されたものと思われるが、確証はない。

この表に示したもののほかに、数多くの雑税諸役を負担があるが、これは前節ですでに述べてきているので省略する。

### 旗本領の成立

天保八年（一八三七）正月、天領浅川代官所支配の村々は、またも領主・代官の変更をみる。前出の神田村の藤井家文書の内、「大過去帳控」（『矢吹町史』2巻資料編141頁）は、「天保八百年正月廿八日浅川御引渡ニ

而、松平軍次郎様御知行所ニ成ル村々、七ヶ村五千石浅川よりハナレ、松平軍次郎様御陣屋中畑江立、其節牢屋立（中略）、軍次郎様御隠居之上、御相統万太郎様へ被仰付駿州御加番御勤被成候」と記す。





松平万太郎康直 遣欧使節として渡欧の際、ベルリンで撮影したもの（兵庫県佐用町平福石州神社蔵）

矢吹地方を中心とした七カ村が、この時期になぜ

旗本領とされたのか。旗本松平軍次郎康済の幕府における位置・役割は、どのようなものであったか。

これらを明示する史料はないが、『福島県史』<sup>3</sup>（二

七八頁・七）や『矢吹町史』<sup>2</sup>巻（七頁）等によると、

松平軍次郎は、天保七年（一八三六）に石見浜田藩

主から、いわき棚倉藩六万石の領主となった松平

（松井氏）周防守康爵の分家であり、その後をつ

いだ松平万太郎康直（石見守）は、安政六年（一八五九）十二月から万延元年（一八六〇）九月まで外国奉行をつとめ

（『説史要覧』<sup>6</sup>）のち棚倉藩主松平康泰の養子となり、元治元年（一八六四）に周防守康英として棚倉藩主となった。そ

のあとの中畑陣屋領は幕末の動乱の中で転変しながらも、松平巨摩之助（白河藩主から棚倉へ移った阿部正外の弟）が知

行し、少なくとも中畑・堤の両村約二、五〇〇石を含め約五、〇〇〇石を明治初年まで支配したという（『矢吹町史』<sup>2</sup>巻）。

天保八年正月、旗本松平軍次郎の中畑陣屋支配となった村は、中畑・大畑・堤・神田・中野目（以上現矢吹町）・川辺

（現玉川村）中野（現石川町）の七カ村、約五、〇〇〇石分である。松平家の陣屋は、中畑の庄屋岡崎家の分家、岡崎賢

太郎氏宅となり、もとは間口六四間・奥行二〇間の公邸であった。現在は会津若松市「武家屋敷」に移築されている。

旗本松平軍次郎が、この時期に福島県南地方の石川郡七カ村と領地替えさせられた理由は不明だが、

とまれその支配には大きな苦勞があったと思われる。江戸から派遣された家臣三人の布令である

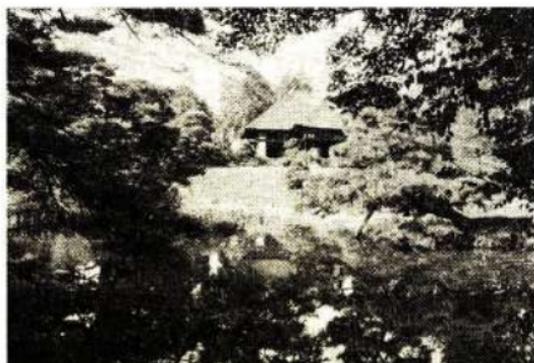
「天保十年十月 松平軍次郎省略令」（『矢吹町史』<sup>2</sup>巻）によれば、「去ル西年（天保八年）御旧領（旧

領所在不明）当国石川郡江御振替以来、累年稀成凶作打統、江戸屋敷ニおゐて都而御幕方追々減少い

たし取統候趣、去戊（天保九年）春中殿様御乗出（？）御入用多分、其上御番所御物入有之弥増御取統方難決出来、右ニ付今般



旧中畑陣屋（正面）



旧中畑陣屋（庭園より）

改革方被仰出御本家様（棚倉藩主松平家）より、為御目代と木村寛吾并自分共三人（佐藤清之進・町田耕助・谷中柴作）罷下り、地元引請候井上・周平・方江都而对談申、同人是迄之請弘勘定帳見届候処、案外金子口入（借金保障）を以是迄江戸御屋敷仕送り候段、不容易中竟周平江村役人小前一同請状いたし居候故之事と存、別面村々役人共実意之取計御上対し一段之至ニ候（下略）」とあり、殿様のくらし向き不如意に對し、地元中畑村庄屋の出で、代官に取り立てられた井上周平（『矢吹町史』編集室調べ）が、村役人・小前へ誠意をもって當り、地方の政治やくらし向きについて苦労しながらその実を上げていることを記している。ところが、支配を受ける七カ村の農民にとっては、まったく受けとり方がちがっている。

以下は石川郡中野村庄屋二瓶家文書（現石川町野木沢）の中の史料であるが、未刊のものなので、全文を掲げる。

乍レ惡以書付奉申上候

奥州石川郡 七ヶ村

- 一、此度中野村之者共御願之筋ニ而遠足仕候儀者、去ル戊午（天保九年）皆濟目錄にレ今御下ケ無シ之、下々ニ而者御役中ニ疑心相掛申候。
- 一、鶴那金与名付老軒ニ付日々代錢七文ツ之御上納ニ御座候、右様ニ而者御百姓無覚束奉存候、

一、村々御用金与申四百両余御引上ニ相成難儀至極奉存候、

一、去々四年（天保八年）浅川御役所より御下ケ金被下置候処、御引上ニ相成（成）に御下ケ不被下、違作困窮之百姓難儀至極奉存候。

一、御検見御座候節者七ヶ村之内道法式里不足之処、前々御支配中者一泊茂無之処、當時者二泊り三昼ニ相成、諸雜用者多相懸り甚難渋仕候、当年ハ御検見無御座候得共、為御礼金御取立ニ相成一統難渋至極奉存候、

一、御上納御取立之節者欠米与申、四斗入吞俵ニ付五合宛被仰付候得共、四斗壹升ツ御蔵所江差出候得共、竹さしの節を抜□□候ハ、さし米御取被成、右ニ付欠米茂多分ニ相成納方甚難渋仕候、

一、西戊戌年御取箇（年貢）筋、村々取立之納与并上上周平殿より御上納高、多分相違与村々一統之風節ニ御座候、村々より仮免状（年貢割付状）御引上御突合被遊候へ、明白ニ相訳可申、右明日に相訳り候上者御領中も静謐ニ相成可申与奉存候、

一、井上上周平殿御引立以前、庄屋役等相勤候節者今日を漸々ニ相懸候処、去々四年より追々御引立役（井上）者目立候、普請等仕殊ニ諸道具類数多拵、中ニも大小之拵なとハ多分と金子相懸り候品四五通も御座候、其上駕籠栗物等ハ格別ニ目立候、結構成出品式（結構成出品式）三挺も拵、其外諸道具家作等之儀者諸人目を驚シ、又者井上上周平殿不断着類等ハ結構成裨布二而日々酒看等調相乘居候始末、下々之□□相掛り是等者疑心之第一与奉存候

右之条々奉申上二候通、少茂相違無御座候、何卒厚以御慈悲、周平殿御取調之儀、急束備ニ奉願上候、以上、  
天保十亥年十一月

当御知行所奥州石川郡

中野村 中畑村 川辺村 中野目村 神田村 堤村 大畑村

右七ヶ村惣百姓惣代

中野村百姓 宗助郎

中野目村百姓 多七郎

松平軍次郎様 御役人中様

松平軍次郎家臣が、地元から引き立ての代官井上周平の治政に対して与えた評価と、右の史料の百姓惣代の評価は、まったく相反している。双方の主張の真偽は一応おくとして、領主松平軍次郎は、知行所の家臣・代官の税政に関して、七カ村百姓に対し、自家の債権者である上野の真如院主ともども次のような「下知状」（同前、中野村）を出している。これも未刊史料なので全文を記す。

下知状之事（写）

一、是迄家来清之進（佐藤姓）・柴作（谷中姓）并代官周平（井上）・旧領家来曾右衛門等、多分之押城筋有之、勝手向別而不如意隨而至其方共ニ迄難儀ニ相成候儀も有之由、依レ之此度上野御山内真如院主江逐ニ相談、当（天保十一年）七月より左之通致三規定一候事、

一、年分取納金銀米穀并賄金且臨時入用、都而真如院方江相納可申候、返濟之儀ハ毎歲取納之節元利引取、以皆濟目録可申立一候、附、当番庄屋右金銀米穀持參候ハ、真如院江相納、同院役人附添當屋輔江同進、双方家来共列座之上我等於目前請取之、可爲記帳割印一候、尤帳面致三式冊ニ志册者手元へ留置、志冊ハ其方共へ相渡し、其時々論駁ニ可致三所持一事、

一、以来取納ハ勿論、賄金并臨時入用等貸上之儀申遣候節者、我等并真如院双方以三印鑑可致三下知一候、双方印鑑無レ之下知状有レ之候とも、取納者勿論貸上等決而致問輔候事、

附、一方之書而印鑑有レ之とも、双方印鑑無之致三貸上候ハ、可レ爲三損毛一候、且又取納并貸上等之義ニ付当表へ申立之筋何事

ニレ依七ヶ村庄屋立合、諸般取斗可申候、一己之取斗於レ有レ之者可越度一候、

一、真如院転任等之節ハ、以三飛脚ニ可致三下知一候、

一、前条之趣家来共江も惣致三申付候間、此後家来之者出役候とも双方之印鑑下知状無レ之候ハ、決而取敢申間敷候、必定謀計与可ニ相心得一事、

但し表面ニ相拘り候儀等ニ面出役之節ハ、双方印鑑可致三下知一候、知行所見分等之義ハ万端可任役人之意ニ候事、尤其段其方共より以三書取ニ可申立一候、

右之条々堅く相守可申者也、尤知行所取締并取納米等之儀、委細以三別帳一追々可致三下知一者也、

天保十一年七月

松平軍次郎花押

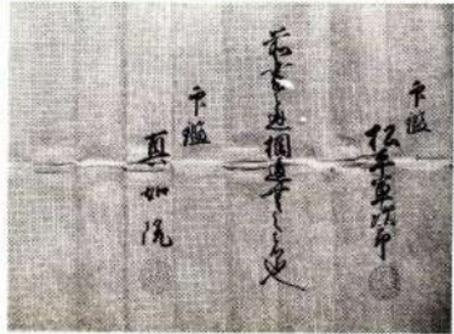
七ヶ村庄屋并百姓共

印鑑 松平軍次郎〇

前書之通相違無之者也

印鑑 真如院〇

代官・陣屋役人の勝手な取奪や中間搾取を防止するため、年貢その他の取納米金額は、松平軍次郎と債権者真如院両方の印鑑を押した書状を持っていなければ一切出す必要はないとしたのである。農民達の願書にある主張がどうやら正しいと見なければなるまい。

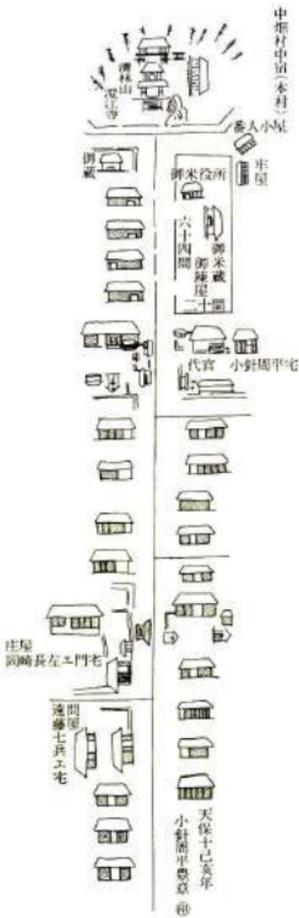


松平軍次郎印鑑 (岡崎長成蔵)

右の外『矢吹町史』2巻に天保十四年の「御触書」(『矢吹町史』2巻)があるが、内容は幕府のいわゆる天保改革の諸布令にそって、知行所村々へ布達されたものなので、ここでは触れない。

またも領地替え

元治元年(一八六四)にこの地方の村の支配は再度変わる。現矢吹町の内、中畑村・大畑村は旗本松平家の知行所としてのこり、中野目村・神田村・堤村は幕領浅川陣屋支配となり、須乗村・同新田村・大和久村はひきつづき幕領端代官所支配で、明治初年までつづくのである。旗本松平巨摩之助の領地は右の二村を含めて二五〇〇石、幕領浅川陣屋は二万五、〇〇〇石の支配となる(『福島県史』3)。



天保10年 中畑村中宿村図  
(中畑小針領晴蔵文書写)

(糠沢 章雄)

一一 天明・天保の大飢饉と農民

(一) 天明の大飢饉前後

うちつつく災害

領主の長年にわたる収奪の強化が、村々の農民困窮と疲弊の根本原因であり、そのために矢吹地方に  
 関係する白河藩・高田藩分領・天領支配下でも数多くの百姓一揆が起こったことは、前章の二や本章  
 の三でくわしくのべられるが、加えてこれも枚挙にいとまがないほど襲う自然災害も農村疲弊に拍車をかけ、江戸時代を  
 通じて人口増加をはばんだ大きな要因である。

ここでは、寛保期から寛政期まで、一八世紀後半の主として東日本の災害・凶荒を、年表（中央公論社『日本の歴史』別巻5の年表、司法省刑事局『日本の飢饉資料』の凶荒）から拾い出して見る。

- 寛保二年（一七四二）、関東・北陸・京畿大風水害
- 延享元年（一七四四）、東海地方風害、痘瘡流行
- 同 三年（一七四五）、江戸大火
- 同 四年（一七四六）、疫病流行（地方不明）
- 寛延二年（一七四九）、江戸府内・山陰・東海洪水
- 同 三年（一七五〇）、関東・東北に雹害、冷害
- 宝暦元年（一七五一）、畿内・北陸大地震
- 同 四年（一七五四）、津軽冷害逸作
- 同 五年（一七五五～六年）、東北地方凶作飢饉、風水害
- 同 七年（一七五七）、東海・東国各地に水害
- 同一〇年（一七六〇）、早害（地方不明）、江戸大火
- 同一二年（一七六二）、仙台で水害

- 明和二年（一七六五）、近畿・東海に大洪水・旱害  
 同 三年（一七六六）、弘前大地震、東海・東山・江戸・大坂水害、違作  
 同 四年（一七六七）、江戸大火、東海・北陸・中国に水害、凶作  
 同 六年（一七六九）、畿内・東海に違作、飢饉、疫病、江戸風害  
 同 七年（一七七〇）、諸国旱害・凶作  
 同 八年（一七七二）、畿内・東海で水害、違作、旱害  
 安永元年（一七七二）、江戸大火、九州で津波、畿内・東海で水害、疫病  
 安永二年（一七七三）、東海水害、東北・中部冷害凶作、諸国疫病  
 同 四年（一七七五）、畿内・東海で水害  
 同 五年（一七七六）、諸国に麻疹流行  
 同 六年（一七七七）、東海・東山九州風水害、大坂大火  
 同 七年（一七七八）、江戸大火、三原山噴火、西日本水害、違作  
 同 八年（一七七九）、関東・東北大水害、違作  
 同 九年（一七八〇）、関東・西日本風水害  
 天明二年（一七八二）、諸国各地に水害、小田原大地震  
 同 三年（一七八三）、浅間山大噴火、関東・東北・北陸・東山大凶作  
 同 四年（一七八四）、関東・東北・東山など飢饉続々、悪疫流行  
 同 五年（一七八五）、東海・西日本に旱害、水害、飢饉  
 同 六年（一七八六）、西日本大凶作、江戸大火、大洪水  
 同 七年（一七八七）、諸国大飢饉、江戸・大坂にうちこわし  
 同 八年（一七八八）、東北もふくめ諸国飢饉、虫害もあり  
 寛政二年（一七九〇）、各地に風水害、信濃地震  
 同 三年（一七九一）、関東大風水害  
 同 四年（一七九二）、江戸大火、九州水害、津波  
 同 五年（一七九三）、江戸大火  
 同 六年（一七九四）、江戸大火

同 九年（一七九七）、江戸大火

同 一一年（一七九九）、江戸・大坂にうちこわし

享和二年（一八〇二）、江戸大火、関東長雨、諸国に風邪流行

同 三年（一八〇三）、江戸大火、麻疹大流行で死者多し、伊豆大島噴火

年表中に記す、東海・東山・西海などの用語は主として『飢饉資料』の用語で、たとえば「東山」といえば、今の中部地方、関東地方北部、東北地方をさしている。

### 天明二～三年 の異常天候

大飢饉の前年、天明二年（一七八二）は、春から夏にかけて雨が多く、諸国に洪水の被害が出、特に稲作の北限であった津軽地方では津軽全体で一二万一、七八〇石の減収（表高一〇万石）であった。この年諸国の作柄は平均六割位であったといひ、東北地方では一足先に大飢饉ははじまっていたのであ

る（中央公論社『日  
本の歴史』<sup>18</sup>）。

『日本の飢饉資料』は昭和七年に司法省刑事局が、多くの古今の飢饉に関する文献を整理編纂したものであるが（以下「飢饉資料」とし、この年の異常天候について、次のようにのべている。

天明卯年凶作の前年寅（天明二年）の冬より気候いつもとは大ひに違ひ、十二月甚だ暖かにて菜種の花など咲きそるい又は筆を生じ陽気春に似て三月頃の如し。且つ時ならざる雷度々あり。極月にかくあることは前代未聞の天災たりとて人々恐れけり。さて其年もあけて明くれば卯の年（天明三年）となりぬ。此の春は猶更暖かなくと思ひしに冬と引かわりて寒氣甚しく、其上雨の降る日多くして晴天は稀なり。されど夏に及びて麦作はいつもと左まで違ひなくありけり。斯て五月になりぬれば暑氣の節なれども左はなくて田植の時に至れども余寒猶去らず、人皆綿入を着て火にあたる程なれば、此寒さにて作物不熟たらんと察せられしかば、穀物の値段諸国一同大きにあがり（中略）この間七月に浅間山噴火の大被害がある。

浅間焼の前より雨ふり出しけるが、続きて長しけとなれり。たまさかに雲切れもありて日影の現はれしことありといへども、晴天といふは一日もなく、毎日毎日しけなれば陰氣がちにて諸作成長すること能はず、一切の野菜の類もくされかじけ木の実草の突におよぶまでも熟せず、此ありさまにては秋の収納はいかあらんと皆うれひて日送りしほどに、二十十日になりしかば、良の風大きに起り二夜三日吹きとほせり。其の後も雨ふりやまず、抑此しけは六月初より九月の末まで四ヶ月におよびけるこそうたてけれ。此に至りて諸作物の色益々変りて実入らず、先づ種の穂はそらだちしてたれこみしはなく、所作物の色益々変りて実入らず（中略）、野菜のたくひも



天明3年 万控賦  
（中野目 円谷善人蔵）

不熟たりしことは相同じかりければ、秋の作毛すべて皆無同前となりはて（下略）

矢吹地方の記録では、中野目の円谷家文書に「天明三癸卯春ヨリ同四甲

辰秋マテ万控賦」（『矢吹町史』2巻 資料編141-292）があるが、これは当時のこの地方の天

候について、「其年之時候初春仲春弥生の頃まで折節雪降日和少し、乍去

大麥作相應に取入、六月中旬下旬に至洪水にて釈迦堂川定橋押流し、七月

七日灰降（浅間山噴火がこの地方にまで及んだ）同日長さ五六寸の白毛降、

盆前後マテ雨降、諏訪祭礼廿七日より快晴二十八、二十九日迄日和続キ屋

台等も相廻り、夫より八月始不得止事降続キ、八幡祭礼十五日、十六日、十七日方迄少々宛暗間有夫より降続、人氣あし

く騒立より八月二十六日夕方天気快晴日和続同二十七日朝日輪の光有り、乍然常に替り喻がたくより夫より人氣静に候得

共、世間騒々敷所々に盜賊夜盜の沙汰多有之候、又疫病世上に流行す」と記している。

### 被害の惨状

平年でさえ端境期になると食料が欠乏し、領主や富豪の救済や拝借米金で急場をしのごう状態だった農民にとって、この未曾有の大凶作に直面しては手のほどこしようがなかった。

津軽藩では天明三年九月から翌四年六月までに、餓死者男女合せて八万一千七百二人、斃馬一万七千二百一頭、荒田一万三、九九七町余、荒畑六、九三一町八反余と、領内田畑の三分の二が荒れ地となったと記録された。南部藩では、餓死者計六万四千、六九〇人、他領への流亡、三、三三〇人、仙台藩では餓死者四〇万人、総高の九〇パーセントにあたる五六万五、〇〇〇石の大減収と報告されている（前掲『日本』の歴史」18）。

白河周辺地方では、前掲の中野目村円谷家の「万控賦」は、「太守様被<sub>レ</sub>為<sub>レ</sub>尽<sub>ニ</sub>御心（中略）御領中及<sub>ニ</sub>飢渴<sub>ニ</sub>候者も無<sub>レ</sub>之由、雖<sub>レ</sub>有次第に候」とし、「大守様」が、「辰年（天明四年）春中」に江戸表から、あらめ二〇〇俵、かます干物二〇俵、さんま干物二〇俵、するめ二〇俵、干大根三万四千、〇〇〇本、稗二四俵、ふすま四五俵を買入れて領内百姓水吞にまで下し置き、かつ、御用米越後高田米を買入れられたり、大坂米を買入れたるして、白川・石川・岩瀬三郡へ米三、〇〇〇

第三章 幕藩体制の動揺と崩壊

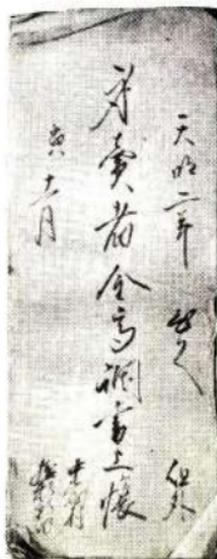
俵、信夫郡保原へ一、〇〇〇俵を配付してくれたため餓死者を出さないですんだと記している。この当時、中野目村は越後高田藩分領であるはずだが、救助食料の品物や数量、それに「信夫郡保原云々」が出てくるので、右の『万控賦』の「太守様」とは、高田藩主榊原政永ではなく、白河藩主松平定信のことを指しているものとみられる。

ともあれ、白河藩・高田藩分領の村々では、餓死者は皆無だったとはいえないにしても、先の津軽・南部・仙台諸藩ほどには、飢饉による直接の死亡者は少なかったであろう。しかしながら、中畑村その他の後代の訴願書などには、人口減少、働き人の欠落や他所奉公、荒地手余り地の増加、残った百姓の負担増について訴えているものが多いことや、左の表のように、天明三年後の年貢納入状況を見れば、「ありがたき御仁恵を以て百姓取り続き」などという、なみ大抵の

第10表 天明五年（一七八五）高田領中畑村年貢米納入状況（金方を省略）

| 百姓名                    | 天明五年（一七八五）高田領中畑村年貢米納入状況         |              | 備考           |            |
|------------------------|---------------------------------|--------------|--------------|------------|
|                        | 定め年貢米方<br>プラス年賦・<br>水吞その他の<br>分 | 悪作につ<br>き引き分 |              |            |
| 定右衛門                   | 石斗升<br>三・六九                     | 石斗升<br>二・六八  | 石斗升<br>〇・六一  | 半間前        |
| 太惣次                    | 四・七三                            | 三・八八         | 〇・八五         | 半間四半       |
| 源十郎                    | 三・九一                            | 二・七二         | 〇・三七         | 半間         |
| 仲右衛門                   | 四・八一                            | 四・六二         | 〇・一九         | 半四半        |
| 千吉                     | 四・六三                            | 四・三三         | 〇・四八         | 〃          |
| 八右衛門                   | 四・七五                            | 四・九四         | △・一九         | （金八に廻す）半四半 |
| 喜之助                    | 三・五五                            | 二・五二         | 〇・六四         | 半間         |
| 源右衛門                   | 三・六二                            | 二・五六         | 一・〇七         | 〃          |
| 久兵衛                    | 一・六〇                            | 一・二二         | 〇・三八         | 四半         |
| 清吉                     | 三・〇四                            | 二・七三         | 〇・九一         | 半間         |
| 太四郎                    | 四・七五                            | 四・〇一         | 〇・七四         | 半四半        |
| 十右衛門                   | 四・七七                            | 四・九四         | 〇・六九         | 〃          |
| 茂七                     | 六・二七                            | 五・二七         | 〇・五五         | 一間         |
| 八郎                     | 三・二七                            | 二・九二         | 〇・五七         | 半間         |
| 友吉                     | 四・七五                            | 三・九二         | 〇・八三         | 半四半        |
| 百姓名                    | 定め年貢米方<br>プラス年賦・<br>水吞その他の<br>分 | 悪作につ<br>き引き分 | 残り納入<br>すべき分 | 備考         |
| 文四郎                    | 石斗升<br>六・六六                     | 石斗升<br>五・四四  | 石斗升<br>一・二二  | 半四半        |
| 岩右衛門                   | 三・二五                            | 二・五八         | 〇・六七         | 半間         |
| 直七                     | 三・一七                            | 二・四五         | 〇・七七         | 〃          |
| 直吉                     | 三・二〇                            | 二・六四         | 〇・五七         | 〃          |
| 金次郎                    | 六・二七                            | 四・八四         | 一・四四         | 一間         |
| 半四郎                    | 四・九二                            | 三・三九         | 一・五九         | 半四半        |
| 卯右衛門                   | 三・五七                            | 一・六五         | 一・九二         | 四半         |
| 六兵衛                    | 七・九六                            | 四・六三         | 三・三三         | 一間四半       |
| 幸吉                     | 三・一六                            | 三・一三         | 二・〇三         | 半間         |
| 友七                     | 六・三二                            | 四・五二         | 一・八〇         | 一間         |
| 甚右衛門                   | 九・四三                            | 八・四二         | 一・〇一         | 一間半        |
| 長左衛門                   | （中略・十九人分）<br>九・八二               | （中略・十九人分）    | ？            | ？          |
| （以下・十九人、寺・水吞・後家等ふくめ省略） |                                 |              |              |            |

矢吹町中畑・岡崎家文書「天明五年十月日新年貢米金一人別時味帳、中畑村長左衛門」、『矢吹町史』2巻四九（一五二六頁）より作成。各項「吉」以下4捨5入。表示したのは米方のみだが、金方は「定右衛門」の場合、定納分1両1分と577文、悪作引3分と344文、残納分2分と243文であることを参考とされた。



天明三年 身賣者 金小針 入すべき年貢米の七〇〜八〇パーセントが「悪作引き」として免除されており、藩財政窮迫にもかかわらず、こうした思いきった減税をせねばならなかった領主側の態度に、天明大飢饉の深刻さを読みとれよう。

被害ではなかったことがよくわかる。前表によって、納入すべき年貢米の七〇〜八〇パーセントが「悪作引き」として免除されており、藩財政窮迫にもかかわらず、こうした思いきった減税をせねばならなかった領主側の態度に、天明大飢饉の深刻さを読みとれよう。

飢饉による人口減少については、矢吹町にも、県南地

第11表 宝暦一二年(一七六二)と寛政二年(一七九〇)二本松藩領の人口・戸数の変化

| 年次(西暦)    | 人     | 口 | 戸     | 数 |
|-----------|-------|---|-------|---|
| 宝暦三(一七六三) | 三、五九八 |   | 一軒    |   |
| (以後三カ年間欠) |       |   |       |   |
| 天明三(一七六三) | 七、〇三九 |   | 一四、五五 |   |
| 〃(一七六四)   | 六、三四五 |   |       |   |
| 〃(一七六五)   | 三、三六  |   |       |   |
| 〃(一七六六)   | 三、三〇七 |   |       |   |
| 〃(一七六七)   | 三、八三三 |   |       |   |
| 〃(一七六八)   | 三、六五五 |   |       |   |
| 寛政元(一七六九) | 三、六五五 |   | 一四、二六 |   |
| 〃(一七七〇)   | 三、八八八 |   | 一四、三三 |   |

①二本松市北杉田・市川家文書「可郡必用五」  
②「福島県史」10(上) 一六八頁以下より

方の他の文献(『白河市史』・『福島県史』・『浅川史』等々)にも適当な史料がないので、隣接二本松藩のものを参考までに上表に掲げておく。飢饉開始年の天明三年の人口七万六、〇七二人に比べ、その被害の深化していた天明七年は六万二、八二三人で、差引一万三、一四九人減(一七パーセント減)である。すべて餓死者というのではないが、岩瀬郡鏡沼村の郷士常松次郎左衛門の記録では、東安達の山間部一四カ村では七五八人の餓死者を出したとある(『矢吹のおいた』)。矢吹地方での餓死者は幸いになかったと解しても、流亡・欠落・身売り・間引きなど、飢饉にともなう諸原因による人口減は当然あったと考えられる。

物価の高騰

大凶作は当然の結果として米その他の物価の高騰をまねく。前掲中野目村円谷家の『万控賦』から、天明三

と四年の米・大豆などの相場を抜き出して次表に示す。平米について見れ

ば、天明三年正月には一升四〇文(一、二七〇)文を三二升で割る)であったものが、同八月(浅間山噴火の翌月)には五二文、十月八日(収穫後)には九八文。天明四年閏正月には一二九文。三月には一四四文、端境期の六月には何と一六二文







天明4年 領内組々年貢金借用証文 (中野目 円谷善人藏)

### 領主側の対策とその後

「貢租の大減取をなによりもおそれた幕府・諸藩は、各種の応急処置を講じて農民経営の再建につとめた。施粥・夫食の貸与、他領や江戸・大坂などからの食料買入れ、津留（殺留）・酒造の禁止制限、田租などがそれであるが、とくにその救済活動を村役人や地主・商人に肩代りさせようとし、そのためにかれらが難民への高利貸付けを通じて土地兼併を推進することを黙認せざるをえなかったのであつた」(前掲中公『日本の歴史』18北島正元)。

「津留」「殺留」については、『飢饉資料』は次のように記している。

此時(天明大飢饉)にあたりて、諸国の御領主・旧地頭方・各領分の民を飢ざらしめんが為に、穀止といへる作法をきびしく設け、他領へとは穀物を出させられず。それは奥の白河・三春・仙台・南部・津軽・会津・米沢并越後国也。さては下野・常陸すべて関東八ヶ国に至りて一同の穀止となりて、只同じ領分限りのみ売買になりしかば、何ほどの金銭を持し者とても他領よりしては穀物を買ひとるこゝと少しもならず(「農諭」・「凶歳必携」)。

前項一でふれた白河藩主松平定信は、この諸藩の殺留政策の前に手を打って食物買入れを行ったことが、後年大いに賞されているわけである。しかしこの殺留政策は、右の資料でも指摘しているように、各領内の生産が絶対的に不足している事態の中では、効はまことにうすい。

施粥・夫食の恵貸与・酒造米の制限・田租の奨励などについては、やはり松平定信のところであつてるので省くが、『矢吹町史』2巻や『白河市史資料集』などにこれらの史料がかなり入っているので参照されたい。

救済活動を、藩財政の貧窮から、地方の有力者に肩がわりさせた例は、中野目円谷家文書に典型的な史料があるので次に紹介する(『矢吹町史』2巻(資料編)141-142(二七四))。

借用申金子之事

金六拾五兩三分ト永三拾貳文と四分八厘

但利金拾五兩ニ付壹ヶ月壹分ノ利

右者去卯年凶作ニ付、御領分中(當時高田藩領)組々因窮仕御百姓共御年貢米納石代金指支候ニ付、各方江才覚被三仰付候処、此度組々引請致候様從<sub>レ</sub>御上様被三仰付候ニ付、借用申処実正ニ御座候、然ル上者来巳(天明五年)之秋中御年貢以前ニ元利米ニ而取立返済可<sub>レ</sub>申候、尤上納金之儀ニ候得者、譬如何様之義出来候共少茂相違致問敷候、為<sub>二</sub>後日<sub>一</sub>依如<sub>二</sub>件<sub>一</sub>

天明四辰年十二月

(以下、小田川・太田川・踏瀬・大和久の庄屋、橋本・山白石・滑津・前田川・浜尾・石川・柳橋・谷田川・金山・浅川各組の

大庄屋署名印)

円谷甚左衛門殿

右之通承知申候以上

戸須賀藤四郎殿

江原 右助

遠山 甚蔵殿

文意は、天明三年凶作で、領分の百姓達が年貢米金上納不可能なので、殿様から各組各村の有力者へ才覚金を命じられたが、いずれも困って出て出せないで、中野目村大庄屋円谷家より借金をして上納した。この借金は翌天明五年秋中には米で返済するといふものである。ただし、この六五兩三分余の金額が、署各捺印した村または組それぞれが借りたのか、全部の合計金額なのか、右の文章のみでは不明である。

凶作・不作は天明四年以後もつづく。たとえば天明五年(一七八五)にはこの地方は、早ばつにおそわれ、大飢饉の痛手に迫りうちをかけられる。同年十二月、中畑村では、「郷中不残早魃に逢<sub>レ</sub>い、そのため「御検分被成下置、御用捨引」をしてもらったが、それでも年貢諸役上納はおぼつかなく、村役人たちはとても御上の役には立ちそうもないので、庄屋・組頭の役を免じてもらいたいの願書を出している(『矢野町史』2巻(資料編141-399)。

天明六年は、県内各地で洪水や冷害の被害、七年には長雨で凶作、八年には東北もふくめて諸国飢饉と、災害ははてしない様相を呈するのである(『福島県史』26)。

(二) 天保の大飢饉前後

文化期以降の災害  
前項(一)でまとめた東日本を中心とした災害年表につづけてその後幕末までの分をまとめておく。やはり主として『飢饉資料』と『日本の歴史』別巻5などによる。

文化元年(一八〇四)、出羽大地震

文化二年、江戸早はつ

三年、江戸大火、諸国旱害、江戸と近国大雨

五年、江戸と近国大洪水、諸国大風雨の害

六年、江戸大火、江戸と近国大風雨で死者多し

八年、江戸大火

九年、江戸地震(？)、南部地方飢饉

十一年、諸国旱害

十二年、畿内東海水害

十三年、江戸疫病流行、畿内・東海大風雨・洪水

文政四年(一八二一)、江戸風邪大流行で窮民三〇万人に救金、畿内・東海風水害

五年、江戸大火

七年、東海・東山水害

十一年、全国的に大水害で損毛五六三万石、特に西日本ひどい、越後大地震

十二年、江戸大火、畿内・東海水害(他はまれに見る豊作)

天保元(一八二九)、畿内・諸道で連作・地震、北陸不作

二年、東海・東山で連作・地震・噴火

三年、諸国凶作↓天保の大飢饉はじまる。

四年、関東・奥羽大風雨・冷害で大凶作、越後・出羽大地震、諸国大飢饉特に奥羽はなはだし

五年、江戸大火、夏より米作もちなおす

天保 六年、関東・陸奥大地震、東山飢饉

〃 七年、諸国に洪水・違作・飢饉（東海・東山・北陸）特に奥羽で餓死者多数

〃 八年、五畿七道飢饉（大塩の乱起る）

〃 九年、江戸大火

〃 十四年、東海・東山で風水害、江戸大火

弘化 元年（一八四四）、東海風水害

〃 二年、江戸大火、東山・北陸風水害

〃 三年、江戸大火、利根川大洪水、諸国で風水害

〃 四年、信濃越後大地震、東山風水害

嘉永 元年（一八四八）、東海・東山・北陸、違作・風水害

〃 三年、江戸大火、西日本風水害・飢饉

〃 四年、東海・山陰・西海水害、江戸風邪流行で窮民に救米

〃 五年、東海・畿内風水害

〃 六年、関東大地震、（ヘリー来航）

安政 元年（一八五四）、近畿地震、東海大地震・水害

〃 二年、江戸と周辺大地震（安政大地震）、西日本で風害・鼠害

〃 三年、東海・東山諸国大風水害、特に江戸の被害甚大、江戸地震

〃 四年、江戸で風邪大流行、東山・山陰・瀬戸内風水害

〃 五年、江戸大火（二月・十一月）、江戸でコレラ大流行（死者二万八千余）、東海地方で地震・疫病・風水害・津波（この年、日米修好通商条約）

〃 六年、江戸大火、コレラ流行、東海風水害

文久 二年（一八六二）、江戸で火災多発、麻疹流行で死者多数

〃 三年、江戸大火

元治 元年（一八六四）、関東大風雨

慶応 二年（一八六六）、諸国大風水害により凶作（奥羽も被害大）、各地に一揆激発

〃 四年、東海・東山・畿内に水害



文化13年 越後国新津村より年季奉公証文  
(中野目 円谷善人蔵)



文化4年 高田藩領大畑村  
悪作田反別書上帳 (大畑  
青木政義蔵)

文化・文政期  
の不作と年貢

文化四年(一八〇七)、高田藩領大畑村では、稲作の「悪作」(原因不明)のため、村高二三七石五斗から畑高八二石九斗を除く一五四石六斗の内、「万引き」六石三斗

と、願により「早稲・中稲刈取り」を許された分一八石七斗をさらにさし引いて、上・中・下・下々田合せて約一三〇石中の悪作分を、個人の持田ごとに詳しく書上げている(大畑・青木家文書「文化四年・悪作田反別相調書上帳」。滑津組大畑村。「矢吹町史」2巻 資料編141-1296)。そのため減免願の願書はないが、田畝一筆毎の詳細な作毛の調べ書き上げは、この村の不作と農民の困惑ぶりをよく表わしている。

永年の収奪と災害等による困窮のため、身売り奉公をせざるをえなかった農民についての史料は『矢吹町史』2巻にも数多いが、この時期のものを二つほど示す。一つは文化六年(一八〇九)十二月の、中野目・円谷家文書の「給取請状之事」で、川部村の儀兵衛が「年貢上納に指詰り」、中野目村の伊三郎より借りた金二両のカタに娘きくを一年間の年季奉公に出し、その間に三度の「しきせ」以外給金はもらわず、その間どんな「折檻」にあっても文句はつけず、途中病氣や死亡した場合は代人または金二両どんなにしても返金するという証文である。もう一つは、逆に、他国から身売り人を受け入れた例である。同じ円谷家文書の「文化十三年・越後国新津村久四郎娘りよ年季奉公証文」で、「越後国蒲原郡水原御領・新津村久四郎娘りよと申女年拾五歳」が、永戸庄左衛門家守重右衛門から借りた金五両のために、文化十三年(一八一六)から八年間質物奉公をすると

第13表 文化六年(一八〇九)と文化二年(一八一五)中畑村年貢米金皆済(村高二、二三四石二斗九升五合)

| 年次   | 本途(年貢総高)         | 左の内米方            | 同 金 方             | 口米(含金納分)         | 別使または出目米        | 欠 米 ほか          |
|------|------------------|------------------|-------------------|------------------|-----------------|-----------------|
| 文化六年 | 石斗升合<br>九〇・四・六・〇 | 石斗升合<br>四三・三・三・〇 | 貫 文 分<br>一四・一・七・八 | 石斗升合<br>四四・六・二・八 | 石斗升合<br>九・六・五・一 | 石斗升合<br>四・六・三・四 |
| 七    | 八九七・九三           | 四四九・八九七          | 一四六・五〇・七          | 五三・九・八・八         | 九・五・三・八         | —               |
| 八    | 九〇〇・七・八          | 四三〇・八・九          | 一四三・三三・五          | 五〇・〇・一・一         | 九・〇・〇・二         | 口米出ノ米           |
| 九    | 八九一・七・〇          | 四四八・八・五          | 一四一・三三・八          | 五三・八・三・〇         | 八・九・七・二         | 同上              |
| 一〇   | 八六五・八・九          | 四三三・九・四・九        | 一四〇・九・四・一         | 五・九・五・四          | 八・六・五・九         | 同上              |
| 一一   | 九〇・三・四・五         | 四三〇・七・五          | 一四六・七・〇・九         | 五三・〇・八・一         | 九・〇・一・四         | 同上              |
| 一二   | 九〇・八・五・一         | 四三〇・三・六          | 一四六・三・三・九         | 五三・〇・五・一         | 九・〇・〇・九         | 同上              |
| 一三   |                  |                  |                   |                  |                 | 五・四・一           |

(中畑・岡崎家文書「幕領釜子支配・文化七年三月・年々皆済目録控・石川郡高田藩御預所中畑村」—『矢吹町史』2巻 六〇七頁以下—により作成。雑税・夫役省略)

いうものである。

次に、災害・不作の統発ないし労働人口減によって、年貢徴収が不安定になっていくことが予想されるのであるが、中畑村の「年々年貢等皆済目録」(『矢吹町史』2巻)によって、文化六年(一八〇九)から同十二年(一八一五)までの年貢徴収額の変化を第13表にまとめた。最高の文化六年の年貢率四〇・九パーセント、最低の文化十年が三八・九パーセントと、大きな差異ではないにしても、収奪体制はゆれ動いているように思えるのである。もちろん、この期間に矢吹地方では特に大きな災害・凶作はなく、極端な減収はないのであるが、各村ではいつでも何らかの原因で局部的な不作が起り、それが年貢収奪に敏感に反映せざるをえなかったのである。

つづれ百姓の増加や災害・重税等による農村困窮については、次項二の「百姓一揆」でややくわしくふれられるので省くが、つづれ百姓の復活の必死の努力も各村ではなされていた例を一つだけあげておく。

中野村の百姓源蔵は、文政元年(一八一八)に病気でなくなり、つづれになっていたが、親類・五人組の者が奔走し、

他領から養子という形で百姓武右衛門一家を入れ、村役元から七兩二分の相続金を借りうけてようやく、田地半軒八カ一分の本百姓として取り立てられている（『矢吹町史』2巻）。

### 天保四年の大飢饉

「日本災異志」（飢饉實）は「是歲全国飢饉、奥羽最甚（古老）。天保四年（一八三三）癸巳春の氣候不順なり。四月中旬より日輪朝暮丹の如く光なし。霧深きやうにて正陽の月陰氣勝にて、五月より六月土用に至り裕を用ふる事なり。八月朔日大風にて処々立家等吹き潰れしこと多く、兩三日なり、東北風強し、追々南西風吹き終に北風となる。九月兩三度地震あり、今年凶作なり。十二月二十三日夜大雪凡三尺余降り積り、道中にて溺れ死にこれあり。竹木悉く折れ損じたり。明る春二月まで雪あり、金一兩に付き米六斗二升より五斗四五升まで、十二月四斗五升、明る午年五月四斗なり」と記している。

全国的には四国・信濃・越後が平年の三分の一作、九州・中国・近畿は半作または三分の一作であったが、東北・関東地方はひどく、特に津軽・南部・仙台は皆無の状態であった。「品川某奥羽遊歴記」（同前）によれば、津軽地方はすでに天保二年からうちつづく凶作で、「飢人幾千万人とも知らず半死半生の者道傍に倒れ居る者夥しく」、また、南部地方では「夫婦連れ非人となり食物なき故女は二人の子を抱き河に沈み夫も続いて入水せしを見たり」と記している。東北南部はそれほどではなく、同じ筆者は、「伊達郡に出でたれば三分の作と見え、始めて餓死を通れたる心持せり」と安堵している。

矢吹地方は津軽・南部ほどの惨状ではなかったが、それでも被害は甚大であった。中野目村・神田村は比較的良好であったらしいが、それでも、天保四年九月、早稲方を検田したところでは、甘く見ても三割以上の損毛は確実なので、「破免御検見」（年貢減免のための検見）を願いたいと訴えている（『矢吹町史』2巻）。

また、石川・白川・田村三郡八六カ村（当時天領浅川代官支配）は、同年九月、困窮者に対して御救夫食米ごきうぶじきまいの拝借を願いで出ている。八六カ村の惣人数一万五、二二〇人の内、自分の力で何とか生活できそうな者はわずか三、七六六人（二五パーセント）にすぎず、残り一万一、四五四人は極貧で食べていけないので、とりあえず来年正月から八月までの夫食米

第14表 天保四年一二月大畑村所持雑穀物調べ(一六軒の計)

| 種 類   | 石 数         |
|-------|-------------|
| 糯 米   | 石斗升<br>五・六二 |
| 種 米   | 二七・九        |
| 種 粳   | 一・八〇        |
| 種 粳   | 一・二五        |
| 春 麥   | 二・〇         |
| か ら 麥 | 四・〇         |
| 小 麥   | 一・五         |
| 小 豆   | 六・六         |
| 大 豆   | 九・七〇        |
| そ ば   | 三・四・四       |
| 粟     | 二・四・七       |
| 稗     | 一・六・五       |
| あ 米   | 四・〇         |

(大畑青木家文書「矢吹町史」2卷六八頁、三頁)

として、米六、七五七石八斗六升を拝借したいと訴願したのである(同前)。

同年十二月、大畑村では、村内の貯穀の状態を調べ上げている。同村は惣家数一六軒・人数男女計七四人の村であるが、この一六軒が当時所持していた穀物類は、上表の通りである。全体として見ると比較的楽な状態に見えるが、これには年貢上納分が含まれているのかわからない。それを考慮に入れなくとも、弥右衛門のように、わずかに米一斗、種粳六斗、大豆二斗、そば二斗しか所持していない百姓もいる。これで翌年八月頃まで食べていくことは到底無理であろう。

翌天保五年(一八三四)は氣候よく豊作となつて各村はほつと一息ついたが、同六年はまたまた氣候不順で違作となり、各地に大地震の被害もあつた。

**天 保 七 年** 前年につづいて天保七年(一八三六)も大冷害で、かつての天明の大飢饉の**大 飢 饉** 饉に劣らない大被害をもたらした。前掲「日本災異志」はこう記している。

同七年丙申春雨雪なく氣候不順なり。日和少なく曇り、四月下旬頃朝暮冷気又は晴れたる日などは三月頃の如し。悉く濛氣をなし霧の深きやうなる時もあり、日々北風ありて五月となり、中の頃雨降る節は焚き日に当り、田植え等の節は夕方は手足悉く感ずる事あり、六月土用となり日々曇り北風ありて冷気、朝夕は綿入を用ゆる時あり、六月十四日より少し晴れ、同十五、十六日晴れ、暑中の事故に少し汗を発する体なり。同十七日より冷気にて曇り晴天といふことなし。二十日となりし処漸く早稲の穂出て、何分日和なき故に突入り難し。中稲もそれに続いておくれ、晚稲は猶追々出穂おくれになり、八月彼岸になり稲穂出る故にすて立ちとなり実のらず、九月下旬大霜ふりて氷りたる故に秕となり、田畑諸作物共に実のらざる故諸国凶作大飢饉となる。其秋の半の相場、金一兩に付き米三斗二升五合より二斗三升作(栃木県下野国河内郡蒲生村老農田村吉茂日記)

被害は全国におよんだが、東北地方は四〇五割の減収が普通で、特に津軽地方は九割一分の減収で翌八年には藩領内で



天保7年 石川郡43カ村凶作に付難願  
(中野目 円谷善人藏)

四万五、〇〇〇人余の餓死者を記録している。  
白河藩領でも平年に比して八割の大減収で、しかもこの時にはもう、かつて松平定信がとったような適切な処置は望めなかったのである。

矢吹村では、この年の凶作に加えて、二月に家数棟数七〇軒を焼く大火もあって困難をさらにひどいものにした。年貢は平山家では持高一〇石に対して三石一斗三升が課せられたが、藩はこの内一石二斗六升を免除しなければならなかったほどである。この年暮から翌天保八年七月にかけて、穀物の値段は、白米一升三二〇文、白粉一升一七〇文、小麦粉一升一七〇文という驚威的な額となった(『矢吹町史』2巻 資料編141-142、147、148)。

幕領支配下の石川郡四十数カ村は惣村三役人連印で、天保七年十月、前から拝借していた夫食米・種物の代金の年賦返済の延期、年貢金納分の相場引き下げ、高掛小役銭などの一カ年免除等を懇願している(『矢吹町史』2巻 資料編141-142)。

他領の村々でも史料はないが、同じような訴願は当然にあったと考えてよい。

なお矢吹地方では、天保九年(一八三八)にも不作に見まわれ、白河領矢吹村と、旗本領大畑村では、同年八月と九月に、減免のための「御検見」の願を出している(『矢吹町史』2巻 資料編141-142)。

人口の減少  
天保四年からうちつづく災害凶作で、各村ともつぶれ・欠落・身売

り・間引き・時には飢え死に(?)等で、家数・人数の減少が多く、特に年貢を負担する本百姓の減がいちぢるしかつたと思われる。ただ矢吹地方では、それを的確に示す史料が未発見なので、断片的な史料で憶測するはかない。

白川郡須乗村は、寛保二年(一七四二)には(当時高田藩領)、家数計二五軒、人数計一〇一人(男五九人、女四二人)あったものが(『寛保二年須乗村寄附御改帳』、『矢吹町史』2巻資料編141-142)、天明・



天保8年 中畑村凶作欠落人立婦正福寺新込詫入に  
付御聞濟御札  
(中畑 岡崎長成蔵)

天保の大飢饉をはさんで、約一〇〇年後の天保一三年(一八四二、当時幕領)には、家数一三軒、人数計七三人(男三八人、女三五人)となり(『矢吹町史』<sup>1</sup>2巻 資料編142)家数にして五二パーセント、人数にして二八パーセントが減少しているのである。

また飢饉の村から無断で逃げだして、徒党に加わろうとしたが、どこにいても食えず、村にかえって寺にかけ込んだ例もある。中畑村の善蔵・庄助・与吉の三人は、天保七年の飢饉で生活できず、勝手に村を逃げ出して、何かの徒党に加わろうとしたが、「凶作之年柄、何レ江参り居候面も凌兼」<sup>1</sup>、どうしようもなくなつて、天保八年二月「近頃忍婦」<sup>2</sup>つたが、代官所の処罰を恐れて、村内の正福寺に掛込み保護を願つた。親類・五人組では、謹慎の様子が濃いので、何とか穏便に済ませてくれるようお願い出ている(『矢吹町史』<sup>2</sup>2巻 資料編141-142、143)。このような例はおそらく、どここの村でも多くあつたであろう。

以上見て来たように、天保期の大飢饉は東北地方で特にひどかつたのであるが、死者の数などから見れば、先の天明の大飢饉に比べて少なかったようである。これは天明度の惨状にこりて、幕府や諸藩の飢饉対策がすめられ、また村や町の互助制度などがかなり整えられていたことと、人口停滞・荒地地手余り地増加にもかかわらず、生産技術の一定の発展があり、さらに全国的な商品流通の拡がりによって、後進地でも食糧の調達がかなり容易になつていたことなどが理由としてあげられよう(『中央公論社』<sup>1</sup>日)。(『本歴史』<sup>18</sup>)。

その後も災害・凶作は多いが、幕末期に入つてくると、さまざまな政治的、経済的、社会的な変動の中で、農民の対応も、領主側の対策も複雑な様相を呈するので、それらは次の項目にゆずりたい。

(横沢 章雄)

## 三 寛延以降の農民の一揆・訴願

## (一) 寛延二年幕・藩惣百姓一揆と矢吹

林基氏は、一八世紀中葉を「全藩的蜂起を主とする農民闘争の絶頂」期にあたるとしている（岩波『日本歴史・近世』4所）。福島県内ではまさにこの時期の農民闘争が、寛延二年三年（一七四九、五〇）の幕領・各藩領のわくをこえた惣百姓一揆である。庄司吉之助氏の研究（『寛延年間幕・藩惣百姓一揆の研究』）によれば、寛延二年には、二本松藩・信達の幕領・会津藩・三藩・守山藩に、翌三年には、二本松藩・会津藩・幕領境代官領・越後高田藩浅川分領・笠間藩田村分領等にあいついで、または同時に大一揆・うちこわしが起った。その共通する特徴は、①幕藩財政の窮乏とその対策である年貢諸負担増徴の強行と凶作が原因で、農民の直接のはこ先は代官・手代らの現地支配役人に向けられたこと、②庄屋が代表する越訴型は少なくなり、指導層は長百姓以下の百姓が中心となるか、あるいは庄屋・組頭・長百姓・百姓が一体となった農民層全般のものとなっているが、むしろ庄屋層が除外される例が多いこと、③長百姓・百姓中心の場合、闘争形態は強訴とうちこわしが主となり、藩会所・代官所・牢舎・町村の豪農商（特に幕・藩の代官や郡代）と結びついた村役人層）に対するうちこわしが目立つことなどである。

寛延二年は、中通り・会津各地が七月から長雨に見まわれ、多くの村で白がれ穂となったが、各藩・代官所では救済策をとらず、ついに二本松・三春・守山・会津・境代官各領で一揆が始まり、十二月には白河領・高田藩分領の各村にも廻状が廻された。高田藩分領のかんりの村がこれに合流し犠牲者を出している。

矢吹地方の村でこれに加わったという史料はないが、白河藩でも高田藩浅川陣屋でも対策に大わらわで、各村に一揆不参加の請書を出させている。次は中畑村（当時高田領）の提出した請書である。



寛延2年 中畑村御陣屋へ強訴之風聞に返答書  
(中畑 岡崎長成蔵)

(御陣屋へ強訴之風聞にて御尋書返答書)

指上ケ申御請書之事

一、此度御百姓共御願之筋有之由ニ而、御陣屋江相集ル之廻文等相廻候由取沙汰申触シ候段、被レ為御聞及御吟味被ニ仰付 恐入奉レ存候、右御尋被レ成候得共、於ニ村方ニ右躰之取沙汰勿論疑ニ敷者も無御座ニ候、此度ニ不<sub>レ</sub>限自今以後五人切ニ(五人組毎に)吟味仕り、左様之者御座候ハハ急度御訴可ニ申上、万<sub>一</sub>不<sub>一</sub>申上<sub>一</sub>内外より被<sub>レ</sub>及<sub>レ</sub>御聞ニ候ハハ、私共何様之曲事ニも可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>仰付ニ候、為<sub>ニ</sub>後日<sub>一</sub>仍如<sub>レ</sub>件、

寛延二年巳十二月

中畑村五人組頭

半 七郎

(以下五人組頭二六名署名名触)

岡村長百姓

角兵衛郎

岡村庄屋

小針

七左衛門

岡崎

長左衛門

同

岡崎

長左衛門

(二) 安永九年中畑村年貢未進百姓に付訴願

これは一揆史料ではないが、困窮百姓が年貢上納できず、村役人や親類・五人組の者が苦勞している様子がよくわかるのでとり上げる。

中畑村の端郷である原宿では、そのの庄吉という者が前々から極貧の百姓で、毎年年貢皆済できず、庄屋・五人組の口入(世話)で何とか農業できるようにとりはかかって来た。しかし去年(安永八年・一七八〇)の分から一切の上納米金

「御百姓共」が「御陣屋江相集ル」という取沙汰は、決して領主側の杞憂ではなく、各村でやはり不穏な動きがあったことを文面から読みとれるのである。

御奉行所

(「大吹町史」2巻  
資料編14—135—13)

がはらえず、兄の文右衛門や親類の者・五人組で何とか弁納するよう再三再四催促して来たのに兄弟は言を左右にして少しも上納するけはいを見せず、今年（安永九年）の春までまっくれというばかりで、今年ももう五月になってしまった。もうこれ以上は催促も世話することも限界だし、また本人の困窮ぶりはよくわかっているのので、御上で吟味してよろしくとりはからってくれという庄屋・組頭の願書である（『矢吹町史』2巻、資料編14—392）。

中畑村にかぎらず、各村でも同じような事が沢山あったであろう。

(三) 天明五年中畑村の組頭・庄屋御役御免の願い

天明五年（一七八五）といえば、あの関東東北をおそった天明の大飢饉（三年四年）の直後である。この年の十二月、中畑村の組頭六人と庄屋二人（岡崎長左衛門・小針七左衛門）、それに管轄の大庄屋（野木平右衛門）が、年貢諸役上納がどうしても不可能なので、村役人をやめさせてほしいと訴えたのである。その史料を抜粋しておく。

乍恐以書付奉願上候事

当村之儀早損ニ付郷中不殘早敷逢申候故、先達而奉願上候而御検分被成下置、御用捨引等茂被仰付重々難有、惣百姓ハ不  
及申上ル私共迄難有奉存候、乍然無難之田町逆茂（早敷の被害少ない田畑でも）取実不足ニ御座候得者、無是非御願申上候、  
別帳面ヲ以相調べ指出申候通、米金銭不足ニ罷成御皆済相違兼申候、先達而御用捨引等茂被仰付候上ニ御座候得者、又々御用捨引  
是御願申上候儀茂奉恐入候ニ付（中略）吟味等茂仕候得共、逆茂取実無御座候而御上納仕兼申候、最早御皆済御日限茂間無罷  
成、私共上ニ而無滞御皆済可相成とハ奉存候依之（中略）御上様 御苦勞ニ罷成候上者私共役前茂相立不申候間、拙者其  
御役御免被成下度奉存候（中略）

天明五年己十二月

滑津組中畑村組頭

金次郎

庄屋

（以下五人署名印）

門

長左衛門

小針七左衛門

## 御奉行所

大庄屋

野木平右衛門

〔矢吹町史〕2巻  
〔資料編〕41-399

天明の大飢饉の痛手は言語に絶するほどだったのに、加えてこの年の日での害である。村民の困惑は想像して余りある。第15表は、同じ年の中畑村の「御年貢米金一人別吟味帳」によって、個々の農民の年貢米金の割り当てを示したものである。引用史料にある藩の「御容謝引」（年貢減免）も思い切ったものであるが、それでもなお農民は納められなかったわけである。

第15表 天明五年一〇月中畑村年貢米金一人別割付の状況

| 農民名  | 平年時の年貢米金       |                   | 悪作に付引分         |                    | 当年納入すべき米金     |                    |
|------|----------------|-------------------|----------------|--------------------|---------------|--------------------|
|      | 米方             | 金方                | 米方             | 金方                 | 米方            | 金方                 |
| 定右衛門 | 石斗升合<br>三・二九・一 | 四分<br>一・一・七<br>七文 | 石斗升合<br>二・六七・九 | 二分<br>〇・三・〇<br>三四文 | 石斗升合<br>〇・六・二 | 二分<br>〇・二・〇<br>三四文 |
| 太惣次  | 四・七・二・四        | 一・一・五・五・三         | 三・八七・六         | 一・三・〇・二・四・九・三      | 〇・八・四・八       | 〇・〇・〇・一・〇          |
| 源十郎  | 三・一・九・三        | 一・一・五・五・八         | 二・七・六          | 〇・三・〇・二・九・〇        | 〇・三・六・七       | 〇・〇・〇・六・八          |
| 仲右衛門 | 四・八・一・〇        | 三・〇・一・五・四         | 四・六・二・〇        | 一・三・二・九・三          | 〇・九・〇         | 〇・〇・〇・六・八          |
| 千右衛門 | 四・七・一・三        | 一・五・一・五・一         | 四・二・三・二        | 一・三・〇・二・九・三        | 〇・九・〇         | 〇・〇・〇・六・八          |
| 八右衛門 | 四・七・五・二        | 一・三・一・五・八・〇       | 四・九・四・〇        | 一・三・〇・〇・七・一        | マイナス          | 〇・一・八・八            |
| 喜之助  | 三・一・四・七        | 一・一・四・九・三         | 二・五・一・一        | 一・〇・〇・二・五・三・三      | 〇・六・三・六       | 〇・〇・〇・〇・〇          |
| 源右衛門 | 三・六・二・三        | 一・一・四・九・三         | 二・五・五・五        | 一・一・〇・四・四・二・二      | 一・〇・六・七       | 〇・〇・〇・〇・〇          |
| 久兵衛  | 一・五・九・八        | 〇・〇・〇・八・三         | 一・二・三・〇        | 〇・〇・〇・二・五・六        | 〇・三・七・八       | 〇・〇・〇・二・八・七        |
| 太四郎  | 四・七・四・八        | 一・三・一・五・五・六       | 四・〇・〇・五・五      | 一・一・〇・〇・四・九・四      | 〇・七・四・三       | 〇・二・〇・〇・八・三        |

(以下略)

(中畑岡崎家文書『矢吹町史』2巻四九一頁以下の史料より作成)

(四) 寛政十年越後高田分領浅川騒動

騒動の原因

寛保二年(一七四二)から県南地方の支配領域は大幅に変わった。白河藩主松平(結城氏)大和守義知の姫路移封に際し、白河藩領だった約八万四、六〇〇石余分の村々(白川・石川・岩瀬・田村四郡にまたがる)は越後高田藩(神原式部大輔政永)の分領となる。この藩は高田城付領六万八、〇〇〇石で、飛地領の方が多という変則的支配を強いられ、この八万四、六〇〇石分は石川郡浅川村に陣屋を置いて支配した。現在矢吹町に入っている村々の中で、中畑・大畑・中野目・神田・堤・須乗・同新田・大和久は高田領である。

この浅川陣屋支配八万四、六〇〇石の領地全域にわたって、寛政十年(一七九八)正月と二月に大一揆・うちこわしが起こったのである。

原因の第一は、第二章で何度もふれて来たように、慶安検地以来の年貢諸負担の増徴↓困窮度の深化↓欠落・身売・水呑百姓の増加↓労働人口の減少↓荒地手余り地の増加↓残った百姓への負担過重という、悪循環に対する農民のどうしようもない不満である。いうならば幕藩体制支配の根本的矛盾の顕化である。上表は、白河藩領内の惣人口の変化を、中野目の円谷家文書によって作成したものである。延享元年(一七四五)から安永九年(一七八〇)までのわずか三六年間に、男子人口の減二、四二二人(一三パーセント減)、女子人口減一、〇七三人(八パーセント減)、計三、四九五八減(一一パーセント減)となる。

第15表 延享元年より安永九年までの白河領内の人口変化

| 年次         | 男      | 女      | 計      |
|------------|--------|--------|--------|
| 延享元年(一七四五) | 一八、四五六 | 一三、六九五 | 三二、一五二 |
| 寛延二年(一七五〇) | 一八、二一五 | 一三、六三三 | 三一、八四八 |
| 宝暦六年(一七五〇) | 一七、三三〇 | 一三、一一一 | 三〇、四四一 |
| 〃三年(一七五三)  | 一六、九六八 | 一三、〇四五 | 二九、九六三 |
| 明和五年(一七六〇) | 一六、八九一 | 一三、〇三三 | 二九、九六四 |
| 安永三年(一七七〇) | 一六、五五三 | 一三、〇三三 | 二九、五八六 |
| 〃九年(一七八〇)  | 一六、〇三三 | 一二、六三三 | 二八、六六六 |

(中野目 円谷家文書「安永九年大庄屋手控帳」・「矢吹町史」2巻四三九〜四〇頁により作成)

高田分領の適当な史料がないが、これで十分推定できよう。労働人口のへった農民の負担もさることながら、表高に比して年貢諸税徴収が思うにまかせぬ領主側の財政難もよくわかる。ましてこ

の数字に、天明の大飢饉の死者・逃亡流浪・身売り等の人口減を考え合わせればもつと生々しいものとならう。

中畑村ではすでに延享三年（一七四七）に、四八人（男三六人、女一二人）の質物奉公・身売人を記録している。その史料の一部を紹介する。

〔表紙〕  
延享三年寅十一月

中畑村より所々江身売男女書上帳

覚

久藏 女房 年三拾二 此者小田川村堀右衛門方へ金六兩壹分質物ニ奉公罷有候

市右衛門 年四拾八 此者中野目組神田村太兵衛方へ金四兩質物奉公ニ罷有申候

高右衛門 女房 年三拾七 此者前田川村瀬兵衛方へ金六兩貳分質物罷有申候

仲右衛門 年貳拾八 此者大和久村助右衛門方へ金四兩質物奉公罷有申候

角兵衛（横よめ） 年貳拾三 此者前田川七三郎方へ金六兩貳分質物奉公罷有申候

八右衛門 年貳拾三 此者前田川次右衛門方へ金五兩三分質物奉公罷有申候

女房 年三拾五 此者中宿村次右衛門方へ金六兩質物奉公罷有申候

八右衛門 年四拾貳 此者当村權之助方へ金五兩貳分質物奉公罷有申候

八之丞 年五拾貳 此者当村吉兵衛方へ金四兩質物奉公罷有申候

名左衛門 年四拾七 此者当村澄江寺方へ金六兩質物奉公罷有申候

（中略）

内 男三拾六人

女 拾貳人

右之通当村より所々江身売奉公ニ売出候、男女老人も不残相改方主人仕、書上ケ申所相違無御座候、以上、  
延享三年寅十一月

組頭 次郎左衛門  
庄屋 七左衛門  
（外五人の組頭連署）

生屋  
長左衛門

〔矢吹町史一巻二巻〕  
資料編一四二四四

何とも悲しい記録である。中に、息子夫婦を、別々に質物がわりの奉公に出している者、五八歳になって、金三兩のために数年間の奉公せざるをえない者がいるのである。

原因の第二は、騒動の前年の寛政九年（一七九七）の風害・冷害による凶作である。著名な「浅川騒動見聞集」（ここでは「表郷村郷土資料集一」に）からぬき出す。  
よる。「見聞集」と略称）からぬき出す。

寛政九年巳年の春、苗代も針苗になり、青色を出し湯気を催すころなるに、四月六日にわかにかきくもり、したたかに剛風はげしく吹き来り、砂石を飛ばし氷霰おびただしく降り来り、苗のいたむ事あたかも驟つとにて倒すが如く、あまりの事故右の氷霰目方にためし見れば、二匁八分より三匁位までこれあり候、わけて浅川領分の苗代は甚しくさわり、白河・棚倉などの領分には少しも障りなく、浅川下の苗代ばかり障あり、よつて領分の百姓共にわかにかきくもり、二番苗代をしめ候へども、余りにおくれたる事なれば、ろくろくにも生ぜず、田の三が一は植え付かず、これ一統の歎きとこそはなりにける。

苗代つくりの頃の強風と雹害は、天明の大飢饉以来村役人層まで役儀御免を願ひ出るほど困っていた農民にとつて、ひどい痛手であった。

原因の第三は、大庄屋をはじめとする村役人層の、農民の苦渋を真剣に考えない年貢諸役の苛酷な取り立てと中間搾取、および農民の願意取りつぎのサボタージユである。これについても「見聞集」がくわしい。実感がこもっている。

時の領分の大庄屋は、民の油をしぼり上へは少々の益筋を申し立て、皆面々の身ごしらえ、己に村高千石あれば大庄屋の諸入用青銅二百貫余も相掛け、大庄屋一人につき金六兩二分づつの馬一匹乗り潰す、三兩二分づつの下人二人並びに物書給金三兩二分、皆々これを一年の巾着（収入）へ入れ、常に人馬入用の筋はその村々の人馬を遣つた、その上浅川元詰とて一夜の宿錢三兩づつ四百泊り位に数書き出し、支配の百姓共より取り立て、その上諸運上を詳細に申しつけ、あまつさえ百姓共はもとより下賤のものなればとて裨着用は金何兩羽織何程腰の物袴にて何両と運上を申しつくるも、これ又大庄屋共之計らひをもつてこれ已む事を得ず（中略）、そのみぎり（寛永九年の不作）にも、御領分村々より御見分の御役人様に願ひ候へども、大庄屋上をへつらへ彼是と云ひ廻し等閑にいたし、あまつさへ出来秋に至り百姓より冥加米を献ずべしと無体の賦役を申しつけ、領分中より米八百依大庄屋共へ取り立て、上げの益筋

にと申し立て、皆役前のついでに致し、このみぎりにも百姓共彼是と難渋の願申せども大庄屋かむりを振り、願ひは迫て然るべきようと百姓共を云ひちぢめ、難儀を重くし騒動の根とぞなりける。

ところで、従来農民支配を貫徹させるために大庄屋制を排除する方針に立っていた幕府は、寛政に至って態度を変化させ、数カ村から二〇カ村程度の規模で惣代を選出させる方式を採用した。大庄屋に相当するこれらの惣代を権力のもとに吸収することによって、農民闘争の地域的拡大を抑制しようとしたものといわれる(津田秀夫『寛政改革』旧『岩』)。浅川騒動は幕領で起ったものではないが、農民達がうちこわしの対象とした大庄屋が、右のような位置づけをされるとすれば、この農民闘争は、質的転換を余儀なくされている幕藩権力との、この段階での激しい階級闘争といえるだろう。

寛政九年(一七九七)のひどい不作の年でも大庄屋所から各村の農民に対する年貢諸役の徴収はきびしい。同年の中畑村の「万御用留帳」からその催促状況をひろってみよう。

正月、年貢米・納大豆、出馬出人足の催促。

正月二十七・二十九日、二月十八日、神・繩・菰及び稗金納分(一兩二分二朱と四八五文)の催促。

三月一日、巳年諸割付金(燂元役所入用および御駕籠繕い春割三兩と六一九文、大庄屋所入用金六兩、繩役錢辰年末納分錢七貫七五文、中畑御藏斗出目・俵、附追加割組中二貫六七七文中畑村分三分の一)の催促。御口錢(刈大豆代二貫一〇文、粟代三五一文、萱代五二五文)の催促。納繩の催促。

三月十一日、余内金皆納・高割金不納分早納の催促。

五月七日、春割諸割付金の催促。

十月四日、三番金不納分三日限り皆納の催促。

十月四日・十三日、同前の再催促。

十月十六日、冥加米(組中一八石一斗六升四合のうち中畑分五石三斗五升三合)の催促。巳年物書扶持米(組中三石九斗の内中畑分一石一斗五升)の催促。

十月十七日、三番金皆納の催促。

十二月十八日、御無尽金江戸表御繰出上納金の催促。

前にあげた「見聞集」の大庄屋の非違を記した文とつき合わせて見るとよくわかる。かつては一揆の代表として惣百姓の願書をもって江戸にまで直訴におよんだ村役人の姿は、もはや見られない。騒動取りしずめに出張して来た奉行に対し、頭取らしい百姓たちが、「我々共の願うには、第一大庄屋共の取り計らわず、これ等の役儀は小前の不為、領分に残らず大庄屋惣だいなしに致したく、次に駒付庄屋馬喰もるとも新法に御取り替下さらば、御領分御百姓共未々までの喜びなり」(『見聞集』)と訴える意味は明白である。

原因の第四は、駒糶をめぐる諸役金銭の増徴と、駒付役・馬喰等の不正への疑惑である。糶駒役金その他馬糶の農民の負担については明確な史料に乏しいが、中畑村の「追駒代金帳」(小針家文書) (岡崎家文書) などによりまとめてみる。

寛保二年(一七四二)時で、糶駒代金のうち五割を駒役金として上納し、それが清算されて下渡金が下付されるが、そのうち駒付役が金一両につき五〇文を課合金としてとる。二歳駒一疋に付二〇〇文を目貫銭として取り立てる。天明二年(一七八二)には五割の駒役金が三割に引き下げられるが、寛政九年(一七九七)には駄馬買加錢一疋につき二〇〇文が新たな負担として加わる。この外駒付役に対する手当・筆料・陣屋から出張してくる目付と馬扱あつかいの馬喰への手当金および賄料(酒肴・食事)等も農民の負担となっていたらしい。「寛政八年台田川組・浜屋組・中野目組追駒代金帳」(岡崎家文書)によって駒糶の状況を見ると、三月四日の石川町での糶には五八疋の駒が糶られ、代金七〇両二分と錢七貫七〇〇文が駒飼主に支払われたが、そのうち二一兩二朱と銀一匁五分に錢七貫七〇〇文が御役金として上納させられている。しかしこの上納金は、実際には御用留駒や種駒代金、馬喰手当金等が指引かれ、さらに前記の駒付役手当や、御目付役人・馬喰の接待費などの諸経費も下付されるので、上納金はほとんど相殺されているのである。この指引分が農民の手にもどるのであれば騒ぎにはならなかったのであるが、それが駒付役や馬喰によって勝手に処理されたのではなからうか。その不満が、騒動の際、駒付役宅・馬喰宅のうちこわしとなったと思われる。

### 騒動の発端

寛政九年のひどい不作にもかかわらず、大庄屋所からの年貢諸役銭・冥加米等の取り立てはきびしかった。隣接の棚倉藩では困窮者へ夫食米金を与えたり、子供養育金までも下付されたと聞き、また幕

領瑞代官寺西重次郎が数々の農村救済策を実施していることを聞くにおよび、高田領下農民の不満はいよいよつた。  
 『高田夢物語』(下石井村宗像運啓原)は、明けて寛政十年正月の頃の様子を次のように記している。

明くれば寛政拾年戊午の年正月にもなりければ、二十里の外迄戎衣服を改め髪月代ニ気を付、村役所善提所を始めとして互に御慶演  
 のが年々の礼なるが、高田領の百姓は身に者つづれを着し髪月代乱し高きも賤しきもへたてなく無礼なること断也。幼き子はぐわ  
 んぜんなく、かゝ様餅を喰たい涙矢羽子板買ませぬか、よいばい着たいとせがむ顔、母は詠めて泣くみ、夫は女房の顔を見て互に顔見  
 合てよゝと泣出すありさまは目もあてられぬ計り也。(中略) 早正月三ヶ日も立ぬれば、夫と夫とはそこよと馳歩き、何を言ふや  
 う語るやう五人三人立留り囁てこそ歩きける。廿三日になりぬれば三夜様(二十三夜様)をおがまん五人給人集りて啣てこそは居  
 たりけり。夜も深更になりければ月の出をおがまん東の方ニ打向一心にいのりければ、戌亥の方より俄に黒雲舞下り、空中より声  
 高く悪人の滅亡時至り時日移すべからずと大音声に呼ばれば、皆々悦、きい(奇異)の思をなし、あらふしきやあり難やと戌亥の  
 方を伏し拝み、夜明て表へ出て見れば、普通の書付あり、表に「天文」とあり、内を披き見れば、八代八幡において相談有之間、明  
 廿四日暮六ツ時村中不殘可出シ、若し不出ものあらば火の用心と書たり、末ニ者即刻火中たるべしと書たりけり。

こうして大一揆の準備はなされたのである。社八幡(現表郷村)へ一五歳以上六〇歳以下の者は武装して集合せよとの  
 廻状は、上野出島村(現東村)の百姓喜曾右衛門の手になったといわれる(大信村中新城小針家文書「寛政十年」  
 騒動記・「福島県史」八九二頁)。

### 騒動の主要経過

右の廻状は領内八万四、六〇〇石余の村々坪々に落文され、一揆参加者の輪をひろげていったのであ  
 る。以下、前掲『見聞集』・『高田夢物語』と『浅川御陣屋下御領百姓一統騒動記』(須賀川市有我氏蔵)に  
 よつてその経過の概略を追う。

正月二十四日、日暮時から九ツ時分までに、社八幡の森はもろろん、後の山林などに約三万人の農民が集まって来たとい  
 う。社八幡の社殿には二四名の者が脇差・刀をさし、扇・白鉢巻の姿で待機しており、「我々此度の騒動に先駆仕身命  
 をなげ打て頭取仕候、某共式拾四人の下知を受られ候ハバ、各方の命相連有間敷候」(『夢物語』)と呼びかけ、一揆の戦  
 術と行動方針を指示した。まず一揆の「作法」として、(1)よい着物は着ないこと、(2)脇差刀類は帯びないこと、(3)金銀財  
 宝があつても取つてはいけない、(4)個人的な意趣でうちこわしてはいけない、(5)高田藩の役人に対し悪口雑言をつつしむ

こと、(6)大酒を呑んではならない、(7)火をつけてはいけない、(8)敵対する者がいてもこれを殺してはいけない。(9)抜けがけまたは一人ばたらきをしないこと、(10)女子供を構ってはならない、の一〇カ条をよく守り、もし違反するものあれば問罪しその者をうちこわすときびしく注意している。

次に、うちこわすべき家々を一々読みあげている。大庄屋一二軒、すなわち金山村大庄屋石井又左衛門・釜子村同鈴木仙介・浜尾村同山川門之助・前田川村同遠藤政治良・谷田川村同力丸市郎右衛門・山白石村同松浦勇右衛門・栃本村同根本八左衛門・滑津村同野木平右衛門・中野目村同円谷太右衛門・柳橋村同遊佐順藏・石川村同鈴木茂七・浅川村同矢吹孫左衛門である。ついで駒付役六軒、堀之内村駒付穂積長左衛門・二子塚村同小林惣左衛門・中新城村同小針重治右衛門・北山形村同添田勇藏・中津川村同村上良藏・浅川村同矢吹茂治右衛門で、「此外駒付御座候得共、悪心なく人すなおなるものニ而候得者、打壊さず用捨可仕候」とした。ついで郷士二人、石川町郷士鈴木茂市良・前田川村同遠藤捨五郎で、「此外郷士鈴木伝左衛門」は「百姓方へ慈悲深ク了簡も宜敷人」ということではずされた。ついで馬喰九人が読み上げられた。前田川村馬喰弥五郎・外横村同松右衛門・坂路村同六右衛門・板橋村同藤藏・谷田川村同庄吉・小山田村同吉兵衛・大栗村同孫八・中野村同治兵衛・浅川村同弥一右衛門で、その他の馬喰は「人心能者共」なので「用捨」された。

以上攻撃の対象をしぼって頭取(指導者)二四人は戦かいを宣告した。この二四人のうちの中心人物は、上野出島村の半重郎(当時三七歳)で、若いうちは博奕渡世人となりぐれたが、三年前から心を入れかえて村に帰り、高田領下の農民の苦況を見て、桶屋・大工・屏風張りなどをしながら領内をめぐり、農民救済のためのオルグ活動をやっていた(『夢物語』)。このほか名前がわかっている者は、同村の喜曾右衛門(廻状作成者)・釜子村の市郎右衛門・高木村の太左衛門・小松村の文次・金山村の忠藏・上野出島の佐源次・栃本村の平次右衛門の八名だけである。

指導者二四人は二人づつ南北の二手に分れ、農民勢を指揮して行動にうつった。南勢は約二万人、まず金山村を目標とした。北勢の約一万人は二本松境・三春境・相馬境までも押しかけようと動き始め、途中から加わった人数も入れて四万人余にふくれ上っていったという(以上主として『夢物語』)。

この日の夜八ツ時には、南勢は金山村大庄屋石井又左衛門宅をさんざんに打ちこわし、さらに同村庄屋善左衛門宅を、大庄屋と同心のものとしてうちこわした。これが手始めであった。金山村の郷士鈴木伝左衛門ほかの物持たちは、農民勢に酒食を出してなだめる一方、すぐに浅川陣屋に進出した。

明けて二十五日、注進をうけた浅川陣屋では、郡奉行伊藤勘左衛門はじめ、郡代・代官・目付らは、部下一〇〇人はかりをつれて滑津ヶ原へ出張し農民勢の説得に当たったが、聞き入れられるはずはなく、陣屋へ引かえして防備を固める一方、高田表と江戸藩邸、それに隣接諸藩へ鎮庄応援部隊の派遣依頼の急使を立てた。一方農民勢（南勢）の一部は、浅川城山に立てこもり、のろし・鉄砲で氣勢をあげ、防備手薄の陣屋側の心胆を寒からしめた。

二十六日、浅川城山にこもった農民勢はこの日も散らず益々氣勢をあげた。この日から浅川陣屋から連絡をうけた隣接諸藩は続々と鎮庄加勢の軍を派遣して来る。白河藩が総勢四八〇人余を浅川蕪内へ、棚倉藩が総勢一五〇人余乃至二八〇人余（「一統騒動記」では一五〇、「見聞集」では二八〇となっている）を浅川玉野へ出張して来たのをはじめ、三春・二本松・守山各藩も手勢をくり出し、さらに水戸藩・会津藩も境界を防備し圧力をかける。

同日夜にいたり、ついに農民勢（南勢）五千余人は陣屋元の浅川へ押しかけ、郡奉行の制止にもかかわらず、町の大庄屋・駒付・馬喰宅を打ちこわしたのち、さらに陣屋へ押しかけたのである。陣屋側もたまりかね、奉行伊藤勘左衛門はじめ侍達を農民勢の中に切って入った。この時農民側は死者二六人、手負一〇〇人余の犠牲者を出し、一応浅川を退く。

二十七日、朝までに浅川を散った農民勢と、田村郡岩瀬郡石川郡北部など北郷をうちこわして来た農民勢（北勢）とが里白石で合体し、「其人数何万人共不知」（「一統騒動記」という有様であった。ここに至って奉行伊藤勘左衛門は、一時妥協的な方策をとらざるを得ず、次のような布令を出す。

一、此度百姓共願之筋有之趣ニ而大勢騒動致し候ニ付、無<sup>（ことごとく）</sup>切捨申者多有之趣に候得共、此後石臼之儀ニ付外百姓は何れも用捨なく吟味仕置候等一切申付間敷、依<sup>（よ）</sup>之百姓共安堵之趣此後騒動無<sup>（な）</sup>之様いたし百姓相統之儀は第一に候、此上夫々に難渋之者共江は熟談之上相統金之御手当も可<sup>（よ）</sup>申付候間、其旨了簡速無<sup>（な）</sup>之様可<sup>（よ）</sup>致候、御領分中大庄屋并に駒付馬喰・諸役銭取立之面々不<sup>（な）</sup>残

第17表 うちこわされた家数内別

|     |     |
|-----|-----|
| 大庄屋 | 二軒  |
| 庄屋  | 二六軒 |
| 駒付屋 | 六軒  |
| 馬喰  | 一〇軒 |
| 組頭  | 四軒  |
| 郷士  | 二軒  |
| 百姓  | 一六軒 |
| 寺院  | 二軒  |
| 計   | 六〇軒 |

※四六カ村にわたる。この数は「一統騒動記」のもので「見聞集」では三月上旬の調べで九二軒となる。

って強化されていった。

一段落したと見た奉行伊藤勘左衛門は、二月一日、再度領中へ、安堵して農業出精のこと、以後騒動すまじきこと、願筋あれば必ず指し出すことを布令する。

二月四日、金山村郷士鈴木伝左衛門、目明しの平吉と治郎兵衛、浅川町年寄芳賀嘉七の四人は、奉行の依頼で村々を廻り、なだめながら、難渋の者を多くかかえている村へ、金一両あるいは二両三両と配って歩く。

こうして二月五日ころまでには、騒動参加の農民のほとんどは帰村し、さしもの「騒動」も完全におさまり、農民側にもこれ以上の犠牲は出ないかに見えた。

相模可申候事、右之趣金山村郷士鈴木伝左衛門より早速可申聞候、以上、

正月廿七日

伊藤勘左衛門判

すなわち、やむをえず、切り捨てた百姓の外は一切処罰しない、困窮者へは農業相続の手当金を出す、大庄屋その他農民の恨みを買った者たちは謹慎申し付けるということ、農民から信頼のあった金山村郷士鈴木伝左衛門を通して申し聞かせてなだめたわけである。これで農民勢は、諸藩の鎮圧体制の圧力もあって追々帰村を始める。この時までにうちこわされた家々は、上表の通りである。四六カ村にわたって八〇軒にのぼる。矢吹町関係では、中野目大庄屋田谷太左衛門・中畑村庄屋岡崎長左衛門・同小針良藏宅も被害を受けた。

二十九日、急を聞いて、高田藩江戸屋敷より、物頭村上太助以下一五〇人が浅川へ到着、越後高田からも二月二日頃から続々と家中の面々がかけつけ、陣屋の備えは日を追

騒動の結末・

頭取らの処刑

ところが、四月二十二日にいたって、浅川奉行所は、江戸や高田からの応援隊に力を得、これも関東からつれて来た「岡っ引」の探索により、「騒動の徒党人（指導者）」と目される農民二三名を、金山村・野出島村およびその付近で捕縛し、さらに五月四日には、江戸から派遣された捕手役人（勘定奉行兼関東郡代手下三名）の協力も得て、石川町で六名を捕える。騒動の渦中の正月二十七日の、「吟味仕置等一切、申付間敷」とひたすらなだめた奉行の約束は四カ月後には反古になったわけである。

五月十日、高田の国家老原田権左衛門は、次のような高姿勢の布令を出す。

一、当御領百姓共村役人江遺恨有之候趣ニ而、大勢令<sub>ニ</sub>徒党<sub>一</sub>右之もの共居宅相潰し候段不<sub>レ</sub>堪<sub>レ</sub>之至ニ候、依<sub>レ</sub>之ニ統難<sub>レ</sub>之筋も有<sub>レ</sub>之候ハ、領主・奉行江相願可<sub>レ</sub>申儀候、其節村役人差押其趣御上江不<sub>レ</sub>達候はゞ（村役人が農民の願いを領主へ取りつがなかつたらば）、目安を以其筋江可<sub>レ</sub>相達ニ候、隱便なる仕方、如何様にも可<sub>レ</sub>相成<sub>レ</sub>候趣、上を不<sub>レ</sub>恐騒動致し其上御奉行之下知<sub>レ</sub>も不<sub>レ</sub>相用<sub>レ</sub>、強勢之働不<sub>レ</sub>届至極之至リ、依<sub>レ</sub>之此度、重立後口付け之もの共ニ少し此兩吟味中に而、事相分り得ば夫々ニ御仕置可<sub>レ</sub>申付儀ハ勿論、怒之程も不<sub>レ</sub>相用ひ、終に公儀江御心外之至被<sub>レ</sub>為<sub>レ</sub>在候（幕府に対してまことに申し訳けないことである）、愚昧之任業とは乍<sub>レ</sub>申、金銀財宝を打散じ国土之費を不<sub>レ</sub>弁常々、影世話之村役人に対し、浪蕪之任方言語道断次第也、追而御仕置相済候はゞ、後悔仕候趣、別而相領天罰は可<sub>レ</sub>恐儀ニ候、右之趣於<sub>ニ</sub>高田表<sub>一</sub>ニ、或御怒又は御苦勞ニ思召され候条、末々迄厚令<sub>ニ</sub>承知<sub>一</sub>候様急度可<sub>レ</sub>申付<sub>レ</sub>候、以上、

寛政十年午五月

清水 主税助

原田権左衛門

御奉行中

（「統騒動記」より）

そして翌寛政十一年（一七九九）二月七日、騒動の最高指導者とされた上野出島村の半重郎は、浅川町の大橋で打首となり、同村喜曾右衛門は高田へ永牢舎・家内一同追放、釜子村市郎右衛門・高木村太左衛門・小松村文次・金山村忠蔵の四名は江戸御構い（江戸に住めない）の上家内共に追放と判決された。なお、その外上野出島村の佐源次・栃本村の平次右衛門は、牢舎中死亡している。

そして同年二月十日、騒動参加の村々へ過料銭（罰金）として、高五〇〇石に付銭二貫文が課され、二月末までに強引

に取り立てられた。中畑村では平均して一人五〇〇文の過料が取り立てられている。次にその史料を抄出してあげる。

寛政十一年未二月 御領中一統騒動過料銭取立帳 小針 良藏

寛

三月四日 一、貳百五拾文 卯八 一、同 孫八

二月晦日 一、六百貳拾五文 庄七

二月廿七日 一、三百七拾五文 角三郎

同廿九日 一、貳百五拾文 幸八 一、同 林八

二月廿八日 一、三百七拾五文 甚七

二月廿八日 一、三百七拾五文 庄六 内共百廿五文二月廿九日新・友七より

六月手形差引 一、三百七拾五文 久次郎 一、同 弥三郎

三月三日 一、三百七拾五文 新八 一、同 多三郎

三月三日 一、七百五拾文 弥左衛門

三月一日 一、五百文 弥市郎 内手形は太郎取

四月十五日 一、五百文 喜左衛門

三月一日 一、五百文 長七 弥平・林平除キ

(中略)

上納之寛

一、内 八貫文 二月晦日納メ 夫平八



寛政11年 浅川騒動  
過料銭取立帳 (中畑  
小針郷晴藏)

拾貫文 三月三日 夫忠七  
五貫三百九十八文 此度上納可致候分

(中畑小針家文書(福島)  
原史頁九二一頁以下)

以上のような、騒動の大きさと犠牲の大きさ(右の史料に見る過料銭は中畑村だけではなく、領内各村に課されたはずである)に対して、農民のかちえたもの

をあげよう。

第一は、寛政十年の「作毛相応の出来」と判断した領主側の検見けんみの強行による年貢確保策を阻止し、「一ヶ年は居免すまひの通り」をかちとったこと。

第二は、大庄屋九人・駒付役五人が交替させられたこと。大庄屋代役および取次役としては、石川組は下泉町の鈴木弥重郎、浅川組山白石組は浅川町の芳賀嘉七、栃本組は形見村の大沼清右衛門、前田川組は同村遠藤与次右衛門、柳橋組谷田川組は塩田村の吉田新兵衛、滑津組は同村水野谷惣七、金山組は同村（前大庄屋の伴）石井亦左衛門、浜尾組も同村（同伴）山川茂重郎、中野目組は川辺村の円谷甚太郎が新たに任命され、新駒付役としては、浅川町芳賀清五郎、中畑村小針良歳、下北山村神尾武兵衛、関山中野村菊地弥市右衛門、中野村二瓶市十郎が任命された。ただしこれも寛政十二年に、大部分がもとに復することになる。

第三は、騾駒役金三割を一割五分に引き下げさせたこと。

第四は、寛政九年から決められた駄馬冥加錢二〇〇文を廃止させたこと。

犠牲と騒動の大きさに比し、まことにささやかな成果であった。しかし、他方高田藩のみならず、近隣諸藩もふくめて、領主側に与えた衝撃ははかりしれないものがあつたろう。浅川陣屋からの連絡で、近隣諸藩および高田藩の鎮圧加勢軍派遣がす早く到着、または自藩の防衛体制をしき、数万と称された農民勢に対処したが、指導者の逮捕や処罰、さらに村々への罰金取立は、満一年後の翌年二月までまたねばならなかったのである。また、高田藩はこの後幕閣に運動して、浅川領八万四、六〇〇石のうち約五万石を越後頸城郡と領地交換してくれるよう陳情し、ようやく文化六年（一八〇九）にそれが実現するのである（以上鹽沢「浅川騒動の原因について」『福島大史学』5号所収参照。）

(五) 文化・文政期の石川・白川・田村三郡村々訴訟

文化六年の

訴訟・直訴

文化六年（一八〇九）、高田藩は奥州浅川分領八万四、六〇〇石の内、約五万石分を越後頸城郡と領地替すること幕府からようやく許可され、この浅川陣屋下の五万石分は幕領となった。ただし当分の間は高田藩預り地とされる。

この年の四月、「御上地」となった五万石下の村々（石川・白川・田村三郡にわたる）から大略次のような訴訟書が出される（預り所役所あて）。各村の庄屋と長百姓が名を連ねた。

(1)「御上地」（幕領）になった村々は、前々より荒地多く人口少ない困窮村で、多大の拝借米金、高引きを受けてようやくしのいで来たが、今度「戻り高」（荒地分を村高に復帰させ課税対象とする）にされることになったが、これではまた売百姓多くなるので、「御居高」（今まで通りの高）にしてほしい。

(2)当村々は山間部で生産低く米不足なので、年貢米は「買納」か代金納で上納して来たが、今度御城米現物納とその運搬を申しつけられたが、負担が重くなるのでこれまで通りの金納のみにしてほしい。

(3)本多支配時代に新設された欠米（五千入り一俵に付三升ないし五升）は、今までも何度もお願いして来たように、まったく根拠のない税金なので、御免してほしい。

(4)金附奉公人給金（武家奉公の仲間の給金一人に付金一兩高一〇〇石に一人の割）と余内金（希望者少ないので村で割増金を出していた）の負担は、本多時代から年貢同様の負担となり、白河領十二万石の村々で千七百両指し上げて来たが、これは大へんな余分の税金なので、御免してほしい（「阿部家文書および小針家文書」「三郡村々訴訟書」）。

この訴訟の結果がどうなったかはわからないが、このあとで文政四年の惣百姓訴訟書は、右の四か条要求にふれていないので、あるいはかなり容れられたのではなからうか。少なくとも、農民側の犠牲はなかったとみてよい。この時期になって幕藩体制の動揺の中で、農民側がようやく攻撃に転じはじめたと見てよいのではなからうか。

文政四年の訴訟

文政三年（一八二〇）、高田藩預り地となっていた五万石の村々は、正式に幕府領となり、浅川代官所支配下に入った。その翌年（一八二二）、村々惣百姓はまたまた積極的な要求で代官所に迫るので

ある。訴願は二回あり、はじめは文政四年二月「奥州白川郡石川郡田村郡七拾九ヶ村」の訴願、二度目は同年四月「奥州白川郡三拾三ヶ村石川郡四拾三ヶ村田村郡九ヶ村」計八五カ村の惣代、白川郡上新城村庄屋理助・田村郡上道渡村庄屋兵左衛門の名でなされた訴願である。八五カ村といえは五万石のほほ大部分を包含するもので、むろん現矢吹町の中畑・大畑・中野目・神田・堤・須乗・同新田・大和久の各村も入るであらう。二つの訴願書共、内容はほほ同じなので、両者を合わせて、概要を意訳して示す。

- (1) 当村々は、寛保二年から文化六年まで高田藩領（榑原式部大輔）であったが、年貢米の代金納は、白川と下野国黒羽の平均相場米の値段で換算して納めさせられて来た。これに対し、寛保二年に同じ白河藩領から分かれ、高田領とならずに（御料所）（幕領）となった三万三〇〇〇石の村々（現矢吹町では矢吹・松倉・三城目・明岡・柿之内・中畑新田はこちらに入る）は、榑倉・竹貫・石川三ヶ所の平均相場値段で納めている。白川・黒羽は後者三ヶ所に比して米価高く、当村々の石代納は、同じ幕領（塙代官・竹貫代官）の村々よりはるかに割高の額を納めさせられているので、白川・黒羽相場をやめて、近くの幕領の村々と同じにしてほしい。
- (2) 駒籠こまごに関し、これまで駄馬冥加めいご銭一匹に付二〇〇文、駒籠役金一匹につき一割五分（寛政十年までは三割）の上納をさせられて来たが、この負担は過重であり、まして駒籠のため、遠方の石川町まで馬をひいて行くのは、農業に甚ださしつかえるので、これ近くの幕領なみに御免してほしい。
- (3) 検見のため御役人が毎年村々へ出張して、色々と調べるのは、農事繁忙の折り大変迷惑であるから、十ヶ年定免じゅうねんていめんにしてほしい。
- (4) 職人たちへ課される諸役銭が、天明二年から新たに上納させられて来たが、もともと在中の職人たちは、身体弱く農業のできない者が多く困窮者が大半であるので、これも他幕領並に御免してほしい（門あてて、同前史料より）。

右の願いは高田領時代（預り地の時代も含めて）に度々願ひ出ていたにもかかわらず、高田藩では「御取請無之、強而相願度候得者江戸江直訴仕候様被仰付おれまじり」れていたが、恐れ多いのでためらっていたのである。しかしついにここに至って（四月）代表が江戸へ出府し、直訴に及んだ。直訴は重罪であり、訴人は嚴罰に処せられるのが立て前であったが、この時期は、ロシア・イギリス・アメリカの船がしばしば来航して鎖国政策に圧力をかけはじめた頃で、幕府や諸藩の動搖はげしかった。ために右の越訴に対しても、幕府の役所（どの役所・奉行に訴えたのか明白でない）はかなり柔軟な申し

渡しをしている。

此度郡中為ニ惣代ニ出府之上相願候四ヶ条之儀、何れも不ニ容易ニ儀、就中初ヶ条石代相場之儀甚不レ輕儀ニ而、最初私願より上知ニ相成候節可ニ相願ニ著ニ御座候處、御預地ニ相成候ても拾老ヶ年も相立(通)今更右様之儀申立候迎テ中々取上可ニ相成儀ニ無レ六中略……かしながら、御時節柄(異国船來航しきり)ニ付御役柄ニ対候而も難ニ申立儀ニ候得共、去秋中郷村詰候期より追々相欺、是迄も度々相願候儀も有レ之、私願引附とハ乍申入会有レ之、最寄り御料所石代値段と区々ニ而実ニ難儀之段候得者、承知之事ニ付、如何様ニも申遣度候得共、前書之次第ニ而、無ニ余儀ニ時見合居候所、亦々此度出府之上強而相願婦村も致兼候趣ニ付、此上は無ニ是非ニ事ニ候間、郡中成替り得と取調之上(中略)及ニ力之ニ丈は申立遣、情々尽遣候様可レ致候間、何れニ而も婦村いたし彼地ニ而相待否可ニ罷在候事(同前史料)

訴えを受けた当事者が強く却下できない悩みがよくでている。文中に「不届至極(ふとどしとど)」などという決まり文句は一カ所も書かれていない。

#### (六) 天保期の大凶作と農民の訴願

天保四年(一八三〇)、二年、三年と氣候不順の年が続いた。全国的に多雨・旱天ともごもいたり、草木に虫つき多く、不作の地方が多かった。「ついで天保四年(一八三三)には、低温・多雨に加え八十六力村訴願

て奥羽大洪水・関東大風雨などに見舞われ、大凶作となった。四国は三分の一作、九州・中国・近畿は半作または三分の一作、信濃・越後は三分の一作、津軽・南部・仙台は皆無のところが多かったという。このときも天明のばあいと同じく全国的な規模をとりながら、東日本、とくに東北地方が中心で餓死者・疫死者が簇出した。」(北島正元「幕藩体制の苦悶」—中央公論社「日本の歴史18」)

この年、矢吹地方でも、夏土用から長雨が降り田方悪作の様子がはっきりしてきたので、何とか年貢の減免のために「検見」をしてもらおうとの要求が出された。次は、中野目村・神田村の村役人の願書である。

年々恐以三書付奉ニ願上ニ候



天保4年 中野目村、神田村凶作=付  
破免検見願(中野目 円谷善人藏)

石川郡中野目村 同郡神田村  
右村々之儀当年土用中より永雨降続田方悪作仕候ニ付、先速而破免(三割以上の損毛あつた場合)奉ニ  
願上ニ候処、先般早稲方御検見并立毛為<sub>レ</sub>御見分<sub>ニ</sub>被<sub>レ</sub>遊<sub>ニ</sub>御廻村、早稲方御坪刈被<sub>レ</sub>遊<sub>ニ</sub>御改ニ候処、  
破免願出候程之作柄ニ無<sub>レ</sub>之、御定法三分(三割)以上の損毛ニ不<sub>レ</sub>相当ニ候而ハ破免難<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>仰付、  
此上御検見奉<sub>ニ</sub>願上<sub>ニ</sub>雜費相掛ケ候上ニ而、御定法三分以上之損毛ニ不<sub>レ</sub>相当ニ定免之通り増米御  
上納仕候様ニ相成候而ハ、却而難<sub>レ</sub>相重リ候訳柄(中略)、一統奉<sub>レ</sub>畏候得共、晚稻之儀ハ先達  
而も奉<sub>ニ</sub>申上<sub>ニ</sub>候通出穂向役ニ相成、突入無<sub>レ</sub>甲斐<sub>ニ</sub>甚<sub>レ</sub>夕違作仕敷ケ敷奉<sub>レ</sub>存候、中ニハ青立ニ而  
皆無同様之場所も有<sub>レ</sub>之当惑仕候、何卒厚御勘弁を以破免御検見入奉<sub>ニ</sub>願上<sub>ニ</sub>候(下略)  
天保四巳年九月

|         |      |         |       |
|---------|------|---------|-------|
| 神田村長百住  | 甚右衛門 | 中野目村長百住 | 善左衛門  |
| 組頭      | 重四郎  | 同       | 同     |
| 同       | 三左衛門 | 組頭      | 弥左衛門  |
| 庄や      | 太重郎  | 同       | 善太    |
| 後見中畑村庄や |      | 庄屋兼番    | 患次右衛門 |
| 周       | 平    | 円谷      | 太右衛門  |

(一)矢吹町史(2巻)  
資料編141頁000

浅川御役所

かくて、同年同月、元高田藩分領・当時幕領浅川陣屋支配下の石川・白川・田村八六カ村が夫食御救米下付要求その他の大訴願をするのである。

乍<sub>レ</sub>恐以<sub>ニ</sub>書付<sub>ニ</sub>奉<sub>ニ</sub>願上<sub>ニ</sub>候

一、惣人数一万五千貳百貳拾人

内男七千九百四拾四人  
内女七千貳百七拾六人

(以下現代文で要約)

この内、三、七六六人(男一、九三三人、女一、八三三人)は何とか自分で生活可能なもので、残り一万一、四五四人(男六、四四三人)はひどい困窮で

石川・白川・田村三郡八拾六ヶ村



天保4年 石川・白川・田村郡86カ村凶作に付夫食  
御救石置米願 (中野目 円谷善人藏)



天保5年 石川・白川幕領村々御城米納御免願  
(大畑 青木政義藏)

生活できずこの分の夫食<sup>おご</sup>拝借米を六、七五七石八斗六升お願いしたい。これは、午年(米年)正月一日から八日まで、毎日大小平均日数二・三六日分、一日一人米二合五勺の計算である。

(中略)五拾七ヶ年以前天明三卯年同様凶作と、村々一同十方を失し当惑至奉<sup>レ</sup>存候(中略)飯<sup>まい</sup>令<sup>い</sup>半年二而も開作已来夫食不足之もの共多、当春迎も借用等ニ而取統候得共、右返済方も出来かたき体ニ而(中略)前書之通御年貢米之内御置米御助<sup>おご</sup>拝借夫食被<sup>レ</sup>成下置<sup>二</sup>度、此段幾重も厚<sup>オ</sup>御憐愍を以御評議被<sup>レ</sup>仰立被<sup>レ</sup>下置<sup>一</sup>候様、惣村々一同奉<sup>三</sup>願上<sup>二</sup>候(下略)

天保四巳年九月  
浅川御役所  
郡中三役人 惣連印  
(同前史料)

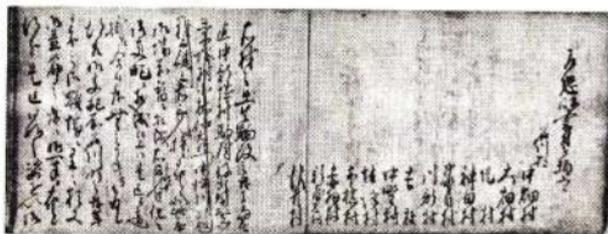
ついで同年十月、同じく八六カ村役人連印で、「文政四巳年(一八二二)以来拾五ヶ年平均を以、当巳年(天保四年)御年貢米納<sup>しつぱ</sup>悉皆(年貢米納分全部)御救石代奉<sup>おすくくごんたい</sup>

願上<sup>二</sup>候」の訴願となる。

天保五年 白 月、幕府は前年の大凶作と川・石川三 それに伴う惣村訴願によつ八力村惣訴 て、農民に対する多大の譲

歩を余儀なくされたらしく、「御城米」(幕府直轄地における貯米)不足に困り、この年の年貢はすべて米による上納を命じた。これに対し、大畑村その他の農民は前の通り、金納で納めさせてほしいと、次のような訴えを、白川郡三三カ村・石川郡五カ村の各村三役人連印で出す。

(要訳)



天保6年 駒付役不正歎願 (中野目 円谷善人蔵)

今年(天保五年)の物成米はすべて「御城米上納」を命じられたが、当村々は慶安検地以来困窮甚しく、それ以来人口は三分の一も減り、荒地分の弁納多く、白河藩・高田藩領時代から、高引きや御救米金下付でようやくつづいて来た。しかも去西年(文政八年一八二五)以来連作つづきで各村一統まったく弱っている上に去年(天保四年)の大凶作で貯穀がないのに、「御城米」ですべての年貢を納めよとは無理な要求である。苗は不足、その苗も凶作のためか育たず、いくら精根かたむけても収穫は余想外に少なかった。あまつさえ疫病流行して死亡者多く、一同まったく気落ちしている所に、今度の「御城米上納」の命令は百姓連の生命をまったく考慮していない処置である。ましてこの三八ヶ村が諸大名通行の助郷負担でどんなに苦勞しているかわかっているのであらうか。今まで通り、「青米石代納」(収穫の前に年貢米納分を金銭に換算して納める)にしてみれば、甚だ辛いである(「矢吹町史」2巻)。  
(資料町史14一36)

天保六～七年・  
天保六年(一八三六)―再度奥羽大飢饉の年、石川郡二八カ村から、前駒付役「不正」をめぐって、二八カ村の中には現矢吹町の、中野目・神田・大畑・中畑・堤の各村がふくまれる。同年六月、高田町庄屋庄吉と大畑村庄屋柳蔵の二名

が、石川郡の天領二八カ村を代表して江戸へ上り、幕府勘定奉行所に対し、三人の駒付役(白川郡中新城村の小針十次右衛門・同郡二子塚村小林仲右衛門・田村郡中津川村村上健三)を訴えたのである。要約すると次の通りである。

右の三人の駒付役は前々から小前のためをあまり考えてくれず不満が多かったが、未の年(文政六年か天保六年)からこれら三人は支配違となり浅川代官支配から離れたのではっとしていたところ、駒付役だけは変わらず、一同難渋している。隔年の駒運につき、諸経費を年貢同様に負担させられて困っているのに、三月に、權られた駒代金を、七月八月になっても駒主に払ってくれないので甚だ難渋している。その上駒運上金は、白河藩支配の村々では、馬一匹に付銀二〇〇文だけ納めればよいのに、当村々では二〇〇文の外、寛政十年に三割から一割五分に引き下げられたとはいえ、天領となった今になっても駒代金の一割五分を納入させられているのは不当である。どうか右三人の駒付役管轄からはなれ、幕府の仕法をもって駒運ができるようとり計ってほしい。

さらに七月に再度の訴えをするがこの時には、相手方の駒付役は右の三人に石川郡浅川町の駒付後見矢吹茂次右衛門も加えられて四人となっている（『矢吹町史』<sup>2</sup>巻）。

なお、すでに前の年の天保六年七月に、石川郡一三カ村の村役人連印で、駒付役の不当を、浅川役所へ訴えた史料もあるが、省略する（『矢吹町史』<sup>2</sup>巻）。

天保七年の  
大凶作と訴願  
天保四年（一八三三）に始まる天保のききんは、天保七年には頂点に達した。異常な天候不順によつて、奥羽地方では四―五割の減収となったが、弘前藩に至っては実に九割余の大減収、翌年の餓死者四万五、〇〇〇に及んだ。白河領では八割の減収で、天明の凶作よりは幾分よかったが、天明の際に

松平定信が採つたような適切な対策は、すでに望みえない段階であつた（北島正元『前掲書』）。

この大凶作につき、矢吹地方の天領の村々も含む石川郡四三カ村（または田村郡一村を加えて四四カ村）の願書を三通示す。

(A) 乍レ恐以ニ書付ニ奉願上候

石川郡 四拾三ヶ村

右村之当作方之儀初秋中より時々御届奉ニ申上候通、不気候之上嵐霜等之変難ニ而、田畑大凶作ニ罷成畑方諸作之種ヲ失ヘ候品多、田方逆も来作引当種初無ニ御座、種初代金拝借奉ニ願上ニ候程之年柄、田畑皆損村々多、去ル天明三卯年之大飢饉ニも（不レ秀候仕儀ニ候、村々田畑諸作之売物迎ハ更ニ無ニ難洪至極仕候（中略）、是迄諸拝借御致被ニ下置ニ候夫食代糶代金并義倉貯糶拝借、当年已来御返納年賦に候ハム（前々よりの拝借米金年賦返納が今年からの約束だったが、当年拝借居、米西より年送り御返上納御勘弁被ニ成下置度、村々一同奉ニ願上ニ候（中略）当年之儀五拾余年已来之大凶作ニ罷成、村々必至死亡場合ニ付、厚御勘弁ヲ以右御願上候通御開濟被ニ下置ニ候ハハ、一同難レ有仕合奉レ存候、以上、

天保七年十月

村々三役人印

浅川御役所

(B) 乍レ恐以ニ書付ニ奉ニ願上候

## 石川郡田村郡 四拾四ヶ村

右村々之儀類外之困窮所ニ而、都而御手当向を以取統罷在候処、去ル四年已来違作統之上、四ヶ年已前巳年(天保四年)之凶作無三間も、去ル末年(天保六年)違作ニ而諸色御救を以當御百姓仕候処、又候当年之儀何拾ヶ年ニも無シ大凶作ニ相成、誠ニ小前一同人カニ相哀、極難渋ニ通り、既ニ天明三卯年凶作ニ而村々追々人少困窮仕田畑手余リ、荒地多分出來難渋罷在候処、御上知(天領になつて)已米厚御慈悲ヲ以荒地起返等之御仕儀ニ被三成下一度(中略)是非共往古之姿ニ立房度、相互ニ励合御百姓出精仕候処、天災とは乍申去未違作(中略)種食も失ひ候程之凶年ニ罷成、何れにも此上相統之方便無御座、当感難渋仕候(中略)、御年貢米納辻(年貢米の計)之分、文政四巳年より去末年迄拾五ヶ年御救青米(未成熟米)石代(代金納)平均相場を以、皆式仕候様村々一同奉而奉願上候、(下略)以上、

天保七年中十月

浅川御役所

村々三役人印

(C)乍と恐以書付奉願上候

石川郡田村郡 四拾四ヶ村

右村々当作方儀、天明三卯年已来之大凶作ニ罷成、別而近年引統候違作之上ニ而、当飢饉ニ付此後水統之手段無御座(中略)格段之御勘弁を以、高掛(定納貢租)小役銭(勞役)夫役の代銭)上納當老ヶ年御勘弁被三成下置ニ村々一同奉願上候(中略)以上、

天保七年中十月

浅川御役所

村々三役人印

(以上三通共、中野日、四谷家文書「矢吹町史」2巻、資料編14頁〇二)

(A)は、天明凶作以来の領主よりの夫食・種貸米その他の拝借米金の年賦返済の延納の願、(B)は、年貢米の納入を、文政四年(一八二一)から天保六年(一八三五)までの一五カ年の青米(未成熟米)の平均値段で代金納さしてくれとの願、(C)は、結局、年貢とそれに伴なう諸貢租と労役の代金を一カ年免除してほしいとの願である。

餓死者を出している農民の願としては、まことに「おだやかな願」であろう。しかし、現地で村々の窮状をつぶさに見ている代官ならば、この村々三役人連印の要求が、いかに痛切な「願」であり、これへの善処ができないなら幕藩体制を

根本からゆるがす大事になることを予想したのではなからうか。

(七) 幕末の訴願・一揆

幕末の動乱期の農民の動向については、『矢吹町史』2巻の史料の中も、かなり注目すべきものが取められているが、その一つ一つをつぶさに述べる余裕がないので、年表式に列記するにとどめる。

天保一三年（一八四二）六月、当時、旗本松平軍次郎領となった中畑村で、名主不正もしくは取さばきのますさ（万雑

金割・役人出張賄料割当問題・棚倉領への村民の逃亡・駒鞆運上金の疑惑等）で、百姓七五人訴訟（『矢吹町史』2巻）

弘化二年（一八四五）八月、中畑村大凶作（七月大雨・大嵐）につき、早稲刈の願（『矢吹町史』2巻）

嘉永六年（一八五三）九月、中畑村の役人不正の疑惑（萱割付・青米相場・新開発田地・狐師運上・鞆駒運上などをめ

ぐって）の訴訟（『矢吹町史』2巻）

嘉永七年（一八五四）二月、神田村・中野目村・堤村・大畑村一同、凶作につき、備荒貯穀を以て年貢米に充てられ度

く、一同訴願（旗本松平万太郎領）（『矢吹町史』2巻）

安政二年（一八五五）六月、大畑・中野目・堤・神田各村、米穀払出について、幕府寺社奉行へ籠訴（『矢吹町史』2巻）

安政七年（万延元年・一八六〇）三月、御用人馬継立夫役難渋に付願——白河藩領村々（庄可古之助（『東北諸藩百姓』）

文久三年（一八六三）一月、中畑・大畑・堤・神田・中野目・川辺・中野七カ村、幕府の講武所軍役の高割人足命令に

対し歎願書提出、代表神田村庄屋太兵衛・中畑村庄屋岡崎長左衛門（『矢吹町史』2巻）

（糠沢 章雄）

#### 四 阿武隈川通船

##### (一) 阿武隈川上流通船のはじまり

##### 阿 武 隈 川

福島県の中通りを貫流している阿武隈川は、甲子山麓の幽谷が源流となり、由井方原から鶴生村・真船村などの現西郷村を流れ、

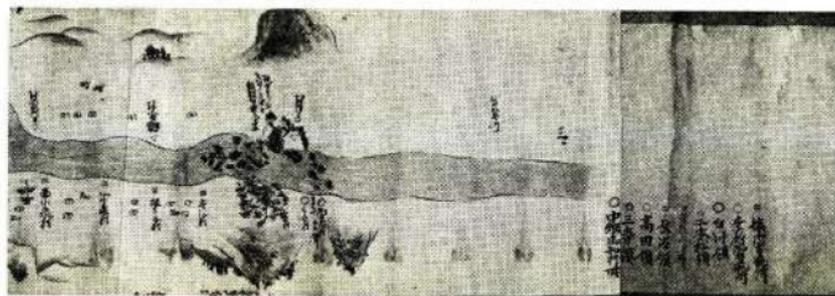
白河城下から大村・本沼村・借宿村（現白河市）を通り、川原村・吉岡村（現中島村）・明新村・中野目村（現矢吹町）・成田村（現鏡石町）・竜崎村（現玉川村）から須賀川・郡山・本宮・二本松・福島・伊達・染川をへて宮城県丸森・亘理の各村々から太平洋岸荒浜に注ぐ大河である。

この沿岸は、古くから農耕文化が栄え、沿岸交通路も利用されていた。しかし、上流になると、川幅もせまく、急流も多くなり、下流ほどの繁栄をみせてはいなかった。

##### 阿 武 隈 川 上 流 舟 運 の の ぞ み

寛文年間（一六六二～七二）ごろに、伊勢国の大商人河村瑞賢は、幕領年貢米の江戸廻送を舟で行うことを命じられ、阿武隈川福島河岸より下流への舟運が開けた。信夫・伊達両郡の一二万石が米沢藩領から幕府直轄領となったことが、その契機であった。

このころは、安達郡（二本松領）の供中宿が上流と下流の界の地点とされ、上流には通船がなく、川筋の人々には不便の上、陸路の運送では割高となり物価高を招いた。



阿武隈通船絵図（中町 円谷重夫蔵）



嘉永2年 阿武隈川通船願 (中町 円谷重夫蔵)

とくに生活必需品としての塩などが、領内で生産できない地域は、他領から買入れなければならぬが、当時は仙台領・相馬領などの諸藩は、領外への売買を禁止していた。そこで、会津・三春・二本松・白河などの各領は、年間一〇万俵余の消費量を常州平潟<sup>ひらた</sup> (茨城県北茨城市) から買入れていた。

平潟から買入れた塩は陸路数十里、御斎所峠を越え、いくつかの山を、牛の背に二俵つつ乗せて運搬した。このような状態を舟運を開くことよって解決しようと、

上流の人々は考えた。

### 上流新規通船願い

舟運をはじめようとしても、勝手に始めることはできなかった。川に橋をかけることはもと

より、舟を浮かべること、水を利用して水車を回すことも、すべて領主の許可を必要とした。ことに河川は、何人もの領主の領分となっているので、それぞれの許可を得、その上幕府の許可も必要であった。

嘉永二年(一八四九)四月、幕領塙代官の荒井清兵衛にあてて、川原田村良平、明岡村茂平、三春町逸作の三人が、川原田村から、鬼生田村(田村郡三春領現郡山市)まで二里(約四七キロメートル)の通船開設を願いでた。



この願書によると、第一に塩などをはじめとして陸送より運賃が安くなり、諸物価が安くなること、水戸や関東との荷物の運搬などで地元だけでなく、多くの人々の利益になる。普請費用や船は全部願人が用意し船頭は、下流の舟運でなれた者をやと入れ、冥加永（営業税）も納めるから、許可してほしい、というものである（『矢吹町史』<sup>3</sup>卷資料編<sup>II</sup>4—資料編<sup>II</sup>4—資料編<sup>II</sup>4—資料編<sup>II</sup>4）。

この三名の願人に、翌年大和久村市右衛門が加わり、それぞれ元金一四〇兩一分づつ出し、五六一兩を資本として、事業を開始しようとしている。

四名の願人は、嘉永四年五月に堀代官所に提出した身元届書によれば（『矢吹町史』<sup>3</sup>卷資料編<sup>II</sup>4—資料編<sup>II</sup>4—資料編<sup>II</sup>4—資料編<sup>II</sup>4）。

大和久村庄屋（芳賀）市右衛門、持高八一石八斗七升二合、家内一五人、農業の外質屋・酒造業、奥州道中検断間屋、廻米間屋

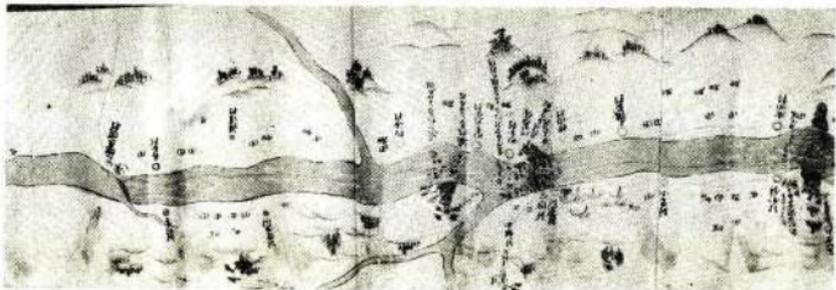
明岡村庄屋（円谷）茂惣平父茂平、持高八四石六斗六升、家内二〇人、農業の外質屋・太物商（呉服屋）、醬油造、廻米間屋平湯より会津まで諸荷物請払間屋

川原田村（佐藤）良平、持高三〇石、常陸道中間屋

三春町（藤田）逸作、持高三石三斗三升、商人

いずれも間屋・商人で、交通に関係の深い資産家であった。これらの人が私財を投じて通船開通にとりくむのである。

嘉永三年四月には、役がえになった堀代官大草太郎左衛門に再度の願書を出し（『矢吹町史』<sup>3</sup>卷資料編<sup>II</sup>4—資料編<sup>II</sup>4—資料編<sup>II</sup>4—資料編<sup>II</sup>4）阿武隈川沿岸の村々との間で「議定書」をとりかわし、通船によって支障がないように、精力的な活動をはじめた。とくに問題となったのは、用水堰・水車



の水門、漁場（鱒）などで、改修や補償金を約束している（『矢吹町史』3巻資料、  
 編41四七八〜四八二）。

同年十月に沿岸の関係領ごとに（白川・釜子・中畑・桑折・守山・長沼・三春・二本松・塙）問題の有無などをまとめ、塙役所で報告し、同十二月に、市右衛門・茂平・逸作の三名は、江戸まででかけ勘定奉行所へ願書を提出し、翌年二月に帰村した。

その後、通船の許可がなかったらしく、嘉永六年（一八五三）九月に許可の催促をしている。

### 通船の許可

嘉永七年（一八五四）Ⅱ安政元年役がえて塙代官となった大竹左馬太郎は、今までの経過を述べ、勘定奉行所に対して、通船を許可するよう内意伺の書面を二月に送り、川筋の村々と川路を検分（見分）することにした。

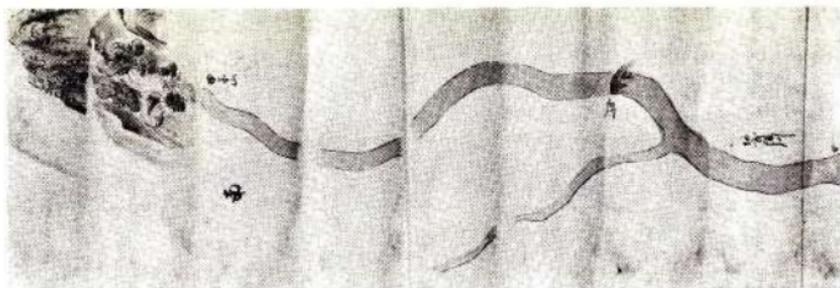
七月に川筋の八人の関係領主にその旨を連絡し、関係五六カ村を巡ることとした。九月十八日に塙役所を出立した一行は、棚倉道を釜子川原田と入り、川筋の両側の村々を検分し、本宮より奥州道中福島まで往復している、その結果を各領主に報告した。また勘定奉行所へも詳細に報告している。

嘉永二年（一八四九）に通船を願いでて七年ぶりによりやく通船取開の許可が得た。安政二年（一八五五）八月から三カ年間試通船ということで実現した。以下、「阿武隈川通船御用留」をみると、

### 御請

奥州大和村庄屋市右衛門

明岡村百姓茂平



三奉町百姓逸 作

右之もの共儀、奥州阿武隈川通船取開之儀奉<sub>レ</sub>願置<sub>二</sub>候処、今般願之通当卯より来ル已迄三ヶ年之間試通船被<sub>レ</sub>仰付、且隊中不取締之儀等無<sub>レ</sub>之様冥加水之儀者左馬太郎方江可<sub>二</sub>相納、右之趣銘々御代官主人江罷掃可<sub>二</sub>申聞旨、於<sub>レ</sub>御評席<sub>二</sub>被<sub>レ</sub>仰渡<sub>二</sub>一同承知奉<sub>レ</sub>畏候、右御請申上候、以上、

卯八月三日

印 割

大竹左馬太郎手代 西 村 安 助印  
阿部播磨守家米金 沢 才 右衛門印  
秋田安房守家米堀 江 辰三郎印

〔朱書〕  
一石河止左守殿於御役宅被仰渡給本現之勤勤野口親十郎殿御出高之事

申 達

大竹 左馬太郎

奥州大和久村市右衛門外三人儀、同国阿武隈川筋川原田村より鬼生田村迄凡拾式里余之場所新規通般之儀願出、吹味之上先為試当卯より已迄三ヶ年之間通船之積申渡間、其段御代官所用縁村々江申渡場所取締并船極印打渡等部而不取締之儀無<sub>レ</sub>之様可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>取<sub>二</sub>斗候、右者阿 伊勢守殿江何之上土佐守殿被<sub>レ</sub>仰渡、

卯八月八日

右被<sub>レ</sub>仰渡<sub>二</sub>之趣承知奉<sub>レ</sub>畏候、右御受申上候、以上

印 割

大竹左馬太郎手代  
西 村 安 助印

〔朱書〕  
一右野木大之進殿被仰渡仰渡差引野口親十郎之事

割 印

|        |                            |
|--------|----------------------------|
| 荒井清兵衛  | 秋田安房守                      |
| 松平大学頭  | 阿部播磨守                      |
| 松平播磨守  | 松平豊後守                      |
| 丹羽左京大夫 | 松平 万 太郎                    |
| 榊原式部大輔 | <small>右留守<br/>右家米</small> |



阿武隈川通船の難場乙ガ滝

申達

大竹左馬太郎御代官所奥州大和久村市右衛門外三人儀、同国阿武隈川筋川原田村より鬼生田村迄凡拾貳里余之場所新規通船之儀願出、吟味之上先ツ為試当卯より巳迄三ヶ年之間通船申渡、其段御代官所御知行所分川縁村々江可レ被ニ申渡一候、右者阿伊勢守殿江何之上、土佐守殿被ニ仰渡中達候、

右之通被ニ仰渡ニ承知奉レ畏候、以上

八月八日

印

荒井清兵衛手代秋 山 徳太郎印  
 松平大弐頭家来望 月 飢五郎印  
 松平齋藤守家来市 川 郁太郎印  
 丹羽在京太夫家来中 野 弥十郎印  
 榊原式部大輔家来菱 田 判兵衛印  
 阿部播磨守家来柴崎 津右衛門印  
 松平豊後守家来辻 弥左衛門印  
 秋田安房守家来湊 成 渡印  
 松平万太郎家来佐々木 總 藤印

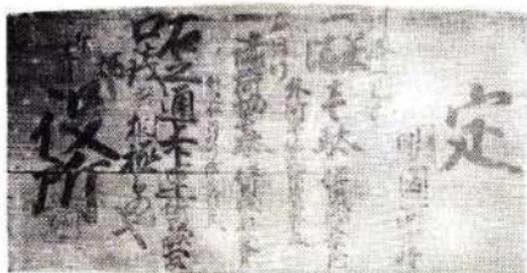
〔福島県史(10上)〕

とあり、これをうけて、同年九月に三名の願人は、それぞれ受人をつけて増代官役所に請書を提出している(『矢吹町史』3巻、資料編14、四九二)。

なお、願人の一人である川原田村佐藤良平は、志なかばにして、日時は不明であるが、安政元年八月から十月の間に病死し、河岸場その他の一切の権利を大和久村芳賀市右衛門が引受けている。

### 川路の改修

船を通すには、川幅や水深がある程度なくてはならない。前々から調査したり一部の改修をしていたが、いよいよ本格的にはじめた。前述の代官川筋検分の折の報告は、川の状況を次のように述べて



「定」運賃（中町 円谷重夫蔵）

いる（『福島県史』10上）。

川原田村より明岡村までは、平流の所が三〇間（五四メートル）水深は一尺五寸（四五センチメートル）から二尺位（六〇センチメートル）川幅はさまざまである。明岡村から中宿村（須賀川市）まで四里（一六キロメートル）は、川幅は四〇間余（七二メートル）水深は二・三尺中宿村より鬼生田村までは六里余（二三・五キロメートル）、川幅五・六〇間、水深四尺余（一・二メートル）で用水堰三カ所、岩石で水行が浪立つ所や滝場など九カ所、これらの箇所は普請・改修をしなければならない、その必要金額の合計は五八一兩で当時の金額としては、ばく大な金額であった、これを全額願人三名で負担することとしている。

とくに、竜崎村の滝場（乙字ガ滝）は、平板の石割を必要としたので予想以上の難工事となり、三年間の試通航許可の期間では終わらないでしまった。

#### 造船と河岸場

通航に使用する船は、一二駄積船（大船）は船長が三丈七尺（約一・二二メートル）幅五尺（一・五一メートル）、七駄積船（小船）一・二一メートル）幅四尺（一・二一メートル）で、造船費用は大船二〇兩・小船一二兩で、一五〇艘を造船する予定で、さしあたり大船四〇艘、小船二〇艘の計六〇艘を用意し、大船には船頭ら三人、小船には二人を乗せることとしている。河岸場は、川原田・明岡・中宿・鬼生田の四ヶ所に設け、それぞれ建物をたて、倉庫もたてた。

運賃は川路一里について、米・塩とも一駄二八文、外に河岸場蔵敷口銭一文、諸荷物は一駄三八文、外に河岸場蔵敷口銭二二文ときめている。

#### 運 上 永

通航は堀代官所が一切管理することになり、各種の許可、川筋見まわりなどは、代官役人がおこなった。勘定奉行所に納める運上永（営業税）は堀代官所に納めることになっている。そのため通航許可



(裏)



(表)

通船鑑札 (中町 円谷重夫蔵)

札(鑑札)と税印を定め、船には「船極印」の焼印を押し、通船は鑑札焼印を押しした木札を持っていなければならなかった。

運上水は、河岸場一カ所につき水一貫文、四カ所分で四貫文、船は大船一艘につき水五〇文、小船三二文、六〇艘分で二貫六四〇文、その他、荷物がふえれば増加するという条件であった。この水(税)を毎年七月と十二月に分けて、納入することとしている。

普通の願人であった三名は、開通許可になると請負人となり、改修と営業と納税の一切について責任を持つようになり容易ではなかった。ところが、安政四年(一八五七)大和久村芳賀市右衛門が病氣になり、請負役が勤まらなくなったというので、その一切を明岡村円谷茂平が引受けることになり、請負人は、三春町藤田逸作と二人になってしまった。

## (二) 阿武隈通船の継続

### 通船継続願

安政四年までで三カ年の許可期限がきたが、このころまでに川路の改修が手間取り、船も大船八艘・小船三艘しかできなかった。したがって順調な営業にまだなっていなかったものと考えられる。そこで引続いて五カ年間の延長の許可がでて、安政五年から文久二年(一八六二)まで営業が続けられた。

この間に、川路中最大の難場とされた竜崎村の滝場(乙字ガ滝)の工事もようやく終わり、船が通れるようになった。明岡村円谷茂平は庄屋役を伴いゆずり、通船にその半生の情熱をかたむけたが、安政五年に病没してしまい子茂惣(曾)平にゆずり弟儀助がそれをたすけることになる。

文久二年の期間切れの時、新らしく赴任した代官清水孫次郎は、さらに継続させるよう状況をあげて説明し、勘定奉行所に何書を送っている。そして冥加水の増加についても、調査したが改修などで多額の費用がかかっているし、出水のたびに改修が必要なので、今まで通りとすることを述べている（『福島県史』<sup>史</sup>10）。また、請負人二名の延期額は「矢吹町史」3巻資料編Ⅱ・第四編・五〇三に収録されている。

文久三年から慶応三年（一八六七）まで五か年間許可になった通船は、その後も出水のたびに改修を重ねながら、積荷も多くなり、ようやく順調な営業ができるようになった。

### 継 荷 物 出 入

積荷がふえると、宿駅の陸送問屋との間で利害の対立などがおこる。川上の川原田や明新から本宮、福島などの積荷の場合、鬼生田河岸まで船送りし、それより、牛・馬で陸送すると、郡山宿周辺の日山宿、小原田宿、福原宿、日和田宿、高倉宿などの継荷がなくなり、問屋や人夫が困るから、須賀川・中宿河岸に陸揚げしてほしいという訴えがおこった（『福島県史』<sup>10上</sup>「矢吹町史」<sup>3巻</sup>41—50四）。

この紛争に関して、慶応元年（一八六五）埴代官所多田銃三郎は、二本松領に出張して調査した上で、通船に対する妨害であるとして、奉行所に書面を送っている。

これによると、国益のためにも、通船を振興すべきであるとし、鬼生田・福島間の開通も願いながら、陸路宿駅問屋の小利のため、国家の大利を失うことになると主張している。

この中で、川路運送と陸路運送の賃金を比較して、数字を上げ、川路の場合、年に一万三四三両安くなる。それは物価にも響き、もし陸路にすれば、物価高の原因をつくり、多くの人々のためにならない。したがって通船は続けさせるべきであると述べている。

以下関係部分を抄出する。

### （前 略）

一錢三頁六百文

常州平海より奥州須賀川海沿陸路二十里寄駄賃錢

一 銭老貫百五拾文 右須賀川より本宮宿迄陸路九里間断

小以銭四貫七百五拾文 塩老駄六俵付陸路貨

一 銭貳貫八百八拾文 右平湯より阿武隈川磐明河河岸迄陸路十六里右間断

一 銭四百四拾文 明河河岸より鬼生田河岸迄川路十里右間断

一 銭三百五拾文 鬼生田河岸より本宮宿迄陸路二里右間断

小以銭三貫六百七拾文 塩老駄川路運賃

差引 銭老貫八拾文 通船運賃之方減

塩運送高老ヶ年凡拾万依程

此駄數老万六千六百六拾六駄余

此銭老万七千九百九拾九貫文余

此金貳千七百六錢九兩余

是ハ塩陸付駄賃と差引老ヶ年書面之通置控下直ニ相当リ申候

一 銭老貫貳百五拾文 売荷老駄川原田より須賀川迄陸路六里貫銭

一 銭老貫四百八拾六文 須賀川より本宮宿迄陸路九里間断

一 銭貳貫七百三拾六文 陸路運賃

一 銭五百五拾老文 川原田村より鬼生田村迄川路十二里半貫銭

一 銭四百三拾文 鬼生田より本宮宿迄陸路二里貫銭

小以銭九百八拾老文 川路貫銭

差引 銭老貫八百五文 通船運賃之方減

売荷高老ヶ年凡貳万七千駄

此銭四万七千三百八拾五貫文

此金七千貳百九拾兩

是者元荷陸付駄賃と差引老ヶ年書面之通直段下直ニ相当リ申候

二 合金老万三百四拾三兩 通較之方益

水陸貫銭損益書面之通物価江差響キ候儀ニ而万民之助成相候儀、僅七ヶ宿間屋口銭ニ拘リ幼ヶ候段心得違、殊ニ追々宿駅諸通行多端を名といたし売荷駄送賃銭格外貪リ候趣ニ相聞、就中本宮宿より左京大夫領分宿々ニおゐてハ一筋之往来ニ而過当之賃銭貪リ、同

領商人共ニ至迄難渋いたし候趣ニ相聞、此度之差障リ御奉行所ニおみて嚴重御取調相成、宥荷賃銭請取方等迄御亂御座候へ、物価御取縮相立可申奉存候(以上未書)

以上

印(慶応元年)  
別(五月)

多 田 銃三郎

(福島県史一10上)

慶応三年で五カ年の許可が切れたので、翌四年(一八六八＝明治元年)に一〇カ年間の許可願を、茂惣平と逸作が出している。その中で、河岸場四カ所の運上永を二貫文増して、六貫文にしていることなどから、かなり順調に通船されたものと考えられる(『矢吹町史』3巻資料編Ⅱ4―506)。

しかし、この願は、五カ年として、埴代官より勘定奉行所に提出されている(『福島県史』10上)。

こうして、永年の苦勞が実って、ようやく順調になったころ、明治維新となり、官制の改革がおこなわれることになる。そして通船にも、しばらくの混乱が生じる。

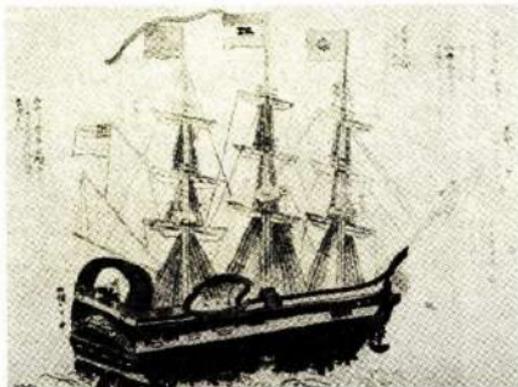
(円谷善人・藤田正雄)

## 五 戊辰戦争と矢吹

### (一) 戊辰戦争

#### 黒 船 来 航

嘉永六年(一八五三)六月三日、アメリカのペリー艦隊四隻が日本の浦賀に現われ、幕府に開国をせよと求めた。永い間鎖国(まこと)を続けてきた日本人の前に、黒船が現われたのである。このニュースは七月一日に白河の庄屋に知らされた。ちょうど七月一日から四日にかけて、浦賀を警固する会津兵一、六〇〇人が白河に宿泊した



黒船絵図（福島県史パンフレット）

ので、白河の町中是不安で騒ぎが大きくなった。

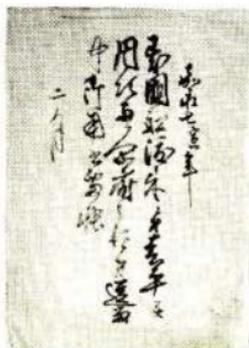
これよりさき寛政四年（一七九二）九月、ロシアの使節ラクスマンが伊勢の漂流民大黒屋幸太夫を護送して、根室に来航して通商を求めて以来、外国船が引き続き日本の沿岸に現われるようになった。このため幕府は海防の必要を痛感して、沿海の諸大名に海岸防備の強化を指令した。白河藩でも海岸の警備に兵を出していたが、嘉永三年（一八五〇）には藩内の輦師を鉄砲組足輕に駆って、いつでも出られるようにしていた。

嘉永六年（一八五三）八月に幕府は海岸の防備を固めるため品川湾にお台場（砲台）を築くことにして人夫を集めた。この時に中畑村庄屋小針発右衛門、中野目村庄屋円谷春平の二人は中畑村から人夫をつれて江戸に行つて仕事に当たっている。一行は仕事を終つて十月四日に江戸を出発し八日に帰村している。

翌嘉永七年二月には、小針発右衛門、円谷春平の二人は領主松平万太郎の指図で御用人小林新兵衛の御用係として江戸に行つたが、外国船が現れないので二月六日に着いた二人は二月二十四日に帰つた。（異国船渡来二付春平並周次  
書留帳—嘉永七年二  
月 円谷善人家文書）

このように、外国船の渡来によつて国内は騒然となり攘夷論と開国論の二つの意見が対立し幕府はその処置に困つた。

白河藩では安政三年（一八五  
六）五月に「練兵規則」をつくり、兵式訓練をすることになつた。古来白河藩の兵法は甲州流を採用してきたが、黒船が来る



異国船渡来に  
來に御用書留帳（中野  
目円谷善人藏）  
嘉永7年

よくなったのは、鉄砲と大砲で戦う新兵法に切りかえるため、森鈞之進・杉浦糸八郎の兩人を江戸に派遣して、兵学を学ばせた。二人は安政二年の暮れに白河に帰って来て練兵場を作り、新式の訓練をはじめた。安政六年二月、白河藩主阿部正者まさむねは江戸に上り、大手門の警固を拝命した。しかし同年十一月に解任された。

国論が二分し混乱が続く中で、安政五年（一八五八）六月十九日、幕府は天皇の勅許を得ないまま、アメリカ総領事ハリスとの間に日米修好通商条約に調印した。この難局にあたっていたのが大老井伊直弼なおすけ（彦根藩主）である。井伊大老は攘夷派の人々を徹底的に弾圧し、排除しようとした。吉田松陰や頼三樹三郎が死罪になったのはこの時である。攘夷派からうらみを受けることになった井伊大老は万延元年（一八六〇）三月三日、江戸城の桜田門外で、水戸浪士を主とする攘夷派の襲撃にあつて殺された。このあとをついだ老中安藤信正（磐城平藩主）は、「今だいなことは国論を統一して強力な政権をつくることである。それには朝廷と幕府とが手を結ぶ以外にない」と公式合体論を打ち出した。幕府は孝明天皇の妹和宮わのみや（一六歳）と将軍家茂いえもとの結婚を画策して実現した。これが攘夷派の憤激を呼び、文久二年（一八六二）一月十五日の朝、信正の行列が江戸城の坂下門外で襲撃され、信正は負傷した。

翌三年四月六日、白河藩主正善は江戸府内の警備の命を受け、藩兵と鉄砲足輕の獵師を引きつれて江戸に上った。藩府は四藩に江戸の警備を命じたが、白河藩は丸の内・麴町こうじま・市が谷いちがや・小石川こいしかわ・牛込うしご・飯田町を担当した。（後に丸の内・神田・浅草・兩國にかわった。）白河藩は必要な人数を国元より呼びよせ、総勢三三四人（内獵師四五人）を五番組に編成して警備に当たった。

### 京都守護職

江戸ばかりでなく、京都でも攘夷派の浪士たちが尊王の志士と称して開国派の要人を暗殺するなど、物騒だった。京都所司代や京都町奉行所だけでは鎮めることができなくなったので、幕府は新しく京都守護職をつくり、会津藩主松平容保やすやすを任命した。容保は再三断つたが、辞退しきれず、文久二年十二月二十四日、一、〇〇〇の精兵を引きつれて京都に到着した。

容保は孝明天皇の信頼を得、「現今の急務は海内の人心一和にある。それは公（朝廷）と武（幕府）との一和に始まる」



松平容保像（写真・『図説会津若松の歴史』所載）

容保は公武一和のために死を誓ってあたる決意をした。そうして京都の治安を維持し、京都御所の守護にあたり、とくに攘夷派を徹底的に取締った。このため攘夷派から、最大の敵とみられるようになった。

攘夷の急進派は長州藩（三六万石）である。長州藩と薩摩藩（七七万石）は関ヶ原の戦い以来の外様大名であるから、幕府の要職から締め出されてきた。ことに長州藩は藩主毛利元就の時、一〇〇余万石もあったのに、徳川家康のために三分の一にけずられたうらみがある。それにこれら西国の各藩は、土佐藩（二四万石）を含めて、天明・天保の大凶作に大きな被害がなく、藩政改革に成功し、外国貿易には積極的に取り組んで実力をつけている雄藩である。長州藩が攘夷の急進派になったのは、吉田松陰の門下生高杉晋作、久坂玄瑞、桂小五郎ら若手の藩士が、藩論をリードするようになったからである。

このころ外国船がしきりに西海に現われて、日本の沿岸をおびやかしていた。このように外国の黒船がつぎつぎに来たのでは、わが国に外国に占領されてしまう。横浜・長崎・函館を開港して貿易をはじめると生糸や茶が品不足になり、米や日用品などの物価が高くなり、生活が苦しくなるなどの心配から、攘夷論に傾く人も多くなった。

## 新 選 組

攘夷派は、独断で開国した幕府を倒せと叫び、政権を朝廷に返せと尊皇論をかかげた。攘夷をかくれみにして討幕、つまり幕府を倒して政権を自分たちの手に入れようとしたのである。

長州藩と急進派の公卿らは、孝明天皇が攘夷祈願のため神武天皇陵や伊勢神宮に参拝するを機に、天皇の名で幕府追討の兵を挙げる計画であった。ところが文久三年（一八六三）八月十八日に予定された行幸は中止となり、この企ては不発に終わった。京都守護職はこの計画を未然に防いだ。江戸から新選組がかけつけて容保を助けたので、京都の警備はいっそう厳重になった。

文久三年四月から江戸市内の警備に当たっていた白河藩主正者は、同年八月二十七日京都警備の命を受け、九月五日江戸を出発し、同十九日京都に到着した。しか

しまもなく正善は病気のため職をやめ（十二月三日）、江戸に帰る途中、東海道の日坂宿で死去してしまつた。（十二月二十日）。

攘夷派は翌元治元年（一八六四）六月二十七日前後の風の強い夜、京都市中に放火し、その混乱にまぎれて京都守護職松平容保を暗殺し、孝明天皇を御所から連れ出し、長州藩にお迎えして倒幕の兵を挙げる」という謀報を入手した新選組は、六月四日の夜、池田屋（長州藩の定宿）を襲い、九人を切り殺し、傷ついた二十余人をとらえてしまつた。池田屋騒動とよばれる事件がこれである。

長州藩は、二度の計画が失敗したが、萩藩主毛利慶親は、武装した藩兵四、〇〇〇余人を引き連れて三たび京都に向かい、元治元年（一八六四）七月十八日深夜、市内に突入した。この時容保は京都御所内において孝明天皇を守護し、御所の門は会津藩をはじめ薩摩藩・紀州藩・桑名藩が守っていたが、長州藩からの発砲で戦いとなつた。長州藩の主力は会津藩が守る蛤門を攻め激戦となつたが、長州藩の突撃隊長来島又兵衛が戦死すると、総くずれになつて敗退した。長州藩は三たび敗れて京都を去つたが、この戦いで京都市中は三日間燃え続け、二万八、〇〇〇戸が焼失した。

## 天 狗 党

ちようどそのころ関東の名山筑波山に、水戸浪士武田耕雲斎らが白地に尊王攘夷と大書した旗をなびかせて兵を挙げた（元治元年三月二十七日）。これが水戸天狗党である。四月三日天狗党は筑波山から出陣して宇都宮に入り、日光に陣を張ろうとしたがことわられたので、東照宮を参拝して十四日栃木の太平山にたてこもつた。幕府は天狗党を鎮めるために関東・東北・東九藩に追討を指令した。命を受けた白河藩では各村々に郷人夫・馬・軍夫を割り当てて、討伐隊を宇都宮方面に繰り出した。

六月十七日江戸を出発した幕府の本隊は、下妻・下館の二手に分かれて進んだが、下妻の軍が天狗党の夜襲にあつて大敗した。新しい幕府の追討軍は、七月十六日江戸を出発して茨城にむかつた。天狗党は水戸城を攻めたが敗れ（七月二十五日）、その後珂湊で幕府軍と戦つたが大敗、天狗党の田中隊と岩谷隊が助川城に入った。この時の総勢は七〇〇余人であつた。九月二十六日幕府軍の総攻撃を受けて乱戦となつたが、天狗党は敗れてちりぢりになつて落ちのびた。田中郷

蔵は三二〇人ほどの隊員を引き連れて久慈川をさかのぼって八溝山にたてこもったが、飢えと寒さのため万策つき、山にこもって四日目の十月一日に隊を解散した。この時福島県側を固めていたのは塙陣屋の兵で、その中には棚倉藩より二〇〇人、白河藩より二〇〇人、釜子陣屋より五〇人の応援隊が入っていた。隊員は思い思いに山を下りたが、福島県側に下りた隊員は待ちかまえていた塙陣屋の兵にとらえられた。田中も山小屋にかくれていたが、十月四日塙陣屋の兵にとらえられ、のちに処刑されて二一歳の生涯を終えた。

天狗党の本隊はその後群馬県、長野県から福井県に落ちのびたところで、十二月全面降伏した。投降者八二三人。翌元治二年二月四日に幹部二四人が死刑、つづいて同二十三日までに合わせて三五三人が死刑、遠島一三七人、追放一八七人、水戸藩渡し一三〇人、獄死六〇人、永厳寺預けの少年一人。こうして、天狗党事件は終わった。

### 白河藩の財政

正善のあとをついだ白河藩主正外は、元治元年六月二十四日幕府の老中職になった。翌元治二年二月正外は幕府の命によって、兵三、〇〇〇をひきいて京都に上った。そうして江戸と京都に分かれている幕府の勢力を江戸に集中しようとしたが不調に終り、正外はまもなく江戸に帰った。この年四月七日慶応と改元、四月幕府は長州征伐をきめ、五月には出発の布告をした。白河藩でもこの軍に入るため、新らしく仕入れた小銃・大砲・甲冑・弾薬などを三八〇余人の郷夫（うち白河藩より一八〇人）に運ばせ、藩兵八九〇余人が陸路京都に上った。この時江戸より京都までの費用が六、八四〇余両もかかっている。しかし長州征伐に出発しないまま京都にとどまっていた。

たまたま九月十九日、イギリス・アメリカ・フランス・オランダ四国の公使が軍艦をひきいて兵庫（神戸）にやって来て、兵庫の開港を要求した。幕府はこの問題について協議を重ね、正外は開港を主張して運動したが、ついに勅許がおりなかった。そればかりでなく、正外は独断で各国公使に兵庫の開港を許可したというデマが流れたためか、官位をうばわれて国に帰って謹慎せよという命令をうけた。正外は藩兵を引きつれて京都を出発し、十一月八日白河に帰った。

この年慶応元年（一八六五）は六月はじめより雨天つづきで冷気のため凶作であった。その上戦争がはじまるというので、各藩で米の買い集めがあり、商人の買い占めのために米価が高くなった。それにつれて諸物価もあがってきたので、

正外は藩の家中の者に手当金を出している。

翌慶応二年（一八六六）六月十九日、正外が隠居して盤居になり、正静がそのあとをついで藩主となったが、棚倉へ所替になってしまった。このため白河町百姓惣代が七月二十二日より再三阿部様の国替をしないように役所に訴えたが成功をせず、また藩内各村の百姓惣代からも訴えがあったが何の音沙汰もなかった。八月二十七日泉崎村の鳥峠に、近くの村々の百姓が集まり、「春以来天候不順で今年の作柄がよくない。この上暴風雨などがあつては飢饉になる恐れがあり、殿様の御国替には何かと費用もかかると思われるので、どうぞ国替を思いとどまるように」という趣旨の歎願書を役所に提出したが、勿論取上げられなかった。

慶応三年七月、正静は棚倉に移り、八月白河藩は小名浜代官の支配下になり、二本松藩の城番となった。この時白河藩内の百姓は、年貢米は今まで通りになっていたといふ歎願書を小名浜代官に出している。

慶応三年も夏雨の日が続いて不作、穀物が高値になったので、六月郡奉行より穀物を他所に売らないようにとの達しが出ている。このところ不作の年が続いているが、嘉永三年（一八五〇）以来つぎのように米の減収が続いた。嘉永三年四万八、六三〇余石、同四年二万四、二八八余石、同五年三万六、五〇〇余石、同六年五万六、〇〇〇余石、安政元年四万一、〇〇〇余石、同二年六万二、三〇〇余石、同三年三万七、五〇〇余石、同四年（五月節句に大雪）六万一、一〇〇余石減収。このように減収が続いたので、藩では、むだな費用を少なくして節約し、支出を極度に制限し、家中へ儉約の励行を命じたが、新しい兵器を購入し、多くの藩兵を江戸や京都へ派遣するなど、支出は増えるばかり、赤字はふくらむばかりで、白河藩の財政は苦しくなるばかりである。白河藩ばかりではなく、どこの藩でも幕府領でも財政は苦しくなるばかりであった。藩内の百姓も不作が続いて物価が上がり、生活が苦しくなったので、各地に百姓たちの騒動が起った。そのいくつかの例をあげてみよう。

(1) 文久元年（一八六一）十二月中畑陣屋領内の中畑村惣百姓が、年貢米の納付について役所から七年前より、これまで積んでおいた課米は半納とし、半分はそのままにする旨申し渡され、「神田村・川辺村・中野村は承知した。しかし中

畑村・大畑村・中野目村・堤村は安政二年から（八年間）十二年の内四年は役人の給料、四年は上納米、四年は村方で貯えて置いたのはそのままというのでは、囲米半納の三カ村とは大きな違いになります。どうか不公平のないように取計って下さるようという歎願書を出している（中畑、小。針文書）。

(2) 文久二年十二月二日、幕府は旗本領に歩兵組編成のために人員を差し出すよう命令した。中畑陣屋（旗本領）では各村に軍夫を割当てて出頭するように申し渡した。ところが、各村では助郷でかなりの人馬が出ていたので、それ以上の余裕がないから軍夫の割当てには応じられないという歎願書を文久三年一月江戸の役所に出している（矢吹町史、2巻。資料編141-136五）。

(3) 慶応元年（一八六五）十二月一日より同二年一月二十二日にかけて、塙陣屋領（幕府領）でこんにやくを他領に売出すのを差し留めたことと、こんにやくの荒粉の運上についての反対を訴願し、打ちこわしにまでになった（福島県史、80頁）。

(4) 慶応二年四月十五日、郡山宿の馬方が米価高と生活苦のために駄賃の値上げを要求する騒ぎがあった（郡山史）。

#### 大政奉還

慶応二年一月二十一日、萩藩士木戸孝允と薩摩藩の西郷隆盛が、坂本竜馬の斡旋で京都の薩摩藩邸で会合し、薩摩と長州が連合して幕府を倒すという密約をした。このように政局が不安定の下で、同年七月二十日幕府の一四代将軍家茂が大坂城中で死去し（二一歳）慶喜が将軍職をつぎ、同年十二月二十五日には孝明天皇が世を去り（三七歳）翌慶応三年一月九日、明治天皇が一四歳の若さで位についた。

長州藩が着々と討幕の準備をしていた慶応三年十月十三日、攘夷派公卿の岩倉具視は薩摩藩主あての討幕の詔書を大久保利通に手渡した。これ聞いた将軍慶喜は、同日京都にいる四〇藩の重臣たちを集めて諮問した結果、攘夷派と戦うことは、天皇に弓を引くことになり、逆賊として討伐されることになるので、幕府の政権を天皇にお返しするしかないということにきまつた。翌十四日に慶喜は大政奉還上表を朝廷に差し出した。

このため孝明天皇の信頼を受けて御所を守護していた松平容保は、京都守護職を解かれたばかりでなく、「幕府の暴を助けたその罪軽からず。よってこれを討て」と追討を受ける立場になった。昨日までの王城護衛者から、今日は逆賊になった容保は、長州や薩摩の藩兵四、〇〇〇余名と交代し、一、〇〇〇余名の藩兵と共に、慶喜について大阪に退いた。

## 鳥羽伏見の戦

大政奉還より二カ月後の慶応三年十二月九日、公卿たちが宮中に集まって王政復古の大号令を出した。同時に新政府の総裁に有栖川宮が就任し、閑僚に薩摩・長州・土佐など西国雄藩の人たちになった。そうして將軍慶喜の官位を取りあげ、領地を没収した。そればかりか、「幕府を戦争に引きずり込んで、二度と立ち上がれないように、武力でたたいてしまおう」とした。

薩摩藩は江戸で浪士を集めて、放火や強盗をしたので、十二月二十五日幕府は庄内藩などに命じて薩摩江戸藩邸を焼き払った。そうして慶喜は薩摩藩征討の表を朝廷に差し出すために、幕府軍をひきつれて京都に向かった伏見街道を会津藩兵、鳥羽街道を桑名藩兵が進み、あとから幕府軍が続く軍勢一万五、〇〇〇余。兵力四、五〇〇〇余人の薩摩・長州の両藩は、大砲を並べて幕府軍の来るのを待ち構えていた。慶応四年一月三日午後五時、ついに両軍が衝突した。これが鳥羽伏見の戦である。

会津藩や新選組は陣羽織を着た古い軍装で刀をふりかざして切り込んでいったが、薩長軍の小銃の乱射でなぎ倒されてしまう近代的装備の軍にはかなわない。その上薩長軍に錦の御旗がひるがえっているのをみた幕府軍は、天皇に弓引く賊軍、朝敵と呼ばれるのを恐れて戦意がなくなり、総くずれになって大阪城に逃げ帰った。幕府軍の大敗を知った慶喜は、一月六日の夜ひそかに幕府艦開陽丸で江戸にむかった。会津藩主らもこれにしたがって江戸に到着した。

## 戊辰戦争

薩長軍は二月三日、朝廷から「幕府勢力を追討せよ。」（親征の詔）との勅命を受け、同十五日江戸へ向けて進撃を開始した。有栖川宮を東征大総督に、西郷隆盛を参謀とする五万の軍勢であった。そのころ江戸の幕府内では抗戦をめぐってもめていたが、徳川慶喜は「錦旗はすでに西軍の手中にある。これに反抗するのは朝廷を敵にすることである。」と恭順の意向を表明し、幕府内の主戦派である勘定奉行小栗忠順らを追放して、恭順派の陸軍総裁勝安芳（海舟）を登用した。また二月八日には会津藩主松平容保に「江戸城への登城を禁止する。」と伝えてきた。容保は仕方なく二月十六日、和田倉門の江戸藩邸を出て会津へ向かって出発した。このとき供のものわずかに一六人、幕府からの見送りはひとりもいなかった。

その後幕府側の勝安芳と大総督府参謀西郷隆盛が江戸薩摩藩邸で会見し、戦わずに江戸城の明け渡しをきまめた。四月十一日江戸城を明け渡し、東征軍が城に入ったが、徳川家康が江戸に幕府を開いてから二六五年で江戸幕府はその幕を閉じた。

江戸城が開城したので、東征軍の次の目標は会津である。そのため戦場は関東から東北に移ったが、錦旗を立てた薩摩・長州・土佐藩を中心とする東征の西軍と、会津藩を主とする東軍との戦いは、慶応四年正月の鳥羽伏見の戦いからはじまって長期戦になった。九月二十二日、会津藩で東北地方での戦いが大体終わったが、この年慶応四年は古い暦年であり、と戊辰（つちのえたつ）の年に当たっている。この戦いを「戊辰戦争」と言っている。

(二) 白川口の戦

奥羽同盟

奥羽鎮撫総督になった左大臣九条道隆の一行は、慶応四年（一八六八）三月一日、大阪から海路奥羽にむかい、同十九日松島に上陸した。仙台藩主松平慶邦は九条総督より会津藩討伐の先鋒になるよう命令を受けたので、兵を出して御霊櫃口・土湯口・中山口・石釜口・湯原口などを固めて、会津征伐にそなえた。



慶応4年 仙台藩調達金証文  
(本町 熊田俊一蔵)

この時仙台藩では各村々から軍資金を調達している。矢吹の熊田家にはこの時の証文が残っている。仙台藩では熊田勘十郎外五名より軍資金一、一五〇両を借用し（慶応四年三月）、この金は国元より送金次第返済するという借用証書である。また同年四月付で五月中に返済するとう、九五〇両の借用書もある。しかし明治十年になって仙台藩伊達家の柴田降より借用証書が数百通あって返済するあてもないの、何とか勘弁願いたいということわり状が熊田家に届いている。仙台藩ばかりでない。他の藩でも軍資金の調達には頭を痛めた。



白川口戊辰戦死者碑（白河市石切場）

また仙台藩の家中白河邦親が白河城に來た。邦親は二七八年前の天正十八年（一五九〇）まで白河城主であった白河公の末裔なので、その当時の旧臣の子孫たちが邦親公の陣中見舞に行っている（『矢吹町史』<sup>2</sup>巻。資料編141-144）。

会津藩主は錦旗と戦う意志のないことを何度も西軍に訴えたが、あくまでも力づくで会津藩をとりつぶし、二度と立ちあがれないようにする方針の西軍はこれを取り上げない。四月二十六日松平容保は使を仙台、米沢に出して、西軍に降伏するあっせんを頼んだ。そのため仙台・米沢藩は奥羽列藩に題状を出し、奥羽一四藩が白石に合同し、会津藩の歎願書に仙・米両藩と一四藩重臣の歎願書を添えて、岩沼の九条総督に会ってこれを提出した。ところが九条総督から歎願書聞き入ることができないという返答をきいた仙・米両藩は、これは薩長のさしがねに違いないと大いに怒った。ことに参謀世良修蔵がこの歎願書に「会津容保は天地に容れざる罪人であるから、速く討征すべし。」と附箋したことを伝え聞いたことから、世良参謀を憎む声が急に高まった。この時白河にいた世良参謀は、仙台の総督府に行つて軍議をしようとして、閏四月十八日、福島に向つたが、同十九日福島で福島藩の遠藤条之助、仙台藩の赤坂幸太郎に暗殺されて終つた。奥羽列藩は閏四月二十三日、再び白石に集まり、「我々は西軍の奸賊を一掃して、公義正道によって朝廷に忠を尽すものである。」と相談がまとまり、当日集まつた二五藩の重臣が盟約調印して、新政府の太政官に建白書を提出し、ここに奥羽同盟が成立した。その後五月に越後の六藩も加盟した。

### 白川口の戦

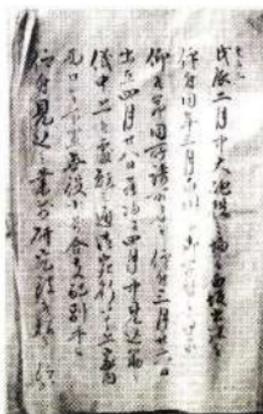
これよりさき会津藩は西軍を迎撃つ計画を立て、閏四月二十日、会津藩兵が白河城に入り、西軍に備えた。西軍は江戸城が開城するとその足で奥州に向かつて進軍し、その先鋒隊は閏四月二十四日、早くも芦野に到着した。薩摩・長州・大垣・忍の兵約三〇〇。そうして西軍はこの夜白河城の夜襲をしようとして芦野を出発

したが、雨で道がぬかり、連日行軍の疲れが出て、予定より遅れ、白河の入口に着いたのが翌朝になった。待ちかまえていた白坂口を守る仙台の兵が大砲を打ちはじめ、戦いはじまった。東軍の大平口を守る会津兵と、棚倉口の棚倉兵が砲声をききつけ、西軍を両側から攻めたので、西軍の参謀は兵を白坂に退却させた。東軍は勝に乗じて境明神まで追撃したのち、白河へ引き返した。この日の戦いは東軍の勝利に終わった。この時東軍の兵力は約二、〇〇〇、砲一〇門で、西軍よりはるかに優勢であった。

西軍は本隊が到着するのを待って、二十九日白坂で軍議をひらき、白坂口は敵の陣地が堅固であるからここに砲火を集めて敵をけんせいし、別の一隊（兵約三〇〇）は原方街道より敵の右側をつく作戦をたて、総攻撃は五月一日ときめた。これに対し東軍は、総勢三、〇〇〇と兵力を増し、白坂口には仙台兵を主力に会津・棚倉兵を配し、原方口には会津兵、棚倉口は棚倉兵で固めた。

五月一日の戦いは大激戦であったが、西軍の作戦が図に当たり、東軍はこれを支えることができず白河城を捨てて敗走した。西軍は正午頃白河城を占領して錦旗をひるがえた。敗れた東軍のうち仙台兵は二本松に退いて敗兵を集め、翌二日には仙台藩の参謀増田歴治、大隊長中島兵衛之介が福島から二本松にかけつけて二大隊を編成し、会津兵、二本松の兵とともに須賀川に陣した。同四日、増田のひきいる仙台兵、丹羽丹波の二本松兵、会津兵らが矢吹に陣した。矢吹宿は五月一日に東軍が敗れてから急に騒がしくなり、同四日には続々と東軍の兵が泊るようになり、東軍の前線基地の一つになったわけである。この日須賀川で奥州列藩会議がひらかれて、白河城を取り返す東軍の部署をつぎのようきめた。

- (1) 会津藩は上小屋・羽太（うぶた）に陣して大平口を固める。
- (2) 仙台藩増田歴治、二本松藩丹羽丹波、会津藩の義集大隊頭辰野源左衛門、同隊一番小隊頭望月新平、二番隊長頭国府辰次郎、三番小隊頭諏訪豊四郎、四番小隊頭井口源吾らは各兵をひきつけて矢吹に陣し、奥羽街道口を固める。
- (3) 会津、相馬、棚倉各藩の兵は金山口を固める。



村社家文書  
(三城目 村社和三城)

### からす組

この戦争に特別に活躍した者に細谷十太夫がいる。十太夫は仙台藩より江戸事情偵察の命を受け、生糸商人に化けて二本松より出発しようとした時、五月一日の白河の敗報を聞いた。十太夫はさっそく郡山の仙台藩大隊長瀬上主膳に会い、すぐに白河城の回復を訴えたが、らちがあかなかつた。そこで十太夫は博徒などを集め、主従六人で須賀川の柏木屋を借り切り、

「仙台藩細田十太夫本陣」と大書した張紙をして兵の募集をはじめた。

五月十七日までには五七名となったので、衝撃隊を組織し、十太夫が隊長になった。この日衝撃隊は矢吹宿に来たところ、矢吹の目明し渡辺武兵衛が部下二人を連れて入隊した。十太夫は隊を五隊に編成し、第一番小隊長に武藤鬼一、第二番小隊長に渡辺武兵衛、第三・四・五番小隊長にそれぞれ新妻新兵衛・蓬田仁蔵・笠原安治を命じ、五月二十一日から戦争に参加した。衝撃隊の服装は黒の筒袖、黒の小袴、紺の股引脚絆、紺の足袋、紺の鉢巻と黒づくめで戦場をあばれ廻ったので、西軍から烏組くわぐみといって恐れられた。からす組と同じように活躍したものに精神隊がある。棚倉藩を脱藩した阿部内膳ら一六人が精神隊を組織し、大内友五郎が隊長になり、棚倉口より白河に攻め入って西軍を苦しめた。当時、

仙台からすに十六ささげ なけりや官軍高枕

という歌がはやったと言われているぐらい、からす組と精神隊（十六ささげとは精神隊のこと）は西軍から恐れられていた。「十六ささげ」とは棚倉藩一六人組をさす。棚倉一六人組は洋式の軍装でなくわが国古来からの戎衣兵器を用い甲冑に身をかため槍弓矢での装束であったという。棚倉決死一六人組の氏名はつぎの通りである。

阿部内膳・有田大助・大輪準之助・北部史・志村四郎・川上直記・梅原弥五郎・須子国太郎・宮崎伊助・鶴見竜蔵・村社勘蔵・宮崎熊太郎・岡部鏡蔵・野村 絢・山岡金次郎・湯川賢次郎。

白河城総攻撃

五月一日東軍が敗れてから、小さな戦いがあつたが、東軍は陣容を立て直して、五月二十六日白河城総攻撃を決行した。朝七時頃から戦いはじまりはげしい戦いとなつたが、東軍はふたたび敗れて白河城を取り返すことができなかった。続いて二十七日、二十八日にも会津口・金勝寺口・本沼口・棚倉口などで戦いがあつたが、いずれも東軍は敗れた。五月二十九日にふたたび東軍の白河城総攻撃があつたが、白河城を奪い返すことができなかった。その後六月に入ってからでも戦いは続いてしたが、六月十二日東軍は三たび白河城総攻撃をしたが、白河城を取り返すことはできなかった。

矢吹宿のようす

これより先の六月二日、仙台藩の応援に仙台水沢藩の兵が矢吹に到着した。この水沢藩兵岩淵勘之丞の「白川江御出陣ニ付軍事方日記」をみると、当時の矢吹宿のようすや戦争のもようがよく書かれている。今その日記を口語訳にぬき書きしてみよう。

六月二日 晴

矢吹宿には病院と書いた旗を立てている医者の下宿家が三幅ほどあり、負傷者であればだれでも手当をしている。生魚を少々売っていたが、余りねだんが高いため藩兵は食べることができない。店で売っている品物はすべてねだんが高い。

六月五日 晴

この日から矢吹宿の南関門は番兵を置いて守りを固めることになつた。ここを通る者は藩兵はいうまでもなく百姓・町人に至るまできびしく改めている。藩兵は実名を改めて帳面に書き留め、百姓・町人は庄屋や検断役の印を押した木札を腰にさげて通っている。

六月六日

この日午後四時頃仙台藩芝田様の二小隊が五本松を固めると言つて通つて行つた。五本松は関門を固めるのに堅固な場所である。会津藩一小隊が白地の布に日の丸の紋所の旗を立てて矢吹宿に入ってくる。また白地の木綿に東照宮と書いた旗を先頭に立てて、半小隊位が入つて来たが、これは将義隊（彰義隊のことらしい）という。義集隊・朱雀隊は前から矢

吹に来て泊っている。これらはみな徳川家の旗本であるという。会津藩兵三〇〇人くらいが午後四時頃矢吹宿に到着した。藩兵は続けて七発ずつ打てる一挺四〇両もする新式の鉄砲をもっていた。

六月七日 晴

福島藩兵一小隊が白河をさして行く。二本松藩の早かごが登る。早朝矢吹宿に泊っていた会津藩兵三小隊が繰り出すなどいそがしい一日であった。

六月八日 晴

この日近くで合戦があったとみえて、早朝から大砲の音が聞え、藩兵がたくさん繰り出した。また負傷兵がはだかかごで戻って来た。

六月十日 ときどき雨

会津藩兵一小隊が小田川宿より戻って来た。宿中大取り込み。

六月十一日 晴

まいにち三春・二本松・福島の兵糧米が三〇駄、四〇駄ずつ登る。梅干し・味噌などは樽詰めにし、馬につけて通る。矢吹宿の目明し松谷屋平七が子分二〇人ほど連れて、会津藩兵望月伝平に加勢し、大小御免の刀を腰に差して、藩兵のように威張って宿中を歩いている。

六月十二日 晴くもり

仙台水沢藩の殿様が合戦場の視察に出かけられた。大和久宿は大したことがなかった。踏瀬宿ではみんな空家で戸障子から敷物までなく、たまにむしろを二、三枚敷いている人がいるといった有様。この宿から大砲の音がしきりに聞えはじめた。

太田川宿に行くと全部焼失し、裏のところどころに焼け残った土蔵や小屋掛けがしてあった。小田川宿には兵糧方、弾薬方渡し所の札を掛けている所があり、病院方と旗を立てて置く家もあった。さかんに炊き出しをしており、おむすびの

中に梅干しを一つずつ入れ、上にごまをふりかけ、二つずつ白紙に包んでかごに入れてどんどん運んでいた。白河近くに行くくと大砲を打つ煙が天に舞いあがり、ちょうどのろしをあげたようである。頭の上を大砲の玉が音を立ててとんで行った。

この日大合戦があつて、夕方福島藩兵が一五〇人ほど矢吹宿に帰つて来た。討死した者や負傷者が二七人もいた。会津藩兵も帰つて来たが、討死した者も多く、負傷者もかなりいた。夕方六時に仙台藩兵も帰つて来たが、討死一六人、負傷者六人もいた。」

### 矢吹宿焼失

六月十二日以後も白河城の攻防戦は続いていた。六月二十四日に西軍は棚倉城を占領し、同二十五日には金子陣屋が焼かれた。この日は金勝寺・根田・大谷地・米村方面で戦いがあつた。同二十九日仙台藩になることを恐れて、矢吹宿に火を放つて焼いてしまった。

この年の十月、戦争がすんでから矢吹村・矢吹新田村から焼けた家を建てる建築用材を伐り出す林をきめて貰い、手当金を出していただきたいという願書が民政局に出されている(『矢吹町史』<sup>4</sup>巻)。この願書によると焼け出された家は矢吹村が七二軒、矢吹新田村が二四軒、合わせて九五軒となっている。嘉永七年八月の(焼けた年の十四年前)「大福寺字内人別帳」(『矢吹町史』<sup>2</sup>巻)によると矢吹村の家が八〇軒。慶応二年十月の「矢吹新田明細帳」(『本町・熊田村の家が二七軒とあり。これでも矢吹宿の大部分の家がこの時焼けてしまったのである。』)

七月一日には細谷十太夫のゲリラ戦があり、同十五日早期には東軍が泉田・小田川・金勝寺・大谷地に戦つたが敗れて東軍は七曲りに退き、大和久に退却し、須賀川に退いた。同二十八日も羽太・虫笠・真名子で戦いがあつたが、白河で戦っていた各藩はつぎつぎに兵を引き払って退いて行き、三カ月余にわたって激しく戦つた白川口の戦いも、東軍の敗退によつていつのまにか幕を閉じてしまった。



猛虎隊記録（本町 平山寿満蔵）



方勤人足夫軍争辰取  
藤 藤 藤 藤 藤 藤  
神田 神田 神田 神田 神田 神田  
井ハル蔵

戊辰戦争終わる

七月二十七日二本松城を攻略した西軍は、八月二十日いよいよ総力をあげて会津攻略に向った。そうして若松城をめぐる一大攻防戦が展開されたが、松平容保が西軍に降伏し、九月二十二日若松城が開城となり、ここに会津戦争は終りを告げた。この間に東北各藩はつぎつぎに降伏し、東北地方の戊辰戦争は終わった。

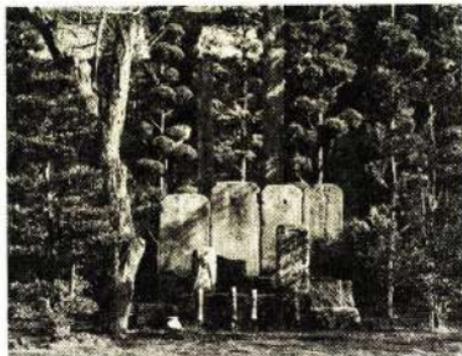
この結果東北地方の各藩は賊軍の汚名をうけ、奥羽鎮撫総督の指令によって西軍の諸藩に領地お預けとなった。新政府は相ついで官制を改革し、明治二年六月十七日藩籍奉還、同四年七月十四日の廃藩置県によって藩体制がなくなった。こうして新政府の体制が着々とのって行った。

戦争余話

(1) 戦国時代に白河城主白川義親公に仕えていた旧臣の子孫達が集まって猛虎隊を組織し、東軍に味方して岩沼町を中心として戊辰戦争に参加し、大いに活躍している（『矢吹町史』2巻）。

(2) この戦争で兵糧運びや弾薬運びなどの人夫を各村々に割当てて徴発している。慶応四年五月、矢吹宿と堤村との「郷夫人足議定之事」によると、堤村から毎日二人ずつ人夫を出す。一日一人に前金一両出す。けがをした時は扶持米五俵ずつ一代与える。もし療養叶わず死亡した時は三〇両出すという取りきめをしている（『矢吹町史』2巻）。

(3) 同年九月、軍夫御役所から軍夫役の調査が各村に出ているが、堤村の報告をみると、村全部で家が一六軒で、一軒から一人ずつ人夫に出たとして、そのうち六人または三人が毎日川辺村に詰めており、（助郷）白河郷人夫として常時二人が出ており、代りの郷人夫が二人いるとある。これ



仙台支藩水沢藩士の墓（大福寺境内）



仙台藩士の墓（幸福寺地内）

をみると人夫を割り当てられることは、村々にとってかなりの重荷になっていることがわかる（『矢吹町史』2巻、資料編141-148）。

(4) 中畑村では土佐藩の輜重隊から、今まで中畑村から来ていた人足九人を交代したいので、代りの人足を至急よこすようにという文書が、九月一日附で中畑村戸主宛に来ていた。

(5) 明治元年十一月、白川郡・石川郡・岩瀬郡三郡の村々役人より民政取締所に、今年には戦争で若者は郷人夫や軍夫に取られて働く者がいなかったため、田植も満足にできなかった。畑は荒れ放題で麦時きの種子もないようなしまつです。その上成熟時に雨ばかり降ったのでみりがか

すくなく、昨年に引続いて不作で減収です。どうぞ年貢を軽減して下さいという歎願書を出している（『福島県史』8）。

(6) 同じく高田藩内の村々から、米価を安くし、雑税廃止の要求をしている。

(7) 白川口の戦いでは両軍共たくさん戦死者や負傷者が出ている。現在白河市内の寺院や近郊の寺院などには戦死者の墓がたくさん並んでいる。激戦地の近くには戦没者の顕彰碑や戦争の記念碑などが到る処に見られ、激しかった白川口の戦いを話しかけている。

(8) 矢吹の大福寺には会津藩一〇人、仙台北水沢藩一七人、福島藩二人、仙台北水沢藩兵岩淵勘之丞の「白川江御出陣ニ付軍事方日記」につきのような個

所がある。

「六月十六日 此日昨夜持参シタル首並討死之面々之品物少々宛集メ 小荷駄方ニテ八幡山大福寺ニ葬ル 但シ此寺本堂庭前ニ桜ノ大古木有 其南ニ杉ノ木五、六本有（現在は山門を入つてすぐ左側） 其内ニホウムル 尤石塔三本立スル内老本ハ星藏人太 又老本ハ土通（藩士）五人 又老本御鷹匠御徒足輕拾六人 皆実名ト名乗ト年何歳印立ル」（前の大福寺過去帳と人数が合わない。）とある。

(9) 中畑新田の幸福寺の墓地に、慶応四年六月十二日、金勝寺口大谷地村石切山で五人を打取つた後、鉄砲の弾丸に當つて戦死した仙台藩士本内幸三良直久の墓がある。

(10) 中畑の澄江寺には同年七月二十五日、宇都宮藩士某が葬られている。戒名「劔邦政信士」

〔参考資料〕本項は主として「戊辰白河口戦争記」（佐久間律堂著）「近世日本国民史第七二巻奥羽戦争篇」「白川江御出陣ニ付軍事方日記」によつた。

（円谷善人・石井亘）